

木曾岬干拓地整備事業(第 2 期)
環境影響評価書

令和 6 年 5 月

三 重 県

— 目 次 —

第 1 章 対象事業の名称及び目的	1- 1[-1-]
第 1 節 対象事業の名称.....	1- 1[-1-]
第 2 節 対象事業の目的	1- 1[-1-]
第 3 節 事業者の氏名及び住所	1- 1[-1-]
第 4 節 その他の対象事業に関する事項	1- 1[-1-]
4.1 木曽岬干拓地における土地利用の現況	1- 1[-1-]
第 2 章 対象事業の内容(事業特性に関する情報)	2- 1[-4-]
第 1 節 対象事業の種類.....	2- 1[-4-]
第 2 節 対象事業の規模	2- 1[-4-]
第 3 節 対象事業実施区域の位置	2- 1[-4-]
第 4 節 対象事業の内容に関する事項	2- 4[-7-]
4.1 土地利用計画の概要	2- 4[-7-]
4.2 事業計画の概要.....	2- 6[-9-]
4.3 事業実施にあたっての環境保全の方針	2- 11[-14-]
第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(地域特性に関する情報)	3- 1- 1[-15-]
第 1 節 自然的状況.....	3- 1- 1[-15-]
1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	3- 1- 1[-15-]
1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況.....	3- 1-21[-35-]
1.3 地盤及び土壌の状況	3- 1-27[-41-]
1.4 地形及び地質の状況	3- 1-31[-45-]
1.5 日照及び電波の状況	3- 1-35[-49-]
1.6 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況.....	3- 1-35[-49-]
1.7 人と自然との触れ合いの活動の場の状況	3- 1-69[-83-]
1.8 歴史的文化的な遺産の状況	3- 1-71[-85-]
1.9 景観の状況	3- 1-71[-85-]
1.10 その他の状況(一般環境中の放射性物質の状況)	3- 1-73[-87-]
第 2 節 社会的状況	3- 2- 1[-88-]
2.1 人口及び産業の状況	3- 2- 1[-88-]
2.2 土地利用の状況.....	3- 2- 2[-89-]
2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	3- 2- 6[-93-]
2.4 交通の状況.....	3- 2- 9[-96-]
2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配 置の概況	3- 2-11[-98-]
2.6 上下水道の整備の状況.....	3- 2-13[-100-]

2.7 廃棄物の処理の状況.....	3- 2-14[-101-]
2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況.....	3- 2-17[-104-]
2.9 その他の事項.....	3- 2-47[-134-]

第4章 方法書に対する方法書関係市町長の意見及び事業者の見解... 4- 1- 1[-136-]

第1節 方法書に対する住民意見及び事業者の見解	4- 1- 1[-136-]
第2節 方法書に対する方法書関係市町長の意見及び事業者の見解	4- 2- 1[-145-]
第3節 方法書に対する知事の意見及び事業者の見解	4- 3- 1[-149-]

第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

.....	5- 1- 1[-153-]
第1節 専門家等の技術的助言.....	5- 1- 1[-153-]
第2節 影響要因	5- 2- 1[-155-]
第3節 環境影響評価の項目	5- 3- 1[-156-]
第4節 調査、予測及び評価の手法	5- 4- 1[-165-]

第6章 関係地域の範囲 6-1[-166-]

第7章 環境影響評価の結果 7- 1- 1[-168-]

第1節 大気質.....	7- 1- 1[-168-]
1.1 工事の実施(重機の稼働)に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	7- 1- 1[-168-]
1.2 工事の実施(資材の運搬)に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質.....	7- 1-24[-191-]
1.3 土地の供用(土地の利用)に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質.....	7- 1-42[-209-]
1.4 土地の供用(発生車両の走行)に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質.....	7- 1-51[-218-]
1.5 工事の実施(重機の稼働、土地の造成)に係る粉じん等.....	7- 1-63[-230-]
1.6 工事の実施(資材の運搬)に係る粉じん等	7- 1-75[-242-]
1.7 土地の供用(土地の利用)に係る粉じん等	7- 1-85[-252-]
1.8 土地の供用(発生車両の走行)に係る粉じん等	7- 1-92[-259-]
第2節 騒音	7- 2- 1[-268-]
2.1 工事の実施(重機の稼働)に係る騒音	7- 2- 1[-268-]
2.2 工事の実施(資材の運搬)に係る騒音	7- 2-15[-282-]
2.3 土地の供用(土地の利用)に係る騒音	7- 2-33[-300-]
2.4 土地の供用(発生車両の走行)に係る騒音	7- 2-40[-307-]
第3節 振動	7- 3- 1[-315-]
3.1 工事の実施(重機の稼働)に係る振動.....	7- 3- 1[-315-]
3.2 工事の実施(資材の運搬)に係る振動	7- 3-12[-326-]
3.3 土地の供用(土地の利用)に係る振動	7- 3-27[-341-]
3.4 土地の供用(発生車両の走行)に係る振動	7- 3-33[-347-]

第4節 水質	7- 4- 1[-356-]
4.1 工事の実施(土地の造成)に係る水の濁り(浮遊物質)	7- 4- 1[-356-]
4.2 土地の存在及び供用(土地の造成)に係る水の濁り(浮遊物質)	7- 4-15[-370-]
第5節 地形及び地質	7- 5- 1[-377-]
5.1 土地の存在及び供用(造成地の存在、土地の利用)に係る土地の安定性	7- 5- 1[-377-]
第6節 陸生動物	7- 6- 1[-386-]
6.1 工事の実施(重機の稼働、資材の運搬、樹木の伐採・処理、土地の造成及び工事用道路等の建設)及び 土地の存在及び供用(造成地の存在、土地の利用及び発生車両の走行)に係る陸生動物	7- 6- 1[-386-]
第7節 陸生植物	7- 7- 1[-530-]
7.1 工事の実施(重機の稼働、資材の運搬、樹木の伐採・処理、土地の造成及び工事用道路等の建 設)及び土地の存在及び供用(造成地の存在及び発生車両の走行)に係る陸生植物	7- 7- 1[-530-]
第8節 水生生物	7- 8- 1[-565-]
8.1 工事の実施(土地の造成)及び土地の存在及び供用(造成地の存在、土地の利用)に係る水生 物	7- 8- 1[-565-]
第9節 生態系	7- 9- 1[-604-]
9.1 工事の実施(重機の稼働、資材の運搬、樹木の伐採・処理、土地の造成、工事用道路等の建設) 及び土地の存在及び供用(造成地の存在、土地の利用、発生車両の走行)に係る生態系	7- 9- 1[-604-]
第10節 景観.....	7-10- 1[-653-]
10.1 土地の存在及び供用(造成地の存在、土地の利用)に係る景観.....	7-10- 1[-653-]
第11節 廃棄物等	7-11- 1[-669-]
11.1 工事の実施(樹木の伐採、処理及び廃棄物の発生・処理等)に係る廃棄物等	7-11- 1[-669-]
第12節 温室効果ガス等	7-12- 1[-673-]
12.1 工事の実施(重機の稼働、資材の運搬)及び土地の供用(土地の利用、発生車両の走行)に係る 温室効果ガス等.....	7-12- 1[-673-]
第8章 事後調査の実施計画	8- 1[-678-]
第9章 環境影響評価の総合的な評価.....	9- 1[-680-]
第10章 準備書に対する意見及び事業者の見解.....	10- 1- 1[-699-]
第1節 準備書に対する住民意見及び事業者の見解	10- 1- 1[-699-]
第2節 準備書に対する関係市町長の意見及び事業者の見解	10- 2- 1[-705-]
第3節 準備書に対する知事の意見及び事業者の見解	10- 3- 1[-707-]

第 11 章 準備書の記載事項の修正内容 11- 1[-712-]

第 12 章 対象事業に係る主な許認可等..... 12- 1[-724-]

第 13 章 環境影響評価の委託先..... 13- 1[-725-]

注)[]内の数字は通し番号を示す。

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を加工して作成したものである。
--

第1章 対象事業の名称及び目的

第1節 対象事業の名称

木曽岬干拓地整備事業(第2期)

第2節 対象事業の目的

農業干拓として事業着手した木曽岬干拓地は、事業着手から長期間が経過し、干拓地を取り巻く社会経済情勢が大きく変化したことから、農業的土地利用から都市的土地利用に転換して有効利用を図ることとなった。三重県では、平成12年度に策定した木曽岬干拓地土地利用計画に基づいて木曽岬干拓地内の土地利用を進めており、木曽岬干拓地北部(新エネルギーランド以北)の145.1haについては、平成17年度までに環境影響評価を実施し、既に土地利用に着手している。引き続き干拓地南側の未利用区域の土地利用を進めるため、令和2年度に木曽岬干拓地土地利用検討協議会において土地利用計画を検証し、運動広場予定地を建設発生土ストックヤード(第2期)に変更した。

対象事業は、北勢地域周辺における建設発生土の有効活用を図るため、建設発生土ストックヤード(第2期)約66.4haの整備を実施するものである。

第3節 事業者の氏名及び住所

事業者:三重県

代表者の氏名:三重県知事 一見 勝之

事業者の住所:三重県津市広明町13番地

第4節 その他の対象事業に関する事項

4.1 木曽岬干拓地における土地利用の現況

伊勢湾岸自動車道以北では、平成18年度に建設発生土ストックヤードの供用を開始し、平成25年度には、わんぱく原っぱ(第1期)、平成27年度にはわんぱく原っぱ(第2期)の供用を開始しており、供用期間が終了した現在は、木曽岬新輪工業団地として段階的に分譲を進めている。

伊勢湾岸自動車道以南では、新エネルギーランドにおいて、平成26年度から木曽岬干拓地メガソーラー発電所の商業運転を開始しているが、新エネルギーランドより南側の建設発生土ストックヤード(第2期)、農業体験広場については、現在まで土地利用に未着手である。

また、木曽岬干拓地北部における環境影響評価の結果をうけ、動植物のための保全区50haを南端部分に設置し、特に希少猛禽類であるチュウビの生息に適した環境の形成に努めている。

木曽岬新輪工業団地、新エネルギーランド(木曽岬干拓地メガソーラー発電所)及び保全区の現況を図1-1～図1-3に示す。



図 1-1 木曽岬新輪工業団地の現況
(木曽川上空より撮影、撮影日：令和 3 年 8 月 26 日)



図 1-2 新エネルギーランド(木曽岬干拓地メガソーラー発電所)の現況
(木曽川上空より撮影、撮影日：令和 3 年 8 月 26 日)



図 1-3 保全区の現況(木曽川上空より撮影、撮影日:令和 3 年 8 月 26 日)

第2章 対象事業の内容(事業特性に関する情報)

第1節 対象事業の種類

宅地その他の用地の造成事業

(建設発生土ストックヤードの整備)

第2節 対象事業の規模

木曽岬干拓地三重県全体区域 335.2ha のうち、概ね 5 年以内に事業着手を予定している約 66.4ha とする。

第3節 対象事業実施区域の位置

対象事業の実施により土地の形状の変更が想定される概ねの範囲を「対象事業実施区域」(以下、「事業実施区域」とし、その位置及び現況を図 2-1 及び図 2-2 に示す。

また、事業実施区域及びその周辺の空中写真を図 2-3 に示す。

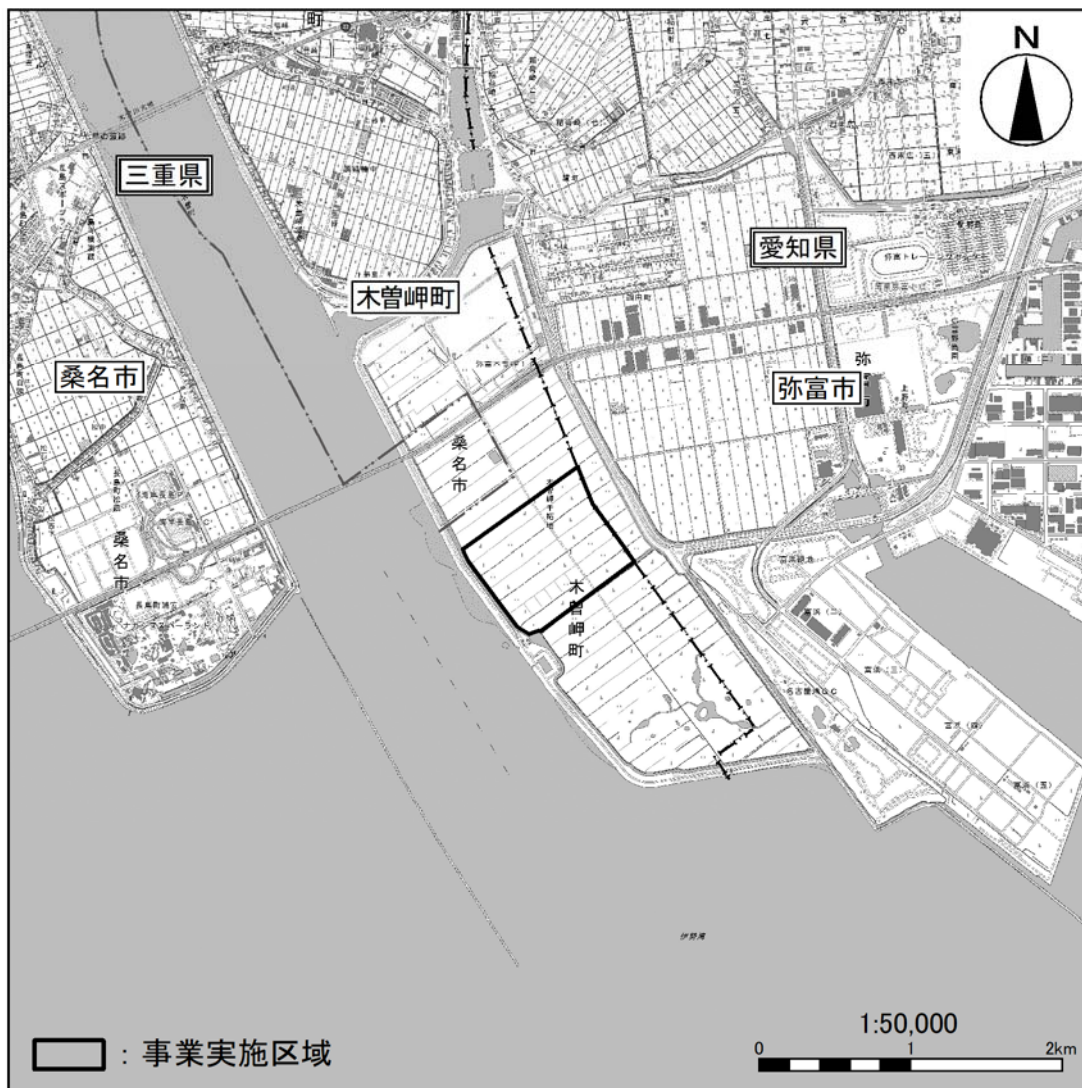


図 2-1 事業実施区域の位置



図 2-2 事業実施区域の現況
(木曽川上空より撮影、撮影日：令和 3 年 8 月 26 日)



国土地理院撮影の空中写真(2020 年撮影)を加工して作成

図 2-3 木曽岬干拓地及びその周辺の空中写真

第4節 対象事業の内容に関する事項

4.1 土地利用計画の概要

事業実施区域が位置する木曽岬干拓地の土地利用計画の概要を表 2-1 に、土地利用計画図を図 2-4 に示す。

表 2-1 土地利用計画の概要

施設名		面積				備考
		三重県		愛知県		
建設発生土ストックヤード		20.0ha		-		
野外体験 広場	わんぱく原っぱ第 1 期	21.4ha	61.5ha	7.0ha	11.4ha	
	わんぱく原っぱ第 2 期	40.1ha		4.4ha		
新エネルギーランド		63.6ha		17.2ha		
建設発生土ストックヤード(第 2 期)		66.4ha		-		事業実施区域
運動広場		-		15.2ha		
農業体験広場		50.1ha		-		
自然体験広場		60.0ha		27.9ha		
その他		13.6ha		7.9ha		水路等

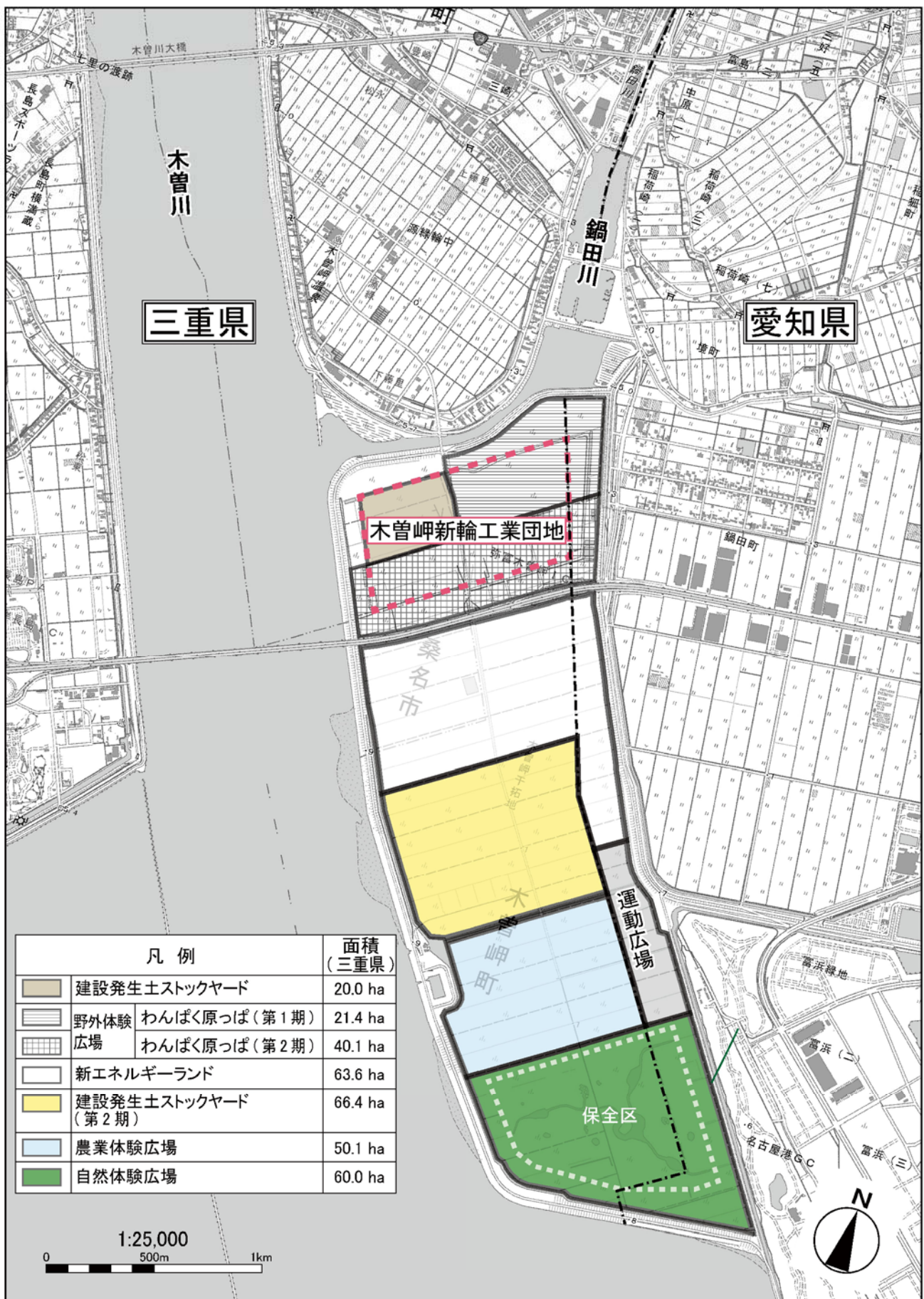


図 2-4 土地利用計画図

4.2 事業計画の概要

1) 建設発生土ストックヤード

対象事業の事業計画の概要を以下に示す。

図 2-5 に示す事業実施区域内に位置する建設発生土ストックヤード計画地において、工事中に樹木の伐採、土地の造成(整地)等を行い、供用時に建設発生土の盛土を行う計画としている。なお、建設発生土ストックヤード計画地法面には、人為的な植生の導入は行わず、自然遷移による周辺環境と調和した緑地の形成を期待する。

建設発生土ストックヤード計画地の外周には、管理用通路を整備し、離隔を確保するとともに、水の濁りの発生を抑え、工事による濁水の流出を防止するために沈砂池を整備する計画としている。

また、建設発生土の受け入れにあたっては、具体的な管理運用方法を定め、基準に適合した建設発生土を受け入れる計画としている。

<事業計画の概要>

面積	: 66.4 ha
最大盛土高(建設発生土の盛土高さ)	: 5.0 m(T.P. +4.5 m)
盛土勾配	: 1:3
盛土量	: 376 万 m ³

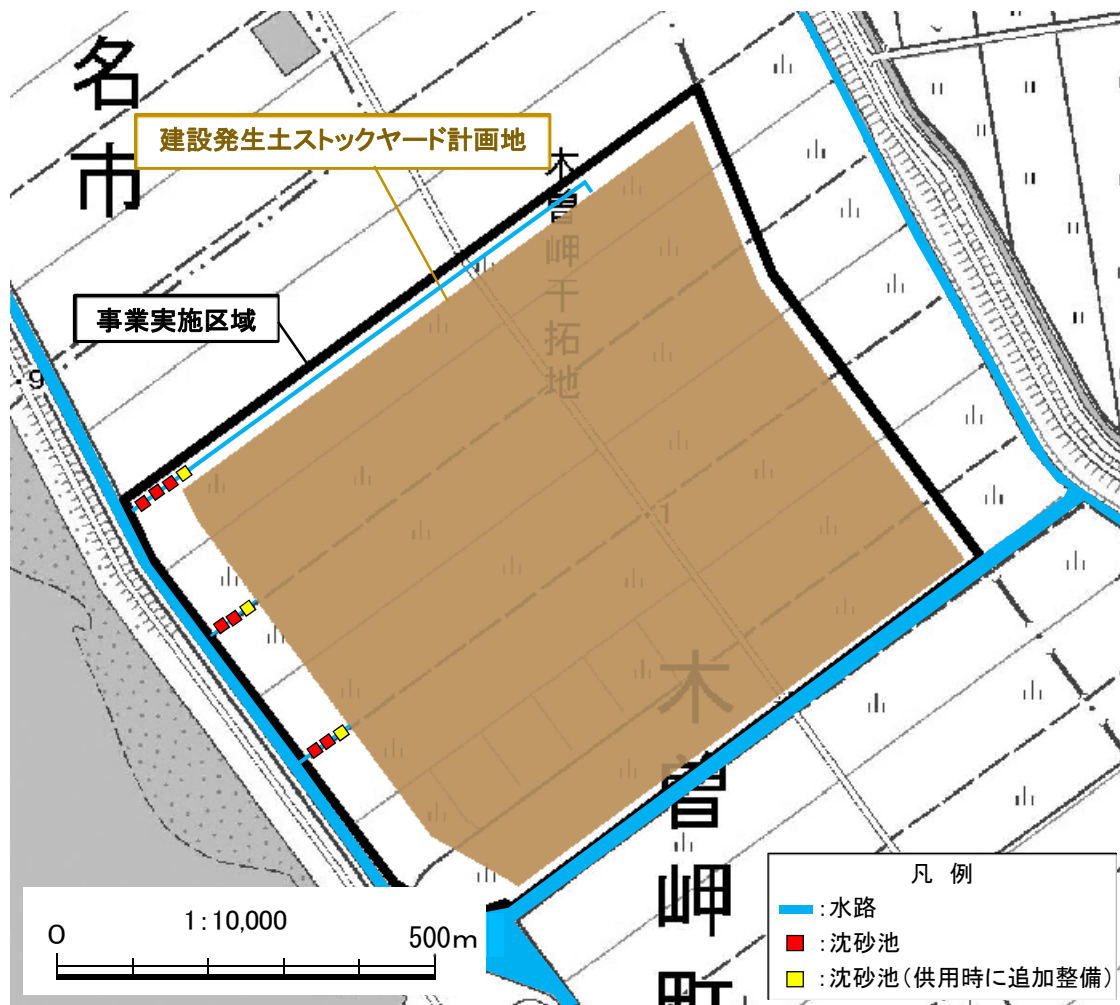


図 2-5 建設発生土ストックヤードの配置

2) 工事計画の概要

(1) 工種及び作業内容と作業工程

対象事業は、整地工(樹木の伐採及び整地)の実施を予定している。

主な作業内容及び工事に用いる主な重機を表 2-2 に示す。なお、工事は約 6 ヶ月で計画している。

表 2-2 工種及び作業内容と作業工程

主な工種	主な作業内容	主な重機
整地工	樹木伐採	バックホウ、ダンプトラック
	整地	バックホウ、ブルドーザー、ダンプトラック

(2) 工事用道路等の設置

工事用道路については既存道路を利用するため、事業実施区域外に新たな工事用道路は設置しない計画としている。

また、工事施工ヤードは、事業実施区域内に設置する計画としている。

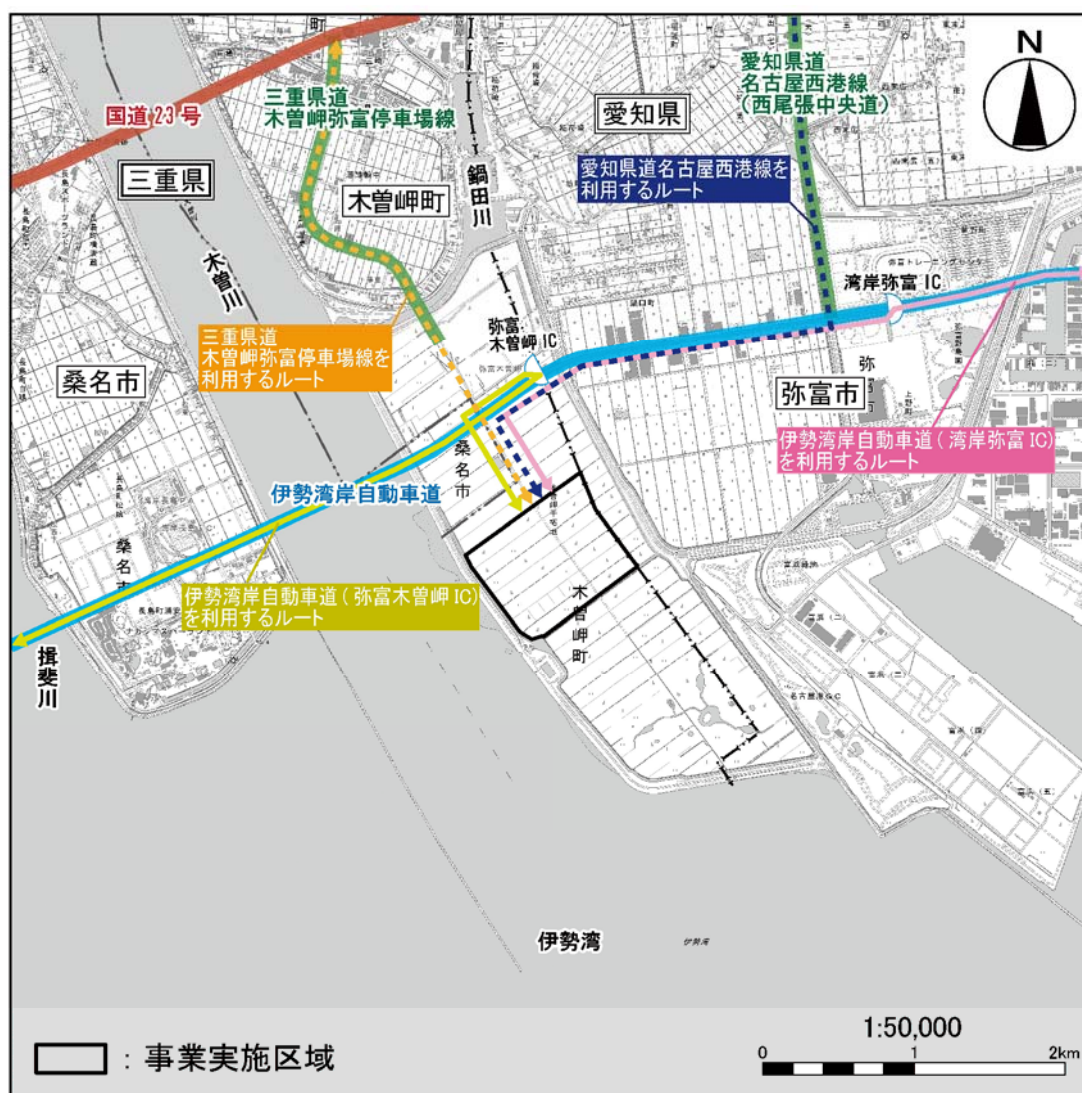
(3) 資材及び機械の運搬に用いる車両

工事の実施においては、資材及び機械の運搬に用いる車両(以下、「工事用車両」という。)として、伐採木等搬出用のダンプトラック等の使用を計画している。

工事中においては、図 2-6 に示す車両の運行ルートのうち、「三重県道木曽岬弥富停車場線を利用するルート」及び「愛知県道名古屋西港線を利用するルート」を用いることとし、工事用車両の 1 日最大延べ台数は、工事最盛期において表 2-3 のようになるものと想定される。

表 2-3 工事用車両の 1 日最大延べ台数

工事用車両の運行を 予定している道路	工事用車両の 1 日最大延べ台数
三重県道木曽岬弥富停車場線	約 2 台/日
愛知県道名古屋西港線	約 2 台/日



凡 例

- 高速自動車国道
- 一般国道
- 主要地方道
- 工事中及び供用時に用いる車両の走行予定ルート

図 2-6 工事中及び供用時に用いる車両の走行予定ルート

3) スtockヤード運用計画の概要

(1) 作業内容と作業工程

対象事業では、建設発生土を盛土する計画としている。

主な作業内容及び工事に用いる主な重機を表 2-4 に示す。

なお、建設発生土ストックヤードは 5 年以上供用する計画としている。

表 2-4 工種及び作業内容と作業工程

主な工種	主な作業内容	主な重機
盛土工	盛土	バックホウ、ダンプトラック

(2) 供用時に用いる車両

供用時においては、建設発生土搬入・搬出用のダンプトラックの使用を計画している。

工事中においては、前掲の図 2-6 に示す「三重県道木曽岬弥富停車場線を利用するルート」、「愛知県道名古屋西港線を利用するルート」、「伊勢湾岸自動車道(弥富木曽岬 IC)を利用するルート」及び「伊勢湾岸自動車道(湾岸弥富 IC)を利用するルート」を利用することとし、1 日最大延べ台数は、最盛期において表 2-5 のようになるものと想定される。

表 2-5 建設発生土搬入・搬出用車両の 1 日最大延べ台数

建設発生土搬入・搬出用車両の運行を 予定している道路	建設発生土搬入・搬出用車両の 1 日最大延べ台数
三重県道木曽岬弥富停車場線	約 120 台/日
愛知県道名古屋西港線	約 120 台/日
伊勢湾岸自動車道(東行)	約 620 台/日
伊勢湾岸自動車道(西行)	約 620 台/日

(3) 建設発生土ストックヤードの管理計画

建設発生土ストックヤードへの建設発生土の受け入れにあたっては、土壌の汚染に係る環境基準及び「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例及び条例施行規則」(令和 2 年三重県規則第 1 号)で規定された土砂基準に適合した土砂を搬入する。なお、基準の適合状況を確実に把握するため、土壌分析用の土壌採取時及び建設発生土の搬入完了時に、行政職員が立ち会う計画としている。

また、建設発生土ストックヤードへの盛土時には、すべり破壊や側方流動等による周辺の建築物への影響が生じないように造成する計画としている。

4.3 事業実施にあたっての環境保全の方針

- ・工事中においては、工事施工ヤードは建設発生土ストックヤード計画地内を極力利用し、工事用道路は既存道路を利用することにより、工事による改変を最小限に抑える計画とする。
- ・工事用車両及び発生車両の運行ルートは、できる限り集落や市街地における生活道路の通過を避けた既存道路を利用する計画とするとともに、周辺道路の交通渋滞や通行障害の原因とならない運行ルートの設定に努めます。
- ・排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械の積極的な採用に努める。
- ・工事中及び供用時に用いる重機は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(ただし、法の適用除外の機種については「排出ガス対策型建設機械指定制度」の二次基準以降)に適合した重機を基本とし、環境負荷が小さいものを使用する。
- ・事業実施区域での散水や工事中及び供用時に用いる車両のタイヤ洗浄等を行うことにより、粉じん等の発生の抑制に努める。
- ・工事中及び供用時に用いる車両の運行にあたっては、工事用車両の分散、アイドリングストップの励行などエコドライブを作業者に徹底させることにより、環境負荷の低減を図る。
- ・沈砂池の設置や盛土の転圧により、水の濁りの発生を抑え、工事による濁水の流出を防止する計画とする。
- ・建設発生土ストックヤードの工事中及び供用時には、ストックヤード管理運用規定を定め、建設発生土の土質性状等により必要な規模の沈砂池を確保するとともに、定期的な浚渫等により沈砂池の適切な維持管理を行うことにより、濁水の流出を防止し、水生生物への影響の低減を図る。
- ・事業実施の施工計画段階における具体的な土砂の搬入方法等については、建設発生土の受け入れ量・時期等を踏まえて北側からの段階的施工も含めて検討する等、木曽岬干拓地におけるチュウヒの生息・繁殖への影響の低減に努める。なお、工事中及び供用中に事業実施区域及びその周辺においてチュウヒの繁殖が確認された場合は、専門家の技術的助言を得ながら、必要に応じて作業の一時休止等を含んだ適切な措置を実施する。
- ・建設発生土ストックヤード計画地法面には、基本的に人為的な植生の導入は行わず、自然遷移による周辺環境と調和した緑地の形成を期待する。
- ・工事の実施にあたって発生する産業廃棄物を産業廃棄物処理業者へ搬出する際は、関係法令に基づき適切に処理する。
- ・建設発生土ストックヤードの供用にあたっては、受け入れる建設発生土の土質基準、運搬車両の搬入台数等を規定した管理運用規定を定め、有害物質や廃棄物の混入防止を徹底するとともに、事業実施区域周辺における生活環境への影響の低減を図る。

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(地域特性に関する情報)

事業実施区域及びその周囲(以下、「調査区域」)の地域特性に関する情報は、既存資料等により把握した。なお、統計資料等の行政単位からなる地域特性に関する情報は、「調査区域に含まれる三重県木曽岬町及び桑名市、愛知県弥富市の2市1町」(以下、「調査区域内の市町」)を対象に把握した。

第1節 自然的状況

1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

1) 気象の状況

平野部、盆地部、山地部と地形の複雑さから多様な地域気候特性がある三重県の中で、調査区域は標準的な東海型の気候区に属している。

調査区域において気象観測は行われていない。なお、三重県側で調査区域から最寄りの気象観測地点である桑名地域気象観測所において、気温、風向・風速、降水量、日照時間の気象観測等が、愛知県側で調査区域から最寄りの気象観測地点である国設飛島自動車交通環境測定所において、風向・風速、気温の気象観測等が行われている。気象観測地点の位置を図3-1-1に示す。



出典:地域気象観測所一覧(令和5年3月、気象庁)
2021年度大気汚染調査結果(令和4年6月、愛知県)

図 3-1-1 調査区域周辺の気象観測地点位置図

桑名地域気象観測所における過去 10 年間の年次別気象概況を表 3-1-1 に、月別気象概況を表 3-1-2 及び図 3-1-2 に示す。

桑名地域気象観測所における過去 10 年間(平成 25 年～令和 4 年)の平均気温は 16.2℃、平均降水量(年間合計値)は 1647.2mm、平均風速は 2.4m/s、最多風向は北となっている。また、過去 10 年間の月別平均気温は 8 月が 28.2℃で最も高く、1 月が 4.8℃で最も低くなっている。降水量は 9 月が 240.6mm で最も多く、風速は 3 月が 2.8m/s で最も速く、最多風向は 9 月から 5 月は北向き、6 月から 8 月は南南東向きが多い傾向がみられる。

表 3-1-1 年次別気象概況(桑名気象観測所:平成 25 年～令和 4 年)

項目 年	気温(℃)			降水量 (mm)	風向・風速(m/s)	
	平均 気温	日最高気温 の平均	日最低気温 の平均	合計	平均 風速	最多 風向
平成 25 年	16.1	20.8	12.2	1393.0	2.5	北)
平成 26 年	15.7	20.3	11.9	1527.0	2.4	北)
平成 27 年	16.2	20.6	12.6	1946.5	2.4	北)
平成 28 年	16.5	21.1	12.7	1732.0	2.4	北)
平成 29 年	15.5	20.2	11.8	1587.0	2.4	北)
平成 30 年	16.4	21.2	12.5	1655.5	2.4	北)
令和 元年	16.7]	21.3]	13.0]	1615.0	2.4	北)
令和 2 年	16.5	21.2	12.8	1721.5	2.4	北)
令和 3 年	16.5	21.1	12.7	1726.0	2.4	北)
令和 4 年	16.8	21.8	12.9	1724.0	2.4	北)
平均	16.2	20.8	12.4	1647.2	2.4	

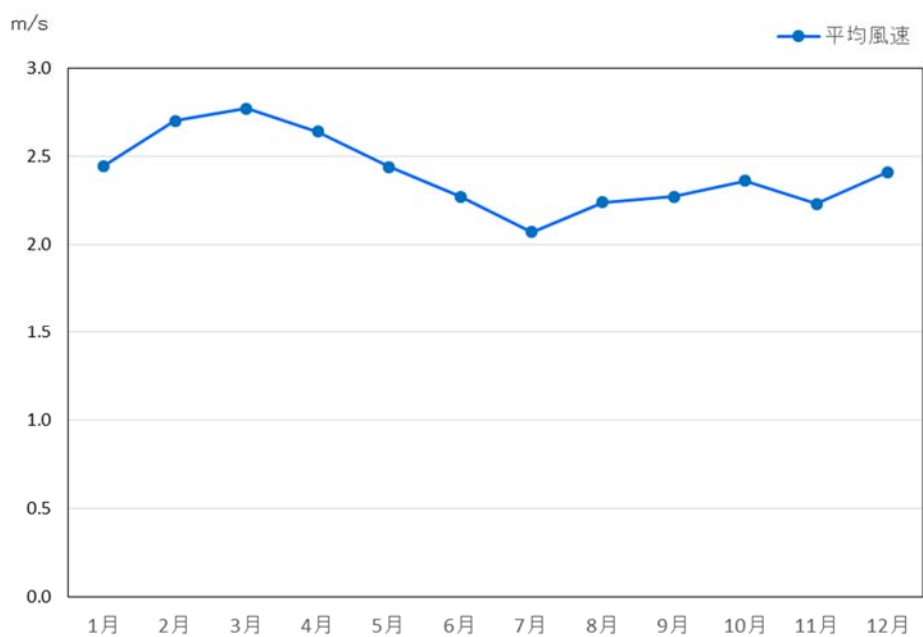
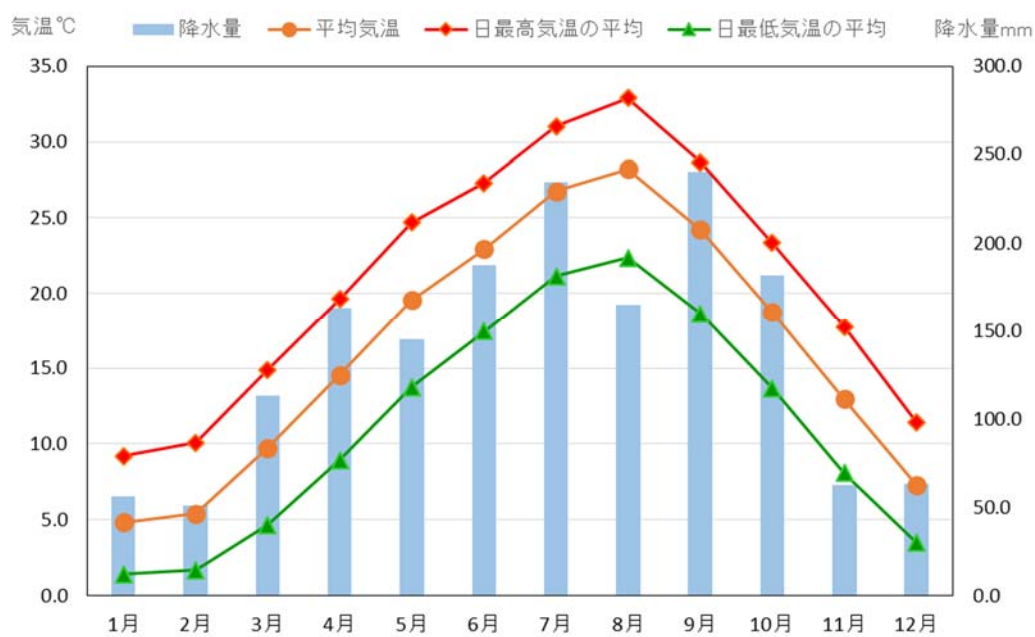
備考)「)」は準正常値、「]」は資料不足値を示す。

出典:気象庁ホームページ

表 3-1-2 月別気象概況(桑名気象観測所:平成 25 年～令和 4 年)

項目 月	気温(℃)			降水量 (mm)	風向・風速(m/s)	
	平均 気温	日最高気温 の平均	日最低気温 の平均	合計	平均 風速	最多 風向
1 月	4.8	9.2	1.4	56.3	2.4	北
2 月	5.4	10.1	1.7	50.7	2.7	北
3 月	9.8	14.9	4.7	112.9	2.8	北
4 月	14.6	19.6	8.9	163.1	2.6	北
5 月	19.5	24.7	13.7	144.9	2.4	北
6 月	22.9	27.3	17.4	187.3	2.3	南南東
7 月	26.8	31.0	21.1	234.8	2.1	南南東
8 月	28.2	32.9	22.4	164.7	2.2	南南東
9 月	24.2	28.7	18.6	240.6	2.3	北
10 月	18.7	23.3	13.7	181.7	2.4	北
11 月	13.0	17.7	8.1	62.8	2.2	北
12 月	7.3	11.4	3.5	63.3	2.4	北

出典:気象庁ホームページ



出典：気象庁ホームページ

図 3-1-2 月別気象概況(桑名気象観測所：平成 25 年～令和 4 年)

国設飛島自動車交通環境測定所における過去 10 年間の年度別気象概況を表 3-1-3 に、月別気象概況を表 3-1-4 及び図 3-1-3 に示す。

国設飛島自動車交通環境測定所における過去 10 年間(平成 24 年度～令和 3 年度)の平均気温は 17.2℃、平均風速は 2.8m/s となっている。また、過去 10 年間の月別平均気温は 8 月が 29.6℃で最も高く、1 月が 5.4℃で最も低くなっている。風速は 2 月が 3.3m/s で最も速く、最多風向は 1 月から 4 月は北西、6 月及び 7 月は南南東、5 月及び 8 月から 12 月は北北西が多い傾向がみられる。

表 3-1-3 年度別気象概況(国設飛島自動車交通環境測定所:平成 24 年度～令和 3 年度)

項目 年度	気温(℃)			風向・風速(m/s)	
	平均 気温	日平均値 の最高値	日平均値 の最低値	平均風速	最多風向
平成 24 年	16.9	32.4	1.3	2.9	北西
平成 25 年	17.3	33.4	1.1	2.9	北北西
平成 26 年	17.1	32.7	0.5	2.7	—
平成 27 年	17.7	32.8	0.0	2.7	—
平成 28 年	16.8	31.3	-0.6	2.8	—
平成 29 年	16.4	31.5	-1.2	2.7	北北西
平成 30 年	17.6	33.1	2.1	2.8	静穏
令和 元年	17.9	33.1	2.1	2.7	北北西
令和 2 年	17.6	33.1	0.6	2.7	北西
令和 3 年	17.0	32.7	1.2	2.6	北北西
平均	17.2	32.6	0.6	2.8	

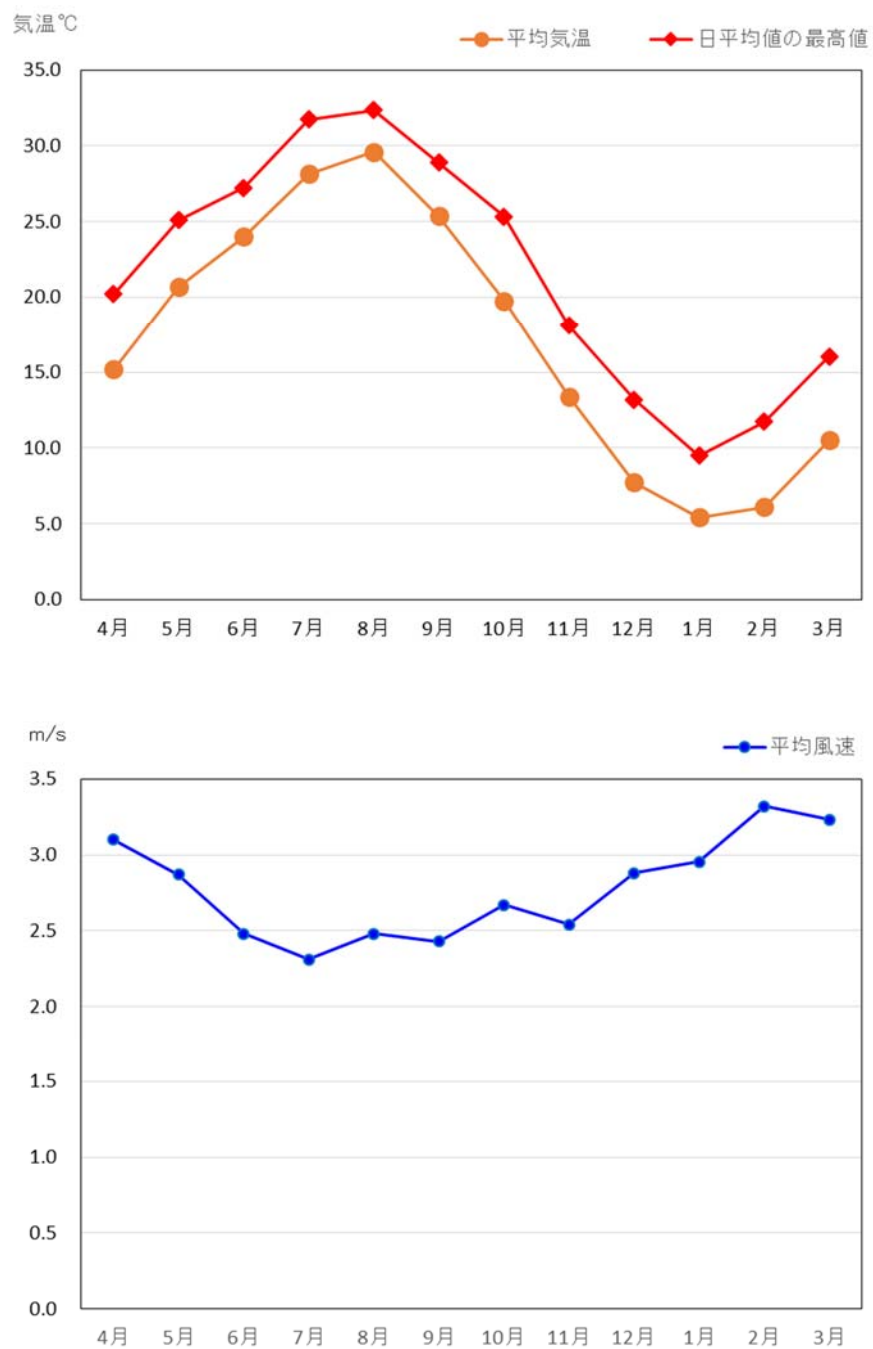
注) —:年間値の公表なし

出典:愛知県大気環境情報

表 3-1-4 月別気象概況(国設飛島自動車交通環境測定所:平成 24 年度～令和 3 年度)

項目 月	気温(℃)		風向・風速(m/s)	
	平均 気温	日平均値 の最高値	平均風速	最多風向
4 月	15.2	20.2	3.1	北西
5 月	20.7	25.1	2.9	北北西
6 月	24.0	27.2	2.5	南南東
7 月	28.2	31.8	2.3	南南東
8 月	29.6	32.3	2.5	北北西
9 月	25.4	28.9	2.4	北北西
10 月	19.8	25.3	2.7	北北西
11 月	13.4	18.1	2.5	北北西
12 月	7.7	13.2	2.9	北北西
1 月	5.4	9.5	3.0	北西
2 月	6.1	11.7	3.3	北西
3 月	10.5	16.1	3.2	北西

出典:愛知県大気環境情報



出典:愛知県大気環境情報
 図 3-1-3 月別気象概況(国設飛島自動車交通環境測定所:平成 24 年度～令和 3 年度)

2) 大気質の状況

調査区域において大気質の測定は行われていない。なお、三重県側で調査区域から最寄りの一般環境大気測定局(以下、「一般局」)1局及び自動車排出ガス測定局(以下、「自排局」)1局、愛知県側で調査区域から最寄りの自排局1局では、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の大気質の測定が行われている。

調査区域から最寄りの大気汚染常時監視測定局(一般局及び自排局)の所在地及び測定項目を表3-1-5に、大気汚染常時監視測定局の位置を図3-1-4に示す。

表 3-1-5 大気汚染常時監視測定局の所在地及び測定項目(令和元年度)

番号	局種別	測定局名	所在地	測定項目						
				窒素酸化物	浮遊粒子状物質	二酸化硫黄	オキシダント	微小粒子状物質	炭化水素	一酸化炭素 風向風速
1	一般局	桑名上野	桑名市大字上野字笠松	○	○	○	○	○	○	○
2	自排局	国道 258 号桑名	桑名市繁松新田字宮之割 42-1	○	○			○		○ ○
3	自排局	国設飛島自動車交通環境測定所	海部郡飛島村飛島新田字竹之郷 5	○	○			○	○	○ ○



凡 例

記号	番号	局種別	測定局名
●	1	一般局	桑名上野
	2	自排局	国道 258 号桑名
	3	自排局	国設飛島自動車交通環境測定所

1:100,000
0 2 4km

出典：令和4年度版 三重県サステナビリティレポート(令和4年11月、三重県環境生活部)
2021年度大気汚染調査結果(令和4年6月、愛知県)

図 3-1-4 調査区域周辺の大気汚染常時監視測定局の位置図

(1) 二酸化窒素(NO₂)

令和3年度の測定結果を表3-1-6に、過去5年間(平成29年度～令和3年度)の経年変化を表3-1-7及び図3-1-5に示す。

令和3年度における日平均値の年間98%値は、桑名上野(一般局)で0.016ppm、国道258号桑名(自排局)で0.022ppm、国設飛島自動車交通環境測定所(自排局)で0.033ppmとなっており、すべての地点で環境基準を達成している。過去5年間の日平均値の年間98%値は、わずかに減少傾向を示している。

表3-1-6 二酸化窒素(NO₂)の測定結果(令和3年度)

番号	局種別	測定局	年平均値 (ppm)	日平均値が 0.06ppmを超え た日数とその割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合		1時間値 の最大値 (ppm)	日平均値の 年間98% 値 (ppm)	環境 基準 達成 状況
				時間数	割合 (%)	日数	割合 (%)			
1	一般局	桑名上野	0.007	0	0.0	0	0.0	0.041	0.016	○
2	自排局	国道258号 桑名	0.0112	0	0.0	0	0.0	0.048	0.022	○
3	自排局	国設飛島 自動車交通 環境測定所	0.018	0	0.0	0	0.0	0.073	0.033	○

注1)環境基準 1時間値の日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること(長期的評価)

注2)環境基準達成状況(○:達成 ×:非達成)

長期的評価の評価方法:1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から98%にあたる値(日平均値の98%値)を環境基準と比較して評価する。

出典:令和4年度版 三重県サステナビリティレポート(令和4年11月、三重県環境生活部)

2021年度大気汚染調査結果(令和4年6月、愛知県)

表3-1-7 二酸化窒素(NO₂)の経年変化(日平均値の年間98%値)

単位:ppm

番号	局種別	測定局	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	一般局	桑名上野	0.020	0.020	0.019	0.018	0.016
2	自排局	国道258号桑名	0.030	0.028	0.025	0.025	0.022
3	自排局	国設飛島 自動車交通環境測定所	0.041	0.039	0.036	0.036	0.033

出典:令和4年度版 三重県サステナビリティレポート(令和4年11月、三重県環境生活部)

令和3年度版 三重県サステナビリティレポート(令和4年10月、三重県環境生活部)

令和2年度版 三重県サステナビリティレポート(令和3年3月、三重県環境生活部)

令和元(2019)年版 環境白書(令和元年11月、三重県環境生活部)

平成30(2018)年版 環境白書(平成30年11月、三重県環境生活部)

2021年度大気汚染調査結果(令和4年6月、愛知県)

2020年度大気汚染調査結果(令和3年6月、愛知県)

2019年度大気汚染調査結果(令和2年6月、愛知県)

平成30年度大気汚染調査結果(令和元年6月、愛知県)

平成29年度大気汚染調査結果(平成30年6月、愛知県)

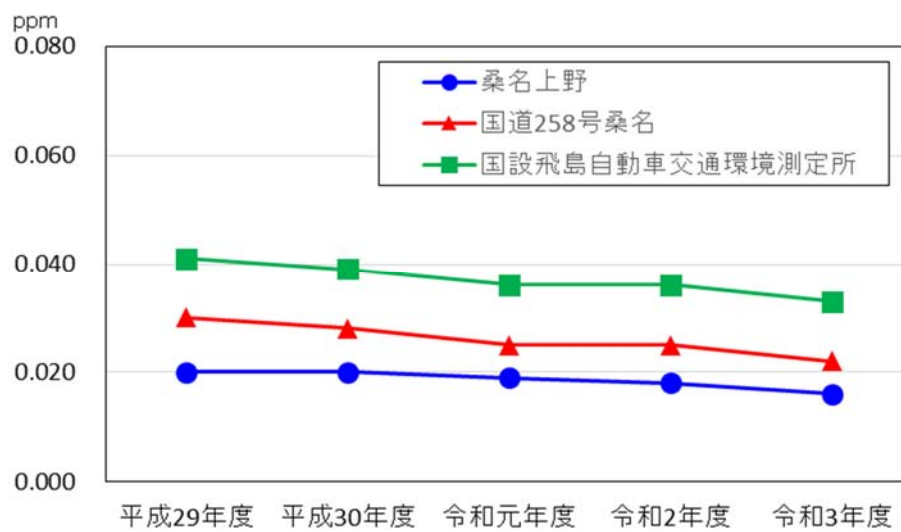


図 3-1-5 二酸化窒素(NO_2)の経年変化(日平均値の年間 98%値)

(2) 浮遊粒子状物質(SPM)

令和3年度の測定結果を表3-1-8に、過去5年間(平成29年度～令和3年度)の経年変化を表3-1-9及び図3-1-6に示す。

令和3年度における日平均値の2%除外値は、桑名上野(一般局)で0.023mg/m³、国道258号桑名(自排局)で0.022mg/m³、国設飛島自動車交通環境測定所で0.026mg/m³となっており、すべての地点で環境基準を達成している。過去5年間の日平均値の2%除外値は、概ね横ばいもしくはわずかに減少傾向を示している。

表3-1-8 浮遊粒子状物質(SPM)の測定結果(令和3年度)

番号	局種別	測定局	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 とその割合		日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が2 日以上連続し たことの有無	環境 基準 達成 状況
				時間数	割合 (%)	日数	割合 (%)			
1	一般局	桑名上野	0.011	0	0.0	0	0.0	0.023	無	○
2	自排局	国道258号 桑名	0.011	0	0.0	0	0.0	0.022	無	○
3	自排局	国設飛島 自動車交通 環境測定所	0.011	0	0.0	0	0.0	0.026	無	○

注1)環境基準 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下(長期的評価)であり、且つ、1時間値が0.20mg/m³以下(短期的評価)であること

注2)環境基準達成状況(○:達成 ×:非達成)

長期的評価の評価方法:1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。

短期的評価の評価方法:測定を行った日についての1時間値の日平均値もしくは各1時間値を環境基準と比較して評価する。

出典:令和4年度版 三重県サステナビリティレポート(令和4年11月、三重県環境生活部)

2021年度大気汚染調査結果(令和4年6月、愛知県)

表3-1-9 浮遊粒子状物質(SPM)の経年変化(日平均値の2%除外値)

単位:mg/m³

番号	局種別	測定局	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	一般局	桑名上野	0.032	0.036	0.040	0.032	0.023
2	自排局	国道258号桑名	0.032	0.039	0.040	0.034	0.022
3	自排局	国設飛島自動車 交通環境測定所	0.044	0.044	0.038	0.035	0.026

出典:令和4年度版 三重県サステナビリティレポート(令和4年11月、三重県環境生活部)

令和3年度版 三重県サステナビリティレポート(令和4年10月、三重県環境生活部)

令和2年度版 三重県サステナビリティレポート(令和3年3月、三重県環境生活部)

令和元(2019)年版 環境白書(令和元年11月、三重県環境生活部)

平成30(2018)年版 環境白書(平成30年11月、三重県環境生活部)

2021年度大気汚染調査結果(令和4年6月、愛知県)

2020年度大気汚染調査結果(令和3年6月、愛知県)

2019年度大気汚染調査結果(令和2年6月、愛知県)

平成30年度大気汚染調査結果(令和元年6月、愛知県)

平成29年度大気汚染調査結果(平成30年6月、愛知県)

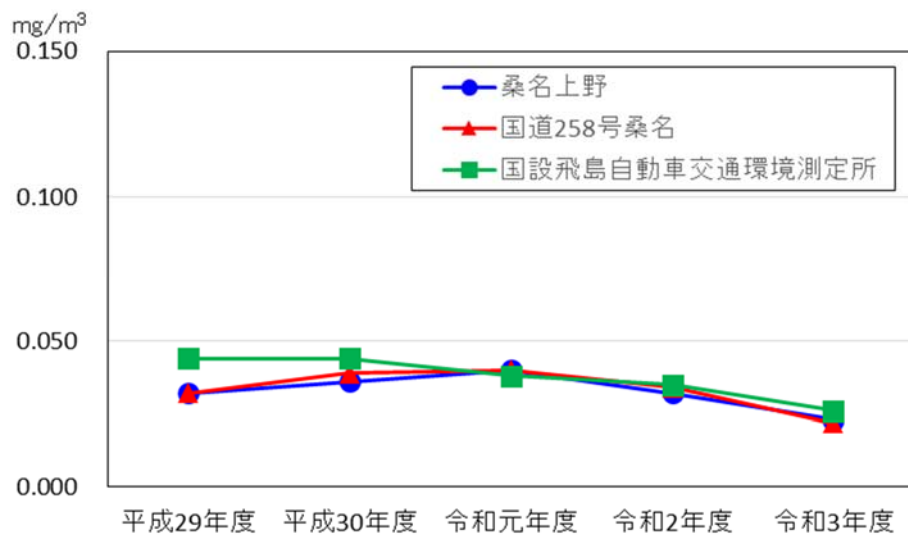


図 3-1-6 浮遊粒子状物質 (SPM) の経年変化 (日平均値の 2% 除外値)

(3) 二酸化硫黄

令和3年度の測定結果を表3-1-10に、過去5年間(平成29年度～令和3年度)の経年変化を表3-1-11及び図3-1-7に示す。

令和3年度における日平均値の2%除外値は、桑名上野(一般局)で0.002ppmとなっており、環境基準を達成している。過去5年間の日平均値の2%除外値は、概ね横ばい傾向を示している。

表3-1-10 二酸化硫黄(SO₂)の測定結果(令和3年度)

番号	局種別	測定局	年平均値 (ppm)	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 とその割合		1時間値 の最大値 (ppm)	日平均値 の2% 除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm を超えた日 が2日以上 連続したこと の有無	環境基準 達成状況
				時間数	割合 (%)	日数	割合 (%)				
1	一般局	桑名上野	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.002	無	○

注1)環境基準 1時間値の1日平均値が0.04ppm 以下(長期的評価)であり、かつ、1時間値が0.1ppm 以下であること(短期的評価)

注2)環境基準達成状況(○:達成 ×:非達成)

長期的評価の評価方法:1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、1日平均値が0.04ppm を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。

短期的評価の評価方法:測定を行った日についての1時間値の日平均値もしくは各1時間値を環境基準と比較して評価する。

出典:令和4年度版 三重県サステナビリティレポート(令和4年11月、三重県環境生活部)

表3-1-11 二酸化硫黄(SO₂)の経年変化(日平均値の2%除外値)

単位:ppm

番号	局種別	測定局	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	一般局	桑名上野	0.003	0.004	0.003	0.002	0.002

出典:令和4年度版 三重県サステナビリティレポート(令和4年11月、三重県環境生活部)

令和3年度版 三重県サステナビリティレポート(令和4年10月、三重県環境生活部)

令和2年度版 三重県サステナビリティレポート(令和3年3月、三重県環境生活部)

令和元(2019)年版 環境白書(令和元年11月、三重県環境生活部)

平成30(2018)年版 環境白書(平成30年11月、三重県環境生活部))

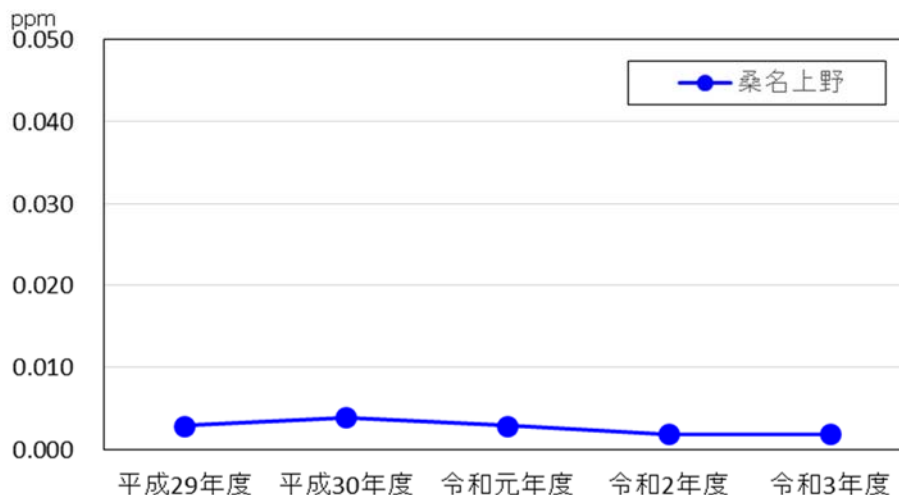


図3-1-7 二酸化硫黄(SO₂)の経年変化(日平均値の2%除外値)

3-1-12

(4) オキシダント(O_x)

令和3年度の測定結果を表3-1-12に、過去5年間(平成29年度～令和3年度)の経年変化を表3-1-13及び図3-1-8に示す。

令和3年度における昼間の1時間値の最高値は、桑名上野(一般局)では0.100ppmとなっており、環境基準を達成していない。過去5年間の昼間の日最高1時間値の平均値は、概ね横ばい傾向を示している。

表3-1-12 光化学オキシダント(O_x)の測定結果(令和3年度)

番号	局種別	測定局	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日数 及び時間数とその割合			昼間の1時間値が 0.12ppm以上の日数 及び時間数とその割合			昼間の 1時間値 の最高値 (ppm)	昼間の 日最高 1時間値 の平均値 (ppm)	環境基準 達成状況
			日数	時間数	割合 (%)	日数	時間数	割合 (%)			
1	一般局	桑名上野	79	348	6.40	0	0	0.00	0.100	0.050	×

注1)昼間 5時～20時

注2)環境基準 1時間値が0.06ppm以下であること(短期的評価)

注3)環境基準達成状況(○:達成 ×:非達成)

短期的評価の評価方法:測定を行った日についての各1時間値を環境基準と比較して評価する。

出典:令和4年度版 三重県サステナビリティレポート(令和4年11月、三重県環境生活部)

表3-1-13 光化学オキシダント(O_x)の経年変化(昼間の日最高1時間値の平均値)

単位:ppm

番号	局種別	測定局	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	一般局	桑名上野	0.048	0.050	0.052	0.050	0.050

出典:令和4年度版 三重県サステナビリティレポート(令和4年11月、三重県環境生活部)

令和3年度版 三重県サステナビリティレポート(令和4年10月、三重県環境生活部)

令和2年度版 三重県サステナビリティレポート(令和3年3月、三重県環境生活部)

令和元(2019)年版 環境白書(令和元年11月、三重県環境生活部)

平成30(2018)年版 環境白書(平成30年11月、三重県環境生活部)

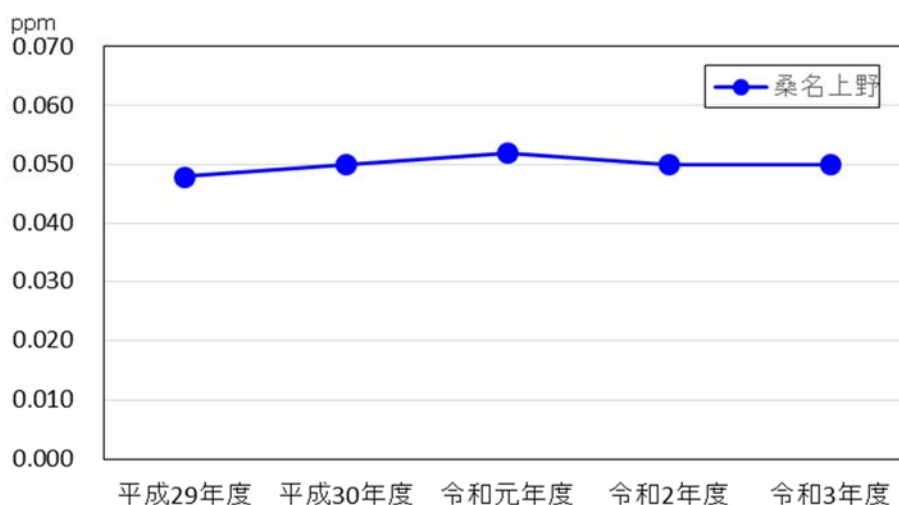


図3-1-8 光化学オキシダント(O_x)の経年変化(昼間の日最高1時間値の平均値)

(5) 微小粒子状物質(PM2.5)

令和 3 年度の測定結果を表 3-1-14 に、過去 5 年間(平成 29 年度～令和 3 年度)の経年変化を表 3-1-15 及び図 3-1-9 に示す。

令和 3 年度における日平均値の年間 98 パーセンタイル値は、桑名上野(一般局)では $17.8 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、国道 258 号桑名(自排局)では $16.8 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、国設飛島自動車交通環境測定所では $22.4 \mu\text{g}/\text{m}^3$ となっており、環境基準を達成している。過去 5 年間の年平均値は、概ね減少傾向を示している。

表 3-1-14 微小粒子状物質(PM2.5)の測定結果(令和 3 年度)

番号	局種別	測定局	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の 年間 98 パーセンタイル値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数とその割合		日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数とその割合		環境 基準 達成 状況
					日数	割合 (%)	日数	割合 (%)	
1	一般局	桑名上野	8.1	17.8	19	5.2	0	0.0	○
2	自排局	国道 258 号桑名	7.6	16.8	18	5.0	0	0.0	○
3	自排局	国設飛島自動車 交通環境測定所	10.4	22.4	—	—	0	0.0	○

注1)環境基準 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下(長期的評価)であり、かつ、日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下(短期的評価)であること。

注2)環境基準達成状況(○:達成 ×:非達成)

長期的評価の評価方法:測定結果の年平均値を環境基準と比較して評価する。

短期的評価の評価方法:日平均値の年間98パーセンタイル値を環境基準と比較して評価する。

なお、桑名上野及び国道258号は長期的評価及び短期的評価、国設飛島自動車交通環境測定所は短期的評価による環境基準達成状況を示す。

注3)一:公表データなし

出典:令和4年度版 三重県サステナビリティレポート(令和4年11月、三重県環境生活部)

2021年度大気汚染調査結果(令和4年6月、愛知県)

表 3-1-15 微小粒子状物質(PM2.5)の経年変化(年平均値)

単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$

番号	局種別	測定局	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
1	一般局	桑名上野	11.9	10.6	9.3	8.6	8.1
2	自排局	国道 258 号桑名	11.4	10.0	8.6	8.2	7.6
3	自排局	国設飛島自動車 交通環境測定所	14.6	14.3	12.6	11.5	10.4

出典:令和4年度版 三重県サステナビリティレポート(令和4年11月、三重県環境生活部)

令和3年度版 三重県サステナビリティレポート(令和4年10月、三重県環境生活部)

令和2年度版 三重県サステナビリティレポート(令和3年3月、三重県環境生活部)

令和元(2019)年版 環境白書(令和元年11月、三重県環境生活部)

平成30(2018)年版 環境白書(平成30年11月、三重県環境生活部)

2021年度大気汚染調査結果(令和4年6月、愛知県)

2020年度大気汚染調査結果(令和3年6月、愛知県)

2019年度大気汚染調査結果(令和2年6月、愛知県)

平成30年度大気汚染調査結果(令和元年6月、愛知県)

平成29年度大気汚染調査結果(平成30年6月、愛知県)

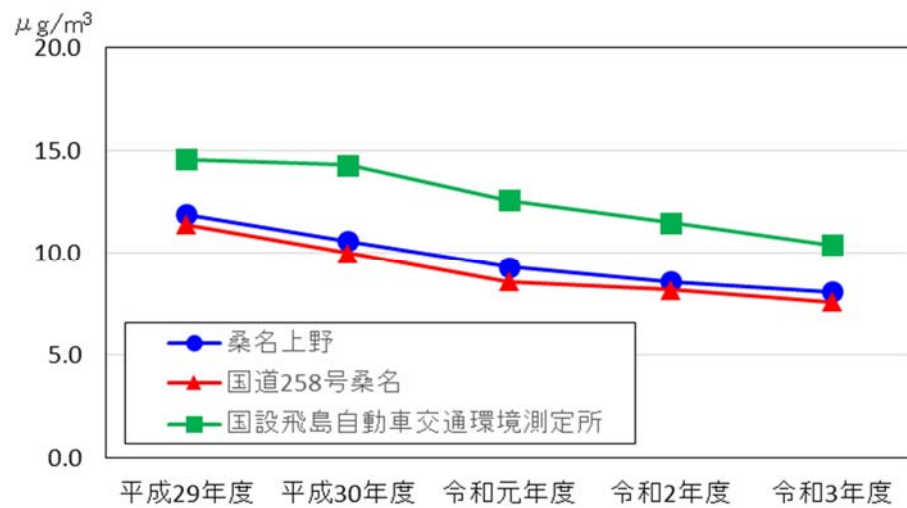


図 3-1-9 微小粒子状物質(PM2.5)の経年変化(年平均値)

(6) 一酸化炭素(CO)

令和 3 年度の測定結果を表 3-1-16 に、過去 5 年間(平成 29 年度～令和 3 年度)の経年変化を表 3-1-17 及び図 3-1-10 に示す。

令和 3 年度における日平均値の年間 2%除外値は、国道 258 号桑名(自排局)で 0.5ppm、国設飛島自動車交通環境測定所で 0.4ppmとなっており、環境基準を達成している。過去 5 年間の日平均値の年間 2%除外値は、概ね横ばい傾向を示している。

表 3-1-16 一酸化炭素(CO)の測定結果(令和 3 年度)

番号	局種別	測定局	年平均値 (ppm)	8 時間値が 20ppm を 超えた回数 とその割合		日平均値が 10ppm を 超えた日数 とその割合		日平均値 の年間 2% 除外値 (ppm)	日平均値が 10ppm を超え た日が 2 日以 上連続した ことの有無	環境基準 達成状況
				回数	割合 (%)	回数	割合 (%)			
2	自排局	国道 258 号 桑名	0.4	0	0.0	0	0.0	0.5	無	○
3	自排局	国設飛島 自動車交通 環境測定所	0.2	0	0.0	0	0.0	0.4	無	○

注1)環境基準 1時間値の日平均値が10ppm 以下(長期的評価)であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm 以下(短期的評価)であること。

注2)環境基準達成状況(○:達成 ×:非達成)

長期的評価の評価方法:1年間の測定を通じて得られた日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値(日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。

短期的評価の評価方法:測定を行った日についての1時間値の1日平均値もしくは8時間平均値を環境基準と比較して評価する。

出典:令和4年度版 三重県サステナビリティレポート(令和4年11月、三重県環境生活部)

2021年度大気汚染調査結果(令和4年6月、愛知県)

表 3-1-17 一酸化炭素(CO)の経年変化(日平均値の年間 2%除外値)

単位:ppm

番号	局種別	測定局	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
2	自排局	国道 258 号桑名	0.9	0.5	0.5	0.5	0.5
3	自排局	国設飛島自動車 交通環境測定所	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4

出典:令和4年度版 三重県サステナビリティレポート(令和4年11月、三重県環境生活部)

令和3年度版 三重県サステナビリティレポート(令和4年10月、三重県環境生活部)

令和2年度版 三重県サステナビリティレポート(令和3年3月、三重県環境生活部)

令和元(2019)年版 環境白書(令和元年11月、三重県環境生活部)

平成30(2018)年版 環境白書(平成30年11月、三重県環境生活部)

2019年度大気汚染調査結果(令和2年6月、愛知県)

平成30年度大気汚染調査結果(令和元年6月、愛知県)

平成29年度大気汚染調査結果(平成30年6月、愛知県)

平成28年度大気汚染調査結果(平成29年6月、愛知県)

平成27年度大気汚染調査結果(平成28年6月、愛知県)

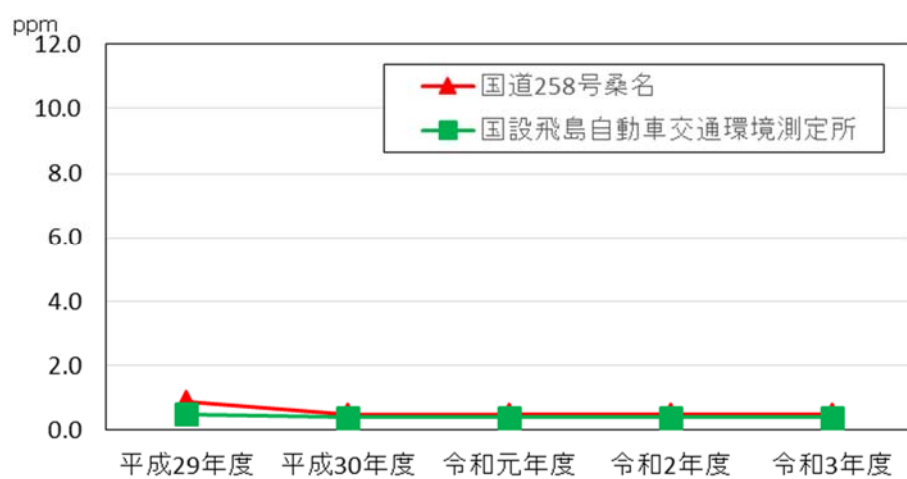


図 3-1-10 一酸化炭素(CO)の経年変化(日平均値の年間 2%除外値)

3) 騒音の状況

調査区域において、一般環境騒音の測定は 1 地点で、道路交通騒音の測定は 1 地点で行われている。

令和 3 年度の測定結果を表 3-1-18 に、調査区域における騒音測定位置を図 3-1-11 に示す。

一般環境騒音の測定結果によると、等価騒音レベル(L_{Aeq})は環境基準を達成している。

道路交通騒音の測定結果によると、等価騒音レベル(L_{Aeq})は環境基準及び要請限度を達成している。

表 3-1-18 一般環境騒音の測定結果(令和 3 年度)

番号	測定地点	地域の 類型	用途 地域	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	木曽岬町大字白鷺 628-128(なぎさ台公園内)	A	1 中高	45	42	○	○

注1)用途地域 1中高:第1種中高層住居専用地域

注2)時間区分 昼間:6時～22時 夜間:22時～6時

注3)環境基準達成状況(○:達成 ×:非達成)

(環境基準 A 類型:昼間55dB 以下、夜間45dB 以下)

出典:令和4年度版 三重県サステナビリティレポート(令和4年11月、三重県環境生活部)

表 3-1-19 自動車交通騒音の測定結果(令和 3 年度)

番号	測定地点	車線数	地域の 類型	用途 地域	等価騒音レベル (dB)		環境基準 達成状況	要請限度 との比較
					昼間	夜間		
2	一般国道 23 号 (木曽岬町)	2	C	準工	57	57	○	○
					57	57	○	○

注1)用途地域 準工:準工業地域

注2)時間区分 昼間:6時～22時、夜間:22時～6時

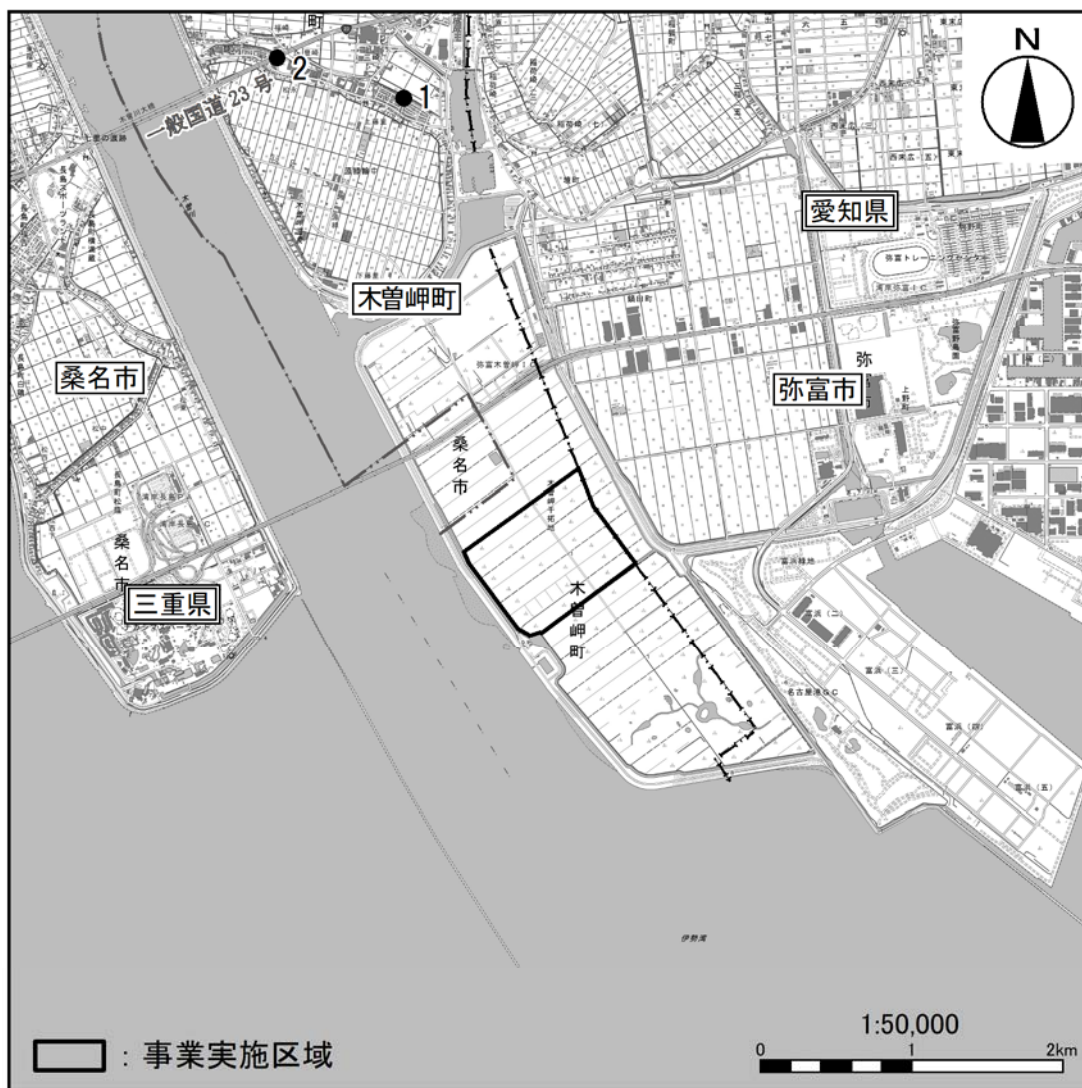
注3)環境基準達成状況(○:達成 ×:非達成)

(環境基準 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間:昼間70dB 以下、夜間65dB 以下)

注4)要請限度との比較を以下に示す。(○:下回る ×:超過)

幹線交通を担う道路に近接する区域:昼間75dB 以下、夜間70dB 以下

出典:令和4年度版 三重県サステナビリティレポート(令和4年11月、三重県環境生活部)



凡 例

記号	番号	騒音測定位置
●	1	一般環境騒音 木曽岬町大字白鷺 628-128(なぎさ台公園内)
	2	自動車交通騒音 一般国道 23 号 (木曽岬町)

出典：令和4年度版 三重県サステナビリティレポート(令和4年11月、三重県環境生活部)

図 3-1-11 調査区域における騒音測定位置図

4) 振動の状況

調査区域において振動の測定は行われていない。

5) 低周波音の状況

調査区域において低周波音の測定は行われていない。

6) 悪臭の状況

調査区域において悪臭の測定は行われていない。

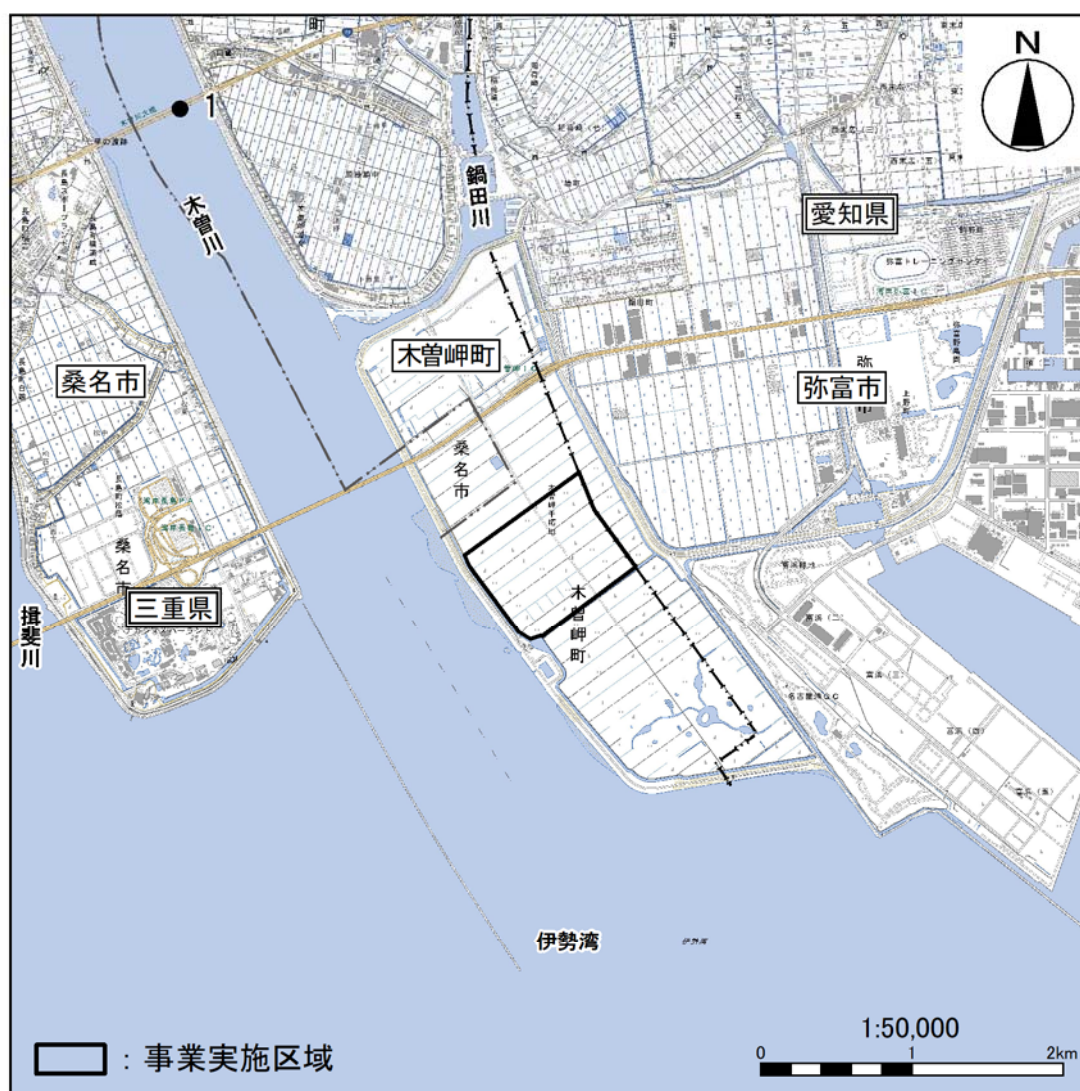
1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

1) 水象の状況

調査区域を流れる河川位置を図 3-1-12 に示す。調査区域には、一級河川木曽川水系木曽川、揖斐川及び鍋田川があり、伊勢湾に向かって流下している。

木曽川は、長野県にある木曽谷と呼ばれる渓谷を源流域とし、幹川流路延長 229km の河川である。揖斐川は、岐阜県揖斐郡揖斐川町の冠山を源流域とし、桑名市で長良川と合流して伊勢湾に注ぐ、幹川流路延長 121km の河川である。なお、地域では、木曽川、長良川、揖斐川の 3 河川を木曽三川と呼んでいる。

鍋田川は愛知県と三重県の概ね県境に位置し、木曽川の 7.8km 地点で分流し、木曽川の 1.4km 地点で合流している。



凡 例

記号	番号	水質測定位置
●	1	木曽川（下流）横満蔵

出典:水環境総合情報サイト(環境省)

図 3-1-12 調査区域における河川位置図及び水質測定位置図

2) 水質の状況

(1) 生活環境項目

調査区域における令和 3 年度の生活環境項目の水質測定結果を表 3-1-20 及び表 3-1-21 に、水質測定位置を前掲の図 3-1-12 に示す。

令和 3 年度の測定結果において、大腸菌群数を除く項目で環境基準を達成している。

表 3-1-20 生活環境項目の水質測定結果(令和 3 年度)

番号	水域名	地点名	類型	水素イオン濃度(pH)	溶存酸素(DO) (mg/L)	生物化学的酸素要求量(BOD) 75%値 (mg/L)	浮遊物質 量(SS) (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
1	木曽川下流	横満蔵	A	6.9~8.2	9.3	1.3	6	1300
環境基準			A	6.5 以上 8.5 以下	7.5 以上	2 以下	25 以下	1,000 以下

注)BOD は年間の日平均値の75%値を環境基準値と比較する

出典:水環境総合情報サイト(環境省)

表 3-1-21 生活環境項目(水生生物の保全に係る水質環境基準)の水質測定結果(令和 3 年度)

単位:mg/L

番号	水域名	地点名	類型	全亜鉛	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩(LAS)	ノニルフェノール
1	木曽川(2)	横満蔵	生物 B	0.008	<0.0006	<0.00006
環境基準			生物 B	0.03 以下	0.05 以下	0.002 以下

出典:水環境総合情報サイト(環境省)

(2) 健康項目

調査区域における令和 3 年度の健康項目の水質測定結果を表 3-1-22 に、水質測定位置を前掲の図 3-1-12 に示す。

令和 3 年度の測定結果において、すべての項目で環境基準を達成している。

表 3-1-22 健康項目の水質測定結果(令和 3 年度)

単位:mg/L

項 目	1	環境基準
	木曾川	
	横満蔵	
カドミウム	<0.0003	0.003 以下
全シアン	<0.1	検出されないこと
鉛	<0.005	0.01 以下
六価クロム	<0.01	0.02 以下
砒素	<0.005	0.01 以下
総水銀	<0.0005	0.0005 以下
PCB	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	0.002 以下
チウラム	<0.0006	0.006 以下
シマジン	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	0.01 以下
セレン	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.22	10 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	0.05 以下

注1) 全シアン、総水銀、PCB は最大値を、その他項目は平均値を示す。

出典:水環境総合情報サイト(環境省)

(3) ダイオキシン類

調査区域において、公共用水域のダイオキシン類の測定は行われていない。

3) 水底の底質の状況

調査区域において、水底の底質の測定は行われていない。

4) 地下水の状況

三重県では、地域の全体的な地下水質の状況を把握するため県内全域を 4 年サイクルで一巡する「概況調査」と、過去の概況調査等で環境基準を超過して検出された地点において、地下水質の状況を経年的に監視するための「継続監視調査」が実施されている。

愛知県では、県内の全体的な地下水質の概況を把握するための「概況調査」(メッシュ調査・定点調査)、概況調査等により新たに環境基準を超過した地点において、汚染範囲の確認等のための「汚染井戸周辺地区調査」、過去の概況調査等で判明した地下水汚染地点において、継続的な監視をする「定期モニタリング(継続監視)調査」が実施されている。

調査区域における令和 3 年度の地下水の水質測定結果を表 3-1-23 に示す。令和 3 年度は、継続監視調査が 3 地点で、概況調査が 1 地点で実施されている。このうち 1 地点でふっ素が環境基準を超過しているが、それ以外の地点については環境基準を達成している。

なお、調査区域において、地下水のダイオキシン類の測定は行われていない。

表 3-1-23 地下水の水質測定結果(令和 3 年度)

単位:mg/L

項 目	1	2	3	4	環境基準
	三重県桑名市 長島町松中	愛知県弥富市東末広		弥富市 上野町	
調査区分	継続監視調査			概況調査	
採取年月日	令和 3 年 5 月 20 日	令和 3 年 6 月 15 日		令和 3 年 6 月 15 日	
発端・周辺の区分	-	発端井戸	周辺井戸	-	
カドミウム	<0.0003	-	-	<0.0005	0.003 以下
全シアン	<0.1	-	-	<0.1	検出されないこと
鉛	<0.005	-	-	<0.005	0.01 以下
六価クロム	<0.01	-	-	<0.01	0.02 以下
砒素	0.007	-	-	<0.005	0.01 以下
総水銀	<0.0005	-	-	<0.0005	0.0005 以下
PCB	<0.0005	-	-	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	-	-	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	-	-	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	-	-	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	-	-	<0.01	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	-	-	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	-	-	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	-	-	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.001	-	-	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	-	-	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	-	-	<0.0002	0.002 以下
チウラム	<0.0006	-	-	<0.0006	0.006 以下
シマジン	<0.0003	-	-	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.002	-	-	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	-	-	<0.001	0.01 以下
セレン	<0.001	-	-	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性 窒素	<0.02	-	-	<0.10	10 以下
ふっ素	0.53	1.2	0.41	0.12	0.8 以下
ほう素	0.81	-	-	0.06	1 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化 ビニルモノマー)	<0.0002	-	-	<0.0002	0.002 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	-	-	<0.005	0.05 以下

出典:地下水の水質測定結果(平成30年度)(三重県)
令和3(2021)年度調査結果(愛知県)

1.3 地盤及び土壌の状況

1) 地盤の状況

調査区域における累積沈下量が大きい水準点の観測結果を表 3-1-24 に、水準点の位置を図 3-1-13 に示す。

調査区域において、過去 5 年間で累積沈下量の多い地点は 1 地点となっている。

「令和 3 年における濃尾平野の地盤沈下の状況」(令和 4 年 8 月、東海三県地盤沈下調査会)によると、「年間 1 センチメートルに満たない沈下傾向が継続し、濃尾平野中西部に水準点の沈下傾向が偏っている。水準点の変動には、「地下水汲み上げによる広域地盤沈下」に加え、「濃尾傾動地塊運動」と呼ばれる地殻変動、濃尾平野基盤(東海層群)の沈降、建設工事や交通荷重による地盤変形、地層の自然圧密など、様々な要因が影響として考えられる。年間 1 センチメートル未満の沈下を示す水準点が増加しつつある最近の傾向は、地下水位回復による沈下速度の鈍化が、地殻変動・基盤の沈降・自然圧密などによる沈下現象と混在して平野中西部の広範囲に広がりつつある結果であるが、令和 3 年度は沈下が収まりつつある。」とされている。

表 3-1-24 累積沈下量の大きい水準点の観測結果(平成 29 年 11 月～令和 3 年 11 月)

水準点名	所在地	累積沈下量(cm)
C35-14	桑名市長島町浦安	3

注：出典に従い、累積沈下量が大きい水準点の観測結果を示す。

出典：令和3年における濃尾平野の地盤沈下の状況(令和4年8月、東海三県地盤沈下調査会)

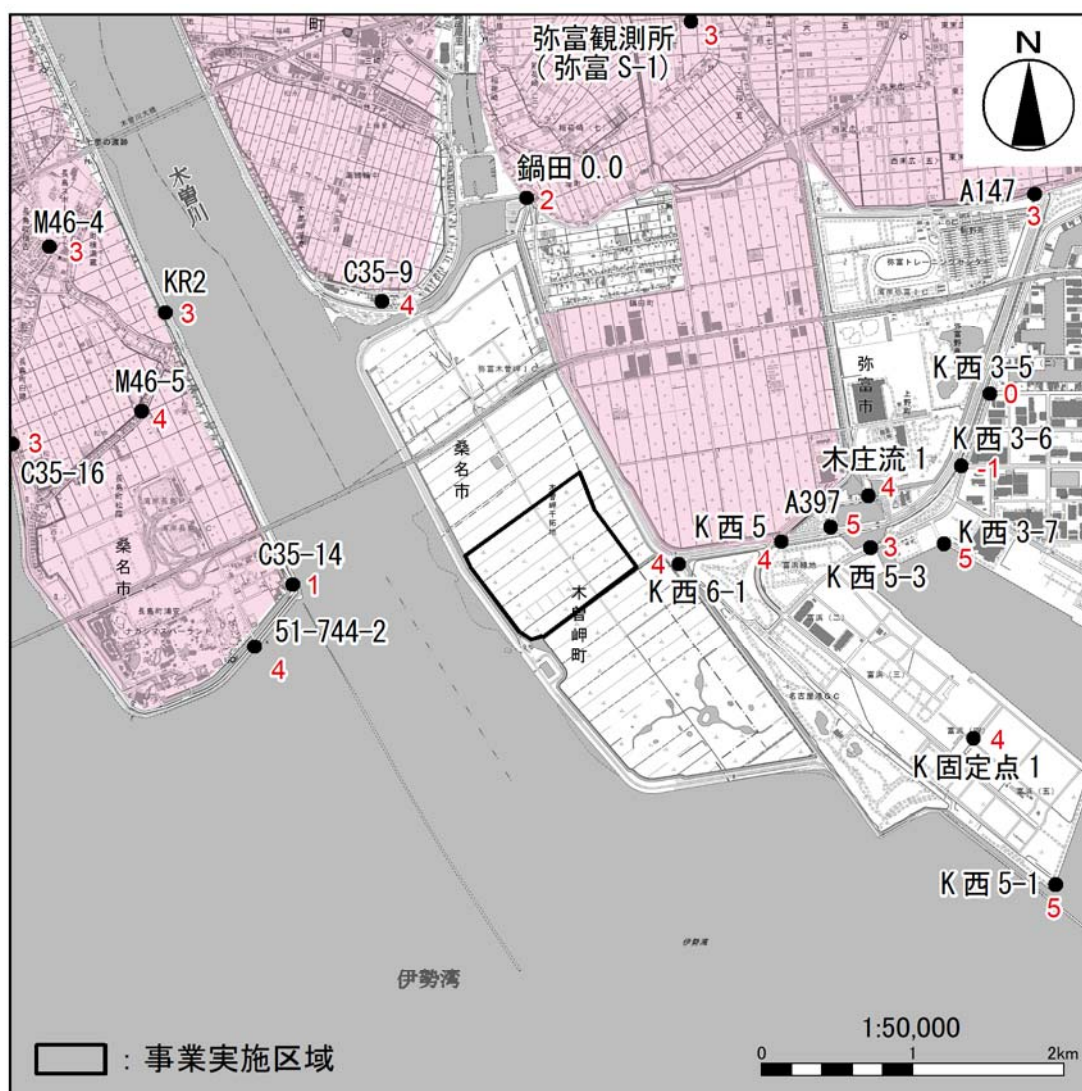


図 3-1-13 調査区域における水準点の位置図

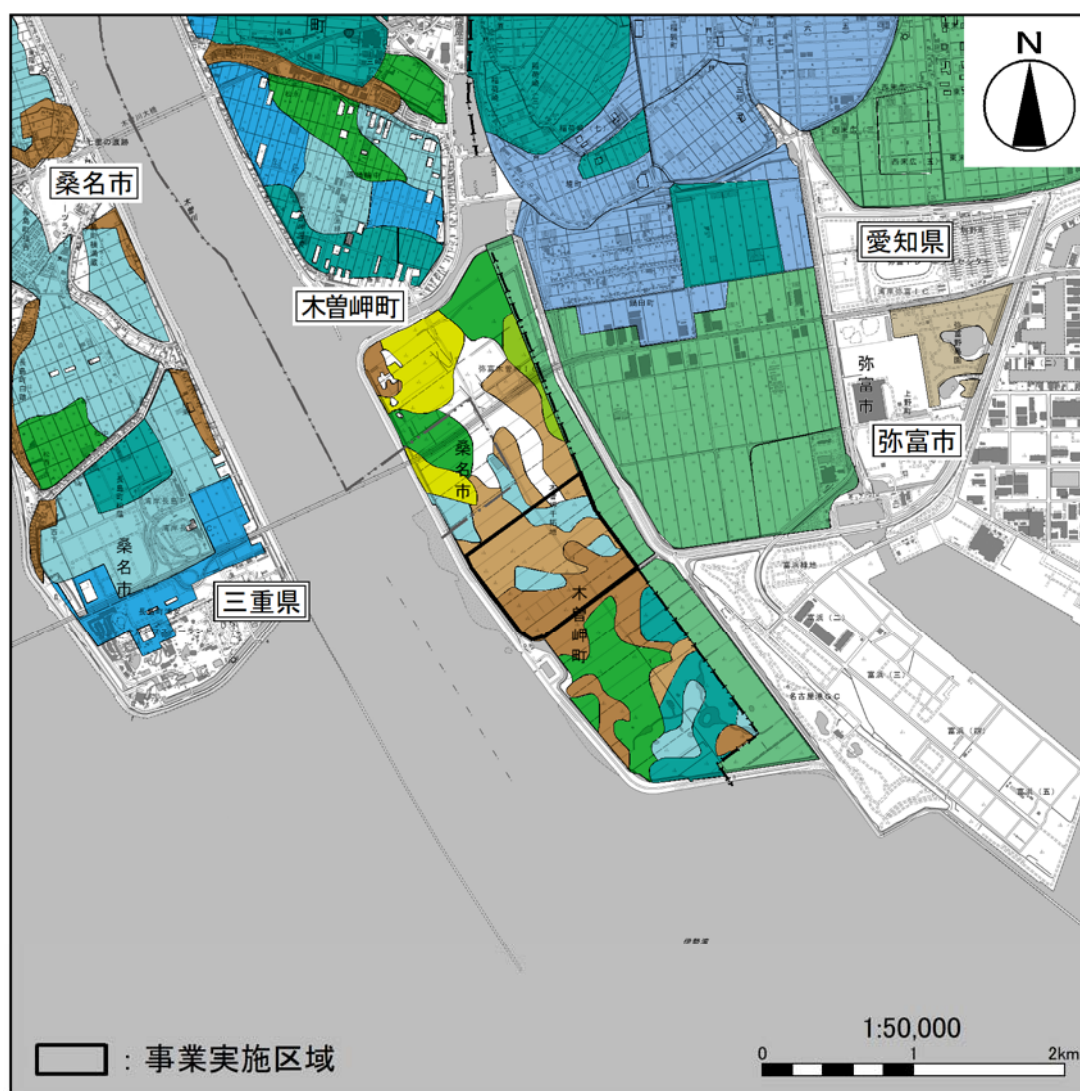
2) 土壌の状況

調査区域の土壌図を図 3-1-14 に示す。

調査区域においては、中粗粒褐色低地土、灰色低地土、グライ土等が分布している。このうち、事業実施区域において、中粗粒褐色低地土壌及び中粗粒グライ土壌等が分布している。

なお、調査区域においては、「土壌版レッドデータブック」(日本ペドロジー学会ホームページ)に記載された重要な土壌は存在しない。

また、調査区域において、土壌のダイオキシン類の測定は行われていない。



凡 例

三重側

- 中粗粒褐色低地土壌
- 中粗粒褐色低地土壌・斑紋あり
- 中粗粒灰色低地土壌・灰色系
- 機質灰色低地土壌・灰色系
- 細粒灰色低地土壌・灰褐色
- 中粗粒強グライ土壌
- 細粒グライ土壌
- 中粗粒グライ土壌

愛知側

- 埋立地（弥富統）
- 細粒グライ土壌（志籠谷統）
- グライ土壌（寺津統・山路統・開正統）
- 粗粒グライ土壌（西小柳統・平坂統）

出典：土地分類基本調査(GIS データ)-桑名-(国土交通省)を加工して作成
土地分類基本調査(GIS データ)-名古屋南部-(国土交通省)を加工して作成

図 3-1-14 土壌図

1.4 地形及び地質の状況

1) 地形の状況

調査区域の地形分類図を図 3-1-15 に示す。

調査区域は、三角州を中心とする低湿地帯であるが、盛土地・干拓地等の人工改変地が河口帯一帯を占めており、大半が堤防に囲まれた 0m 地帯となっている。

なお、事業実施区域が位置する木曽岬干拓地は、三重県(木曽岬町及び桑名市)と愛知県(弥富市)にまたがって位置しており、昭和 49 年に干陸された土地である。

2) 地質の状況

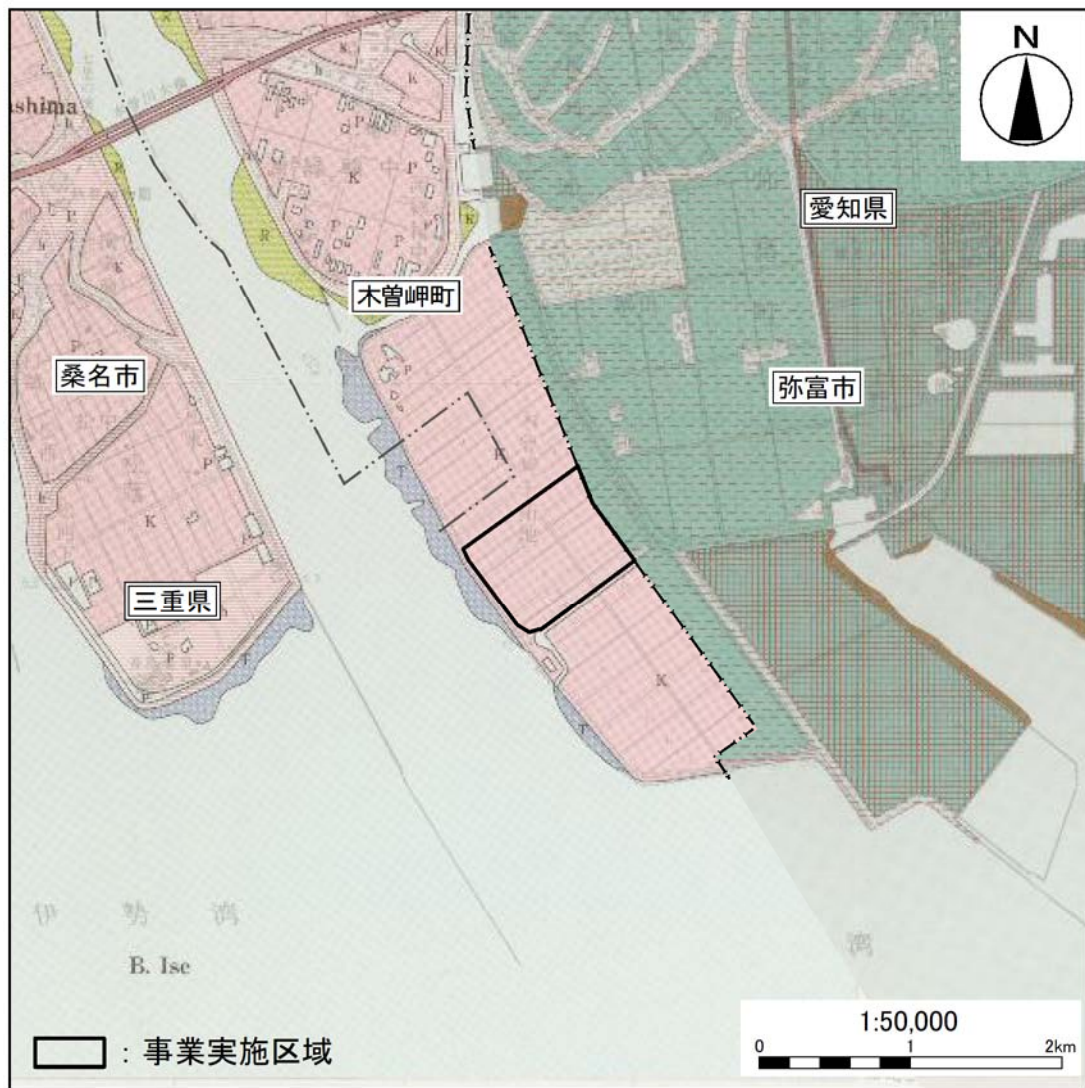
調査区域の表層地質図を図 3-1-16 に示す。

調査区域において、第四紀完新世の未固結堆積物の砂・泥を主とする層と埋立地が存在している。このうち、事業実施区域において、砂・泥を主とする層が存在している。

3) 学術上又は希少性の観点から重要な地形及び地質の状況

調査区域における学術上又は希少性の観点から重要な地形及び地質として、第 1 回自然環境保全調査の「三重県すぐれた自然図」(昭和 51 年、環境庁)では「長島町の三角州・氾濫原及び長島温泉」、「日本の地形レッドデータブック 第 1 集新装版」(平成 12 年 12 月、日本の地形レッドデータブック作成委員会)ではカテゴリーⅢ(河川のつくる地形)として「長良川河口の三角州・干潟」(ランク C)が挙げられている。

調査区域における学術上又は希少性の観点から重要な地形及び地質を図 3-1-17 に示す。

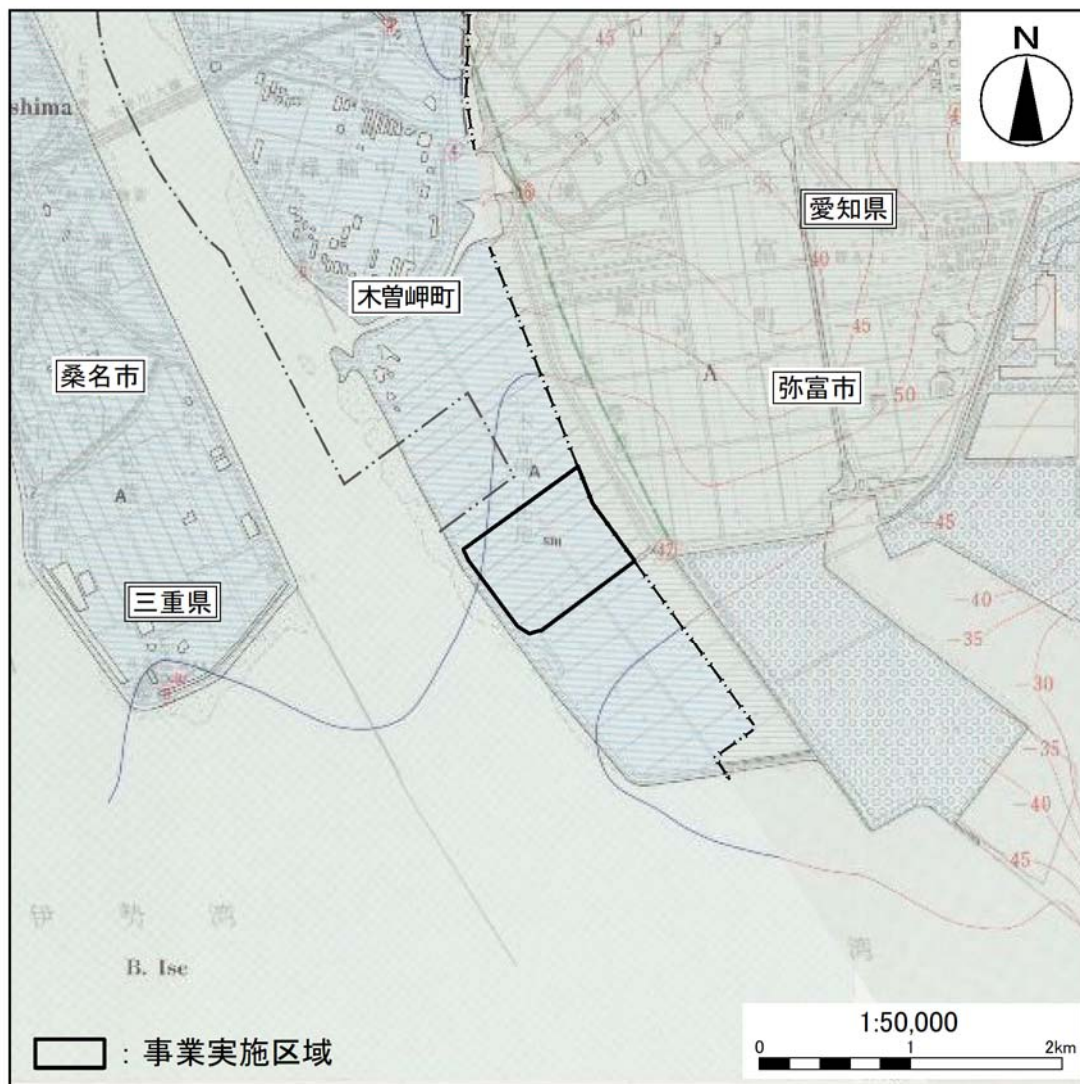


凡 例

三重側	愛知側	低地・その他
R		R 河原
T		T 干潟
K		K 干拓地
		高い干拓地
h		h 盛土地
P		P 河川・池

出典：土地分類基本調査-桑名-(昭和63年2月、国土交通省)を加工して作成
 土地分類基本調査-桑名・名古屋南部-(昭和60年1月、国土交通省)を加工して作成

図 3-1-15 地形分類図

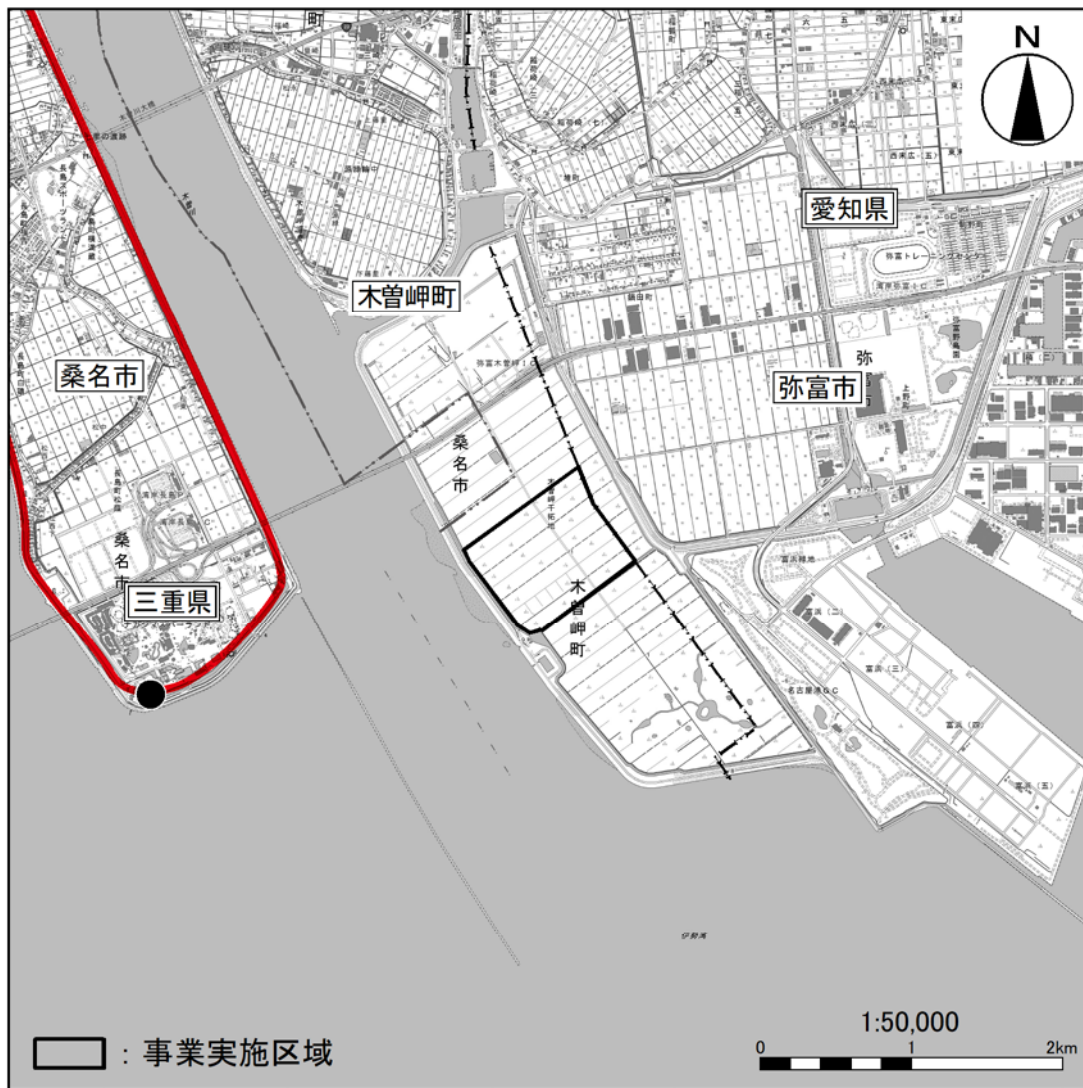


凡 例

三重側	愛知側	未固結堆積物
砂層	粘土層	sm 砂・泥を主とする層
	埋立地	r 埋立地

出典：土地分類基本調査-桑名-(昭和63年2月、国土交通省)を加工して作成
土地分類基本調査-桑名・名古屋南部-(昭和60年1月、国土交通省)を加工して作成

図 3-1-16 表層地質図



凡 例

三角州・氾濫原

● 温泉

出典：三重県すぐれた自然図(昭和51年、環境庁)

図 3-1-17 重要な地形及び地質

1.5 日照及び電波の状況

調査区域の南側には伊勢湾、西側には木曽川、北側及び東側には田畑が広がっている。

木曽岬干拓地を横断する伊勢湾岸自動車道及び桑名市長島町に位置する大規模アミューズメント施設以外に日照障害及び電波障害を生じるおそれのある高架構造物や大規模施設等は存在しない。

1.6 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1) 収集文献資料

調査区域における動植物の生息又は生育状況、植生及び生態系の状況については、表 3-1-25 に示す文献資料を基に整理した。

表 3-1-25(1) 文献資料一覧

番号	文献資料名
1	三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～ (平成 27 年、三重県農林水産部みどり共生推進課)
2	愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち 2020—動物編— (令和 2 年、愛知県環境局環境政策部自然環境課)
3	愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち 2020—植物編— (令和 2 年、愛知県環境局環境政策部自然環境課)
4	平成 7 年度河川水辺の国勢調査 木曽川水系 鳥類調査結果 (河川環境データベース 河川水辺の国勢調査ホームページ)
5	平成 12 年度河川水辺の国勢調査 木曽川水系 鳥類調査結果 (河川環境データベース 河川水辺の国勢調査ホームページ)
6	平成 17 年度河川水辺の国勢調査 木曽川水系 鳥類調査結果 (河川環境データベース 河川水辺の国勢調査ホームページ)
7	平成 22 年度河川水辺の国勢調査 木曽川水系 鳥類調査結果 (河川環境データベース 河川水辺の国勢調査ホームページ)
8	平成 12 年度河川水辺の国勢調査 木曽川水系 魚類調査結果 (河川環境データベース 河川水辺の国勢調査ホームページ)
9	平成 16 年度河川水辺の国勢調査 木曽川水系 魚類調査結果 (河川環境データベース 河川水辺の国勢調査ホームページ)
10	平成 20 年度河川水辺の国勢調査 木曽川水系 魚類調査結果 (河川環境データベース 河川水辺の国勢調査ホームページ)
11	平成 26 年度河川水辺の国勢調査 木曽川水系 魚類調査結果 (河川環境データベース 河川水辺の国勢調査ホームページ)
12	平成 30 年度河川水辺の国勢調査 木曽川水系 魚類調査結果 (河川環境データベース 河川水辺の国勢調査ホームページ)
13	平成 12 年度河川水辺の国勢調査 木曽川水系 底生動物調査結果 (河川環境データベース 河川水辺の国勢調査ホームページ)
14	平成 16 年度河川水辺の国勢調査 木曽川水系 底生動物調査結果 (河川環境データベース 河川水辺の国勢調査ホームページ)
15	平成 21 年度河川水辺の国勢調査 木曽川水系 底生動物調査結果 (河川環境データベース 河川水辺の国勢調査ホームページ)

表 3-1-25(2) 文献資料一覧

番号	文献資料名
16	平成 27 年度河川水辺の国勢調査 木曽川水系 底生動物調査結果 (河川環境データベース 河川水辺の国勢調査ホームページ)
17	木曽岬干拓地整備事業環境影響評価書(平成 18 年、三重県)
18	平成 18 年度木曽岬干拓地整備事業環境影響評価事後調査報告書(平成 19 年、三重県)
19	平成 19 年度木曽岬干拓地整備事業環境影響評価事後調査報告書(平成 20 年、三重県)
20	平成 20 年度木曽岬干拓地整備事業環境影響評価事後調査報告書(平成 21 年、三重県)
21	平成 21 年度木曽岬干拓地整備事業環境影響評価事後調査報告書(平成 22 年、三重県)
22	平成 22 年度木曽岬干拓地整備事業環境影響評価事後調査報告書(平成 23 年、三重県)
23	平成 23 年度木曽岬干拓地整備事業環境影響評価事後調査報告書(平成 24 年、三重県)
24	平成 24 年度木曽岬干拓地整備事業環境影響評価事後調査報告書(平成 25 年、三重県)
25	平成 25 年度木曽岬干拓地整備事業環境影響評価事後調査報告書(平成 26 年、三重県)
26	平成 26 年度木曽岬干拓地整備事業環境影響評価事後調査報告書(平成 27 年、三重県)
27	平成 27 年度木曽岬干拓地整備事業環境影響評価事後調査報告書(平成 28 年、三重県)
28	平成 28 年度木曽岬干拓地整備事業環境影響評価事後調査報告書(平成 29 年、三重県)
29	平成 29 年度木曽岬干拓地 第 1-1 分 2001 号 木曽岬干拓地整備事業環境モニタリング調査業務委託報告書(平成 30 年、三重県)
30	平成 29 年度木曽岬干拓地 第 1-1 分 2007 号 木曽岬干拓地整備事業環境モニタリング調査業務委託(その 2)報告書(平成 30 年、三重県)
31	平成 30 年度木曽岬干拓地 第 1-1 分 2007 号 木曽岬干拓地整備事業(猛禽類調査)業務委託報告書(平成 31 年、三重県)
32	平成 31 年度木曽岬干拓地 第 1-1 分 2002 号 木曽岬干拓地整備事業環境モニタリング調査業務委託報告書(令和 2 年、三重県)
33	令和 2 年度木曽岬干拓地 第 1-1 分 2001 号 木曽岬干拓地整備事業環境モニタリング調査業務委託報告書(令和 3 年、三重県)

2) 動植物の生息又は生育の状況

文献その他資料により把握された調査区域における動植物相の状況を表 3-1-26 及び表 3-1-27 に示す。

調査区域が主に都市河川河口域の水田等の耕作地及び草地であることを反映し、陸生動物では、アブラコウモリ、カルガモ、ニホンスッポン、トノサマガエル等、水生動物ではニホンウナギ、ボラ、イシマキガイ等が確認されている。なお、木曽三川河口域や弥富町鍋田地区の干拓地等は、大規模な鳥類渡来地として知られており、水鳥のシギ・チドリ類、カモ類のほか、湿性草原に生息するオオヨシキリ等の鳥類が確認されている。

陸生植物では、水田雑草群落及びヨシクラスが広く分布するほか、ススキ群団が点在しており、ツユクサ、メヒシバ、イタドリ等が確認されている。

表 3-1-26(1) 文献その他資料により把握された動物相の状況(陸生動物)

調査項目	確認種数	主な確認種
哺乳類	4 目 8 科 10 種	アブラコウモリ、アカネズミ、カヤネズミ、タヌキ、ノイヌ、ノネコ、スナメリ等
鳥類	17 目 48 科 175 種	カルガモ、カイツブリ、ドバト、カワウ、ゴイサギ、ヒクイナ、ケリ、タシギ、ユリカモメ、ミサゴ、チュウヒ、オオヨシキリ等
爬虫類	2 目 7 科 9 種	アカウミガメ、クサガメ、ニホンスッポン、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビ等
両生類	1 目 5 科 10 種	アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、トノサマガエル、ナゴヤダルマガエル、ツチガエル、ヌマガエル、シュレーゲルアオガエル等
昆虫類	15 目 206 科 879 種	アジアイトトンボ、ハラビロカマキリ、ショウリョウバッタ、オオハサミムシ、コガタシマトビケラ、セアカヒメガガンボ等
クモ類	1 目 23 科 81 種	ジグモ、アシブトヒメグモ、ノコギリヒザグモ、ジョロウグモ、オニグモ、エビチャコモリグモ、ハナグモ、ネコハエトリ等
陸産貝類	1 目 4 科 6 種	ヒメオカモノアラガイ、ナタネガイ、チャコウラナメクジ、キビガイ、ハリマキビ、ウラジロベッコウ
土壌動物等 その他動物	10 目 39 科 39 種	フトミミズ、ツリミミズ、ヒメミミズ、ヤドリダニ、ホコダニ、オニダニ、ツブダニ、オトヒメダニ、フリソデダニ等

表 3-1-26(2) 文献その他資料により把握された動物相の状況(水生動物)

調査項目	確認種数	主な確認種
魚類	15 目 33 科 71 種	ニホンウナギ、コノシロ、コイ、ウグイ、ボラ、ミナミメダカ、マゴチ、ヒイラギ、スズキ、マハゼ等
底生動物	32 目 80 科 144 種	イシマキガイ、マルタニシ、カワグチツボ、モノアラガイ、ホトトギスガイ、マガキ、ヤマトシジミ、ヤマトイソユスリカ等

表 3-1-27 文献その他資料により把握された植物相の状況(陸生植物)

調査項目		確認種数	主な確認種
シダ植物門		5 目 9 科 13 種	ヒカゲノカズラ、スギナ、ゼンマイ、コシダ、イワヒメワラビ、イノモトソウ、ハリガネワラビ等
種子植物門	裸子植物亜門	2 目 2 科 3 種	アカマツ、クロマツ、ラカンマキ
	被子植物亜門	35 目 85 科 354 種	ツユクサ、アゼガヤツリ、コヌカグサ、チガヤ、メヒシバ、ネムノキ、イタドリ、イヌタデ等

3) 動物の重要な種及び注目すべき生息地の状況

文献その他の資料調査により把握された調査区域に生息する動物の情報を踏まえ、調査区域における動物の生息環境の保全を目的とした法令等に基づき抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種(以下、「重要な種」とする。)、並びに学術上又は希少性の観点から重要である生息地若しくは地域の象徴であること、その他の理由で注目すべき生息地(以下、「注目すべき生息地」とする。)の把握を行った。

重要な種の選定基準を表 3-1-28 に、注目すべき生息地の選定基準を表 3-1-29 に示す。

表 3-1-28(1) 重要な種の選定基準

番号	文献及び法律名	選定基準となる区分
①	文化財保護法(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号) 三重県文化財保護条例(昭和 32 年三重県条例第 72 号) 愛知県文化財保護条例(昭和 30 年 4 月 1 日条例第 6 号) 木曽岬町文化財保護条例(平成 21 年 12 月 18 日条例第 32 号) 桑名市文化財保護条例(平成 16 年 12 月 6 日条例第 187 号) 弥富市文化財保護条例(昭和 47 年 6 月 30 日条例第 17 号)	国特:国指定特別天然記念物 国天:国指定天然記念物 三天:三重県指定天然記念物 愛天:愛知県指定天然記念物 木天:木曽岬町指定天然記念物 桑天:桑名市指定天然記念物 弥天:弥富市指定天然記念物
②	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)	国際:国際希少野生動植物種 国内:国内希少野生動植物種 緊急:緊急指定種
③	三重県自然環境保全条例 (平成 15 年三重県条例第 2 号)	指定:三重県指定希少野生動植物種
④	環境省レッドリスト 2020 の公表について (令和 2 年 3 月 27 日、環境省)	CR+EN:絶滅危惧Ⅰ類(絶滅の危機に瀕している種) CR:絶滅危惧ⅠA 類(ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種) EN:絶滅危惧ⅠB 類(ⅠA 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種) VU:絶滅危惧Ⅱ類(絶滅の危険が増大している種) NT:準絶滅危惧(現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種) DD:情報不足(評価するだけの情報が不足している種) LP:絶滅のおそれのある地域個体群(地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの)

表 3-1-28(2) 重要な種の選定基準

番号	文献及び法律名	選定基準となる区分
⑤	三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～(平成 27 年 3 月、三重県農林水産部みどり共生推進課)	CR:絶滅危惧ⅠA 類(ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種) EN:絶滅危惧ⅠB 類(ⅠA 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種) VU:絶滅危惧Ⅱ類(絶滅の危険が増大している種) NT:準絶滅危惧(生息条件の変化によっては、「絶滅危惧種」に移行する要素を持つ種) DD:情報不足(評価するだけの情報が不足している種) なお、繁殖期と越冬期で個体数が著しく変わる種類については、それぞれの時期で評価されている。
⑥	愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち 2020 ー動物編ー(令和 2 年、愛知県環境局環境政策部自然環境課)	CR:絶滅危惧ⅠA 類(絶滅の危機に瀕している種。ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの) EN:絶滅危惧ⅠB 類(絶滅の危機に瀕している種。ⅠA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの) VU:絶滅危惧Ⅱ類(絶滅の危険が増大している種) NT:準絶滅危惧(存続基盤が脆弱な種) DD:情報不足(「絶滅」「絶滅危惧」「準絶滅危惧」のいずれかに該当する可能性が高いが、評価するだけの情報が不足している種。) LP:その種の国内における生息状況に鑑み、愛知県において特に保全のための配慮が必要と考えられる 特徴的な個体群 なお、鳥類については、繁殖、越冬、通過の時期で評価が異なることから、評価対象個体群ごとに評価されている。

表 3-1-29 注目すべき生息地の選定基準

番号	文献及び法律名	選定基準となる区分
①	文化財保護法(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号) 三重県文化財保護条例(昭和 32 年三重県条例第 72 号) 愛知県文化財保護条例(昭和 30 年 4 月 1 日条例第 6 号) 木曽岬町文化財保護条例(平成 21 年 12 月 18 日条例第 32 号) 桑名市文化財保護条例(平成 16 年 12 月 6 日条例第 187 号) 弥富市文化財保護条例(昭和 47 年 6 月 30 日条例第 17 号)	国指定特別天然記念物 国指定天然記念物 三重県指定天然記念物 愛知県指定天然記念物 木曽岬町指定天然記念物 桑名市指定天然記念物 弥富市指定天然記念物
②	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(昭和 55 年 9 月 22 日条約第 28 号)	指定湿地
③	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)	生息地等保護区(動物に係るもの)
④	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(平成 4 年 9 月 28 日条約第 7 号)	自然遺産の登録基準に該当するもの
⑤	第 4 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図(平成 7 年、環境庁)に示された鳥類の集団繁殖地・集団ねぐら	地域の象徴であること等の理由により注目される生息地
⑥	三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～(平成 27 年 3 月、三重県農林水産部みどり共生推進課)	希少野生動植物主要生息生育地(ホットスポットみえ)

(1) 陸生動物の重要な種の状況

選定基準に基づいて抽出された陸生動物の重要な種を表 3-1-30～表 3-1-36 に示す。

文献その他の資料によると、哺乳類で 2 種、鳥類で 58 種、爬虫類 3 種、両生類で 3 種、昆虫類で 44 種、クモ類で 5 種が抽出された。なお、陸産貝類及び土壌動物等その他動物では、重要な種は抽出されなかった。

抽出された重要な種のうち、確認位置がわかるものを図 3-1-18～図 3-1-21 に示す。なお、チュウヒ等希少猛禽類の営巣地及び確認位置については、重要な種の保全の観点から示していない。

また、平成 14 年度以降、事業実施区域が位置する木曽岬干拓地におけるチュウヒ等の猛禽類の生息・繁殖状況を把握するため、定点観察法や任意踏査等による調査が行われている。猛禽類調査の実施状況を表 3-1-37 に、これまでに木曽岬干拓地で繁殖が確認されたチュウヒ及びオオタカの繁殖確認状況(平成 14 年度～令和 2 年度)を表 3-1-38 に示す。

表 3-1-30 重要な種の確認状況(陸生動物)

調査項目	確認状況
哺乳類	2 目 2 科 2 種
鳥類	10 目 24 科 58 種
爬虫類	2 目 3 科 3 種
両生類	1 目 2 科 3 種
昆虫類	7 目 33 科 44 種
クモ類	1 目 3 科 5 種

表 3-1-31 重要な哺乳類の確認状況(陸生動物)

番号	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
1	ネズミ	ネズミ	カヤネズミ	17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27						VU
2	クジラ	ネズミイロカ	スナメリ	1		国際			VU	NT
2 目 2 科 2 種					0 種	1 種	0 種	0 種	1 種	2 種

注1)分類、配列等は基本的に「令和2年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和2年、国土交通省)に準拠した。

注2)選定基準(選定基準番号)及びランクは表3-1-28に示す。

出典:文献資料は表3-1-25に示す。

表 3-1-32(1) 重要な鳥類の確認状況(陸生動物)

番号	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
1	キジ	キジ	ウスラ	17				VU	DD	越冬 EN
2	カモ	カモ	クロガモ	32						越冬 NT
3			カワアイサ	17						越冬 NT
4	ペリカン	サギ	ササゴイ	1,17,20					VU	
5			チュウサギ	1,17,18,20,21,22,23,24,25,26,27,30,32				NT	VU	
6	ツル	ツル	ナベツル	31		国際		VU	VU	
7		クイナ	クイナ	1,17					NT	越冬 NT
8			ヒクイナ	1,17,19,20,21,22				NT	VU	繁殖 NT 通過 NT
9			バン	17,18,20,21,23,24,25,27,30						繁殖 VU 越冬 NT
10	カッコウ	カッコウ	ツツドリ	32						繁殖 VU 通過 NT
11	チドリ	チドリ	タゲリ	1,17,30,31					NT	
12			ケリ	4,6,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,30,31,32				DD		
13			イカルチドリ	5,17,18					VU	繁殖 VU 越冬 NT
14			コチドリ	1,5,6,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,30,32					NT	
15			シロチドリ	1,17,21,22,24			指定	VU	繁殖 CR 越冬 NT	繁殖 VU 越冬 VU
16		ミヤコドリ	ミヤコドリ	1					NT	
17		セイタカシギ	セイタカシギ	1,17				VU	CR	繁殖 EN 越冬 VU
18		シギ	オオシギ	17				NT	DD	繁殖 CR 通過 VU
19			オグロシギ	17						通過 EN
20			オソリハシギ	4				VU		通過 EN
21			コシヤクシギ	17,22		国際		EN		通過 VU
22			ダイシャクシギ	1,17,19,30					VU	越冬 VU
23			ホウロクシギ	1,17,32		国際		VU	NT	通過 EN
24			アカアシシギ	1,17				VU	VU	通過 VU
25			コアアシシギ	1,17,18					VU	
26			タカブシギ	17,20				VU		通過 EN
27			オハシギ	17		国際				通過 VU
28			ミユビシギ	1					VU	越冬 NT
29			オジロトウネン	17					DD	通過 VU
30			ウスランシギ	17,18						通過 EN
31			ハマシギ	17				NT		越冬 VU
32			ハラシギ	1		国内		CR	EN	通過 CR

表 3-1-32(2) 重要な鳥類の確認状況(陸生動物)

番号	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
33	(チドリ)	タマシギ	タマシギ	1,17,18,20,24				VU	NT	繁殖 EN 越冬 EN
34		ツバメチドリ	ツバメチドリ	32				VU		繁殖 CR 通過 EN
35		カモメ	ズグロカモメ	1,17				VU	CR	越冬 VU
36			オオセグロカモメ	4,7,17,20,30,31				NT		
37			コアジサシ	17,18,19,20,21,23, 24,25,26,27,32				VU	CR	繁殖 EN 通過 VU
38	タカ	ミサゴ	ミサゴ	1,17,18,19,20,21, 22,23,24,25,26,27, 30,31,32				NT	繁殖 NT 越冬 VU	繁殖 NT
39		タカ	ハチクマ	1,17				NT	EN	繁殖 VU 通過 NT
40			チュウビ	1,17,18,19,20,21, 22,23,24,25,26,27, 28,29,30,31,32,33		国内		EN	繁殖 CR 越冬 VU	繁殖 CR 越冬 VU
41			ハイロチュウビ	1,17,22,31					VU	越冬 EN
42			ハイタカ	1,17,31,32				NT	NT	
43			オオタカ	1,17,19,20,22,23, 24,27,31,32,33				NT	VU	繁殖 NT 越冬 NT
44			サシハ	1,17,30,32			指定	VU	EN	繁殖 EN 通過 NT
45	フクロウ	フクロウ	アオハズク	17					VU	繁殖 EN 通過 VU
46			コミミズク	1,17					NT	越冬 VU
47	ハヤブサ	ハヤブサ	コチョウゲンボウ	1,17,18,19,20,21, 22,23,24,25,26,27, 28,30,31					EN	
48			ハヤブサ	1,17,18,19,20,21, 26,31,32		国内		VU	繁殖 CR 越冬 EN	繁殖 VU 越冬 NT
49	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	17				VU	VU	
50		カササギヒタキ	サンコウチョウ	20					NT	
51		キクイタダキ	キクイタダキ	1					VU	
52		ムシクイ	センダイムシクイ	1,17					NT	
53		ヒタキ	クロツグミ	1,17					NT	
54			アカハラ	17						繁殖 CR
55			コサメビタキ	17,21,27,32					DD	繁殖 NT
56			キビタキ	17,21,23,27					NT	
57		セキレイ	ビンズイ	17						繁殖 EX
58		ホオジロ	ホオアカ	17						繁殖 CR
10 目 24 科 58 種					0 種	7 種	2 種	28 種	41 種	41 種

注1)分類、配列等は基本的に「令和2年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和2年、国土交通省)に準拠した。

注2)選定基準(選定基準番号)及びランクは表3-1-28に示す。

出典:文献資料は表3-1-25に示す。

表 3-1-33 重要な爬虫類の確認状況(陸生動物)

番号	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
1	カメ	ウミガメ	アカウミガメ	1				EN	VU	EN
2		スッポン	ニホンスッポン	19				DD	DD	DD
3	有隣	ナミヘビ	ヤマカガシ	21						DD
2 目 3 科 3 種					0 種	0 種	0 種	2 種	2 種	3 種

注1)分類、配列等は基本的に「令和2年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和2年、国土交通省)に準拠した。

注2)選定基準(選定基準番号)及びランクは表3-1-28に示す。

出典:文献資料は表3-1-25に示す。

表 3-1-34 重要な両生類の確認状況(陸生動物)

番号	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
1	無尾	ヒキガエル	ニホンヒキガエル	17					NT	
2		アカガエル	トノサマガエル	18,19,20,21,23, 24,25,26,27				NT		
3			ナゴヤダルマガエル	2,18,19,20,21,22, 23,24,25,26,27				EN	VU	VU
1 目 2 科 3 種					0 種	0 種	0 種	2 種	2 種	1 種

注1)分類、配列等は基本的に「令和2年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和2年、国土交通省)に準拠した。

注2)選定基準(選定基準番号)及びランクは表3-1-28に示す。

出典:文献資料は表3-1-25に示す。

表 3-1-35(1) 重要な昆虫類の確認状況(陸生動物)

番号	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
1	トンボ	イトトンボ	オオイトトンボ	17						EN
2		ヤンマ	ネアカヨシヤンマ	17				NT	VU	NT
3			アオヤンマ	17				NT	EN	EN
4		サナエトンボ	キヒロサナエ	1				NT	VU	NT
5		トンボ	アキアカネ	17					NT	
6			ノシメトンボ	17						NT
7	ハッタ	コオロギ	クチナガコオロギ	1					NT	
8	カメムシ	コオイムシ	コオイムシ	1,17				NT	NT	
9		タイコウチ	ヒメタイコウチ	1	桑天		指定		CR	NT
10			ヒメミスカマキリ	1					VU	
11		コハシムシ	コハシムシ	2				EN	CR	CR
12	コウチュウ	オサムシ	ハマハゴミムシ	2				NT		VU
13		ゲンゴロウ	ケシゲンゴロウ	17				NT	EN	
14		コガシラミス	マダラコガシラミス	2				VU	VU	NT
15		コツブゲンゴロウ	ムツボシツブコツブゲンゴロウ	2				VU	CR	NT
16		カララゴミムシ	カララゴミムシ	2					EN	NT
17		ホソガムシ	ヤマトホソガムシ	2				NT	VU	NT
18		ガムシ	コガムシ	17				DD	NT	
19			ガムシ	1,2				NT	NT	
20		シデムシ	ヤマトモンシデムシ	2,17				NT	VU	VU
21		ハネカクシ	オオツハネカクシ	2,17				DD		VU
22		クワガタムシ	オオクワガタ	1				VU	CR	CR
23		コガネムシ	ヤマトアオトウガネ	17						NT
24		ゴミムシタマシ	オオマルチビゴミムシタマシ	1					NT	
25		ジヨウカイモドキ	ルリキオビジヨウカイモドキ	1					VU	
26	ハチ	スズメハチ	モンズメハチ	17				DD	NT	
27		クモハチ	アケボノハツコウ	17				DD		
28		アナハチ	キンモウアナハチ	1					NT	
29	ハエ	ミスアブ	コガタミスアブ	1					NT	
30			ミスアブ	1					VU	
31		ムシヒキアブ	トラフムシヒキ	1					NT	
32			アメイロホソムシヒキ	17					DD	
33			ハマハゴムシヒキ	1					NT	
34		ツルギアブ	ナギサツルギアブ	1					VU	
35		ミギワハエ	ニノミヤトビクチミギワハエ	1					NT	
36			ハイイロニセミギワハエ	1					NT	

表 3-1-35(2) 重要な昆虫類の確認状況(陸生動物)

番号	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
37	チョウ	ホクトウガ	ハイロボクトウ	17				NT		
38		シジミチョウ	クロシジミ	1				EN	VU	CR
39			シルビアシジミ	1				EN	CR	EX
40		シロチョウ	ツマクノキチョウ	1				EN	CR	NT
41		ツトガ	ゴマツツガ	1				NT	NT	
42		ヤガ	キスジウスキヨトウ	17				VU		NT
43			ヌマヘウスキヨトウ	1				VU	NT	
44			キタアツハ	17				NT		
7 目 33 科 44 種					1 種	0 種	1 種	25 種	35 種	20 種

注1)分類、配列等は基本的に「令和2年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和2年、国土交通省)に準拠した。

注2)選定基準(選定基準番号)及びランクは表3-1-28に示す。

出典:文献資料は表3-1-25に示す。

表 3-1-36 重要なクモ類の確認状況(陸生動物)

番号	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
1	クモ	コガネグモ	オニグモ	1,17					NT	
2			コガネグモ	1,17					NT	NT
3		コモリグモ	エビチャコモリグモ	17						EN
4			ミナミコモリグモ	2						NT
5		アワセグモ	アワセグモ	1					NT	EN
1 目 3 科 5 種					0 種	0 種	0 種	0 種	3 種	4 種

注)選定基準(選定基準番号)及びランクは表3-1-28に示す。

出典:文献資料は表3-1-25に示す。

表 3-1-37 木曽岬干拓地における猛禽類調査の実施状況(平成 14 年度～令和 2 年度)

調査年度	調査方法	調査地点	調査時期
平成 14 年度	定点観察法	木曽岬干拓地及びその周辺 15 地点	平成 14 年 4、5、6、7、8、9、10、11、12 月 平成 15 年 1、2、3 月
平成 15 年度	定点観察法	木曽岬干拓地及びその周辺 15 地点	平成 15 年 4、5、6、7、8、11、12 月 平成 16 年 1、2 月
平成 16 年度	定点観察法	木曽岬干拓地及びその周辺 8 地点	平成 16 年 5、6、7 月
平成 17 年度	定点観察法	木曽岬干拓地及びその周辺 10 地点	平成 17 年 4、5、6、7、8、12 月 平成 18 年 1 月
平成 18 年度	定点観察法	木曽岬干拓地及びその周辺 6 地点	平成 18 年 4、5、6、7、8、11、12 月 平成 19 年 1、2、3 月
平成 19 年度	定点観察法	木曽岬干拓地及びその周辺 6 地点	平成 19 年 4、5、6、7、8、11、12 月 平成 20 年 1、2、3 月
平成 20 年度	定点観察法	木曽岬干拓地及びその周辺 6 地点	平成 20 年 4、5、6、7、8、11、12 月 平成 21 年 1、2、3 月
平成 21 年度	定点観察法	木曽岬干拓地及びその周辺 6 地点	平成 21 年 4、5、6、7、8、11、12 月 平成 22 年 1、2、3 月
平成 22 年度	定点観察法	木曽岬干拓地及びその周辺 6 地点	平成 22 年 4、5、6、7、8、11、12 月 平成 23 年 1、2、3 月
平成 23 年度	定点観察法	木曽岬干拓地及びその周辺 6 地点	平成 23 年 4、5、6、7、8、11、12 月 平成 24 年 1、2、3 月
平成 24 年度	定点観察法	木曽岬干拓地及びその周辺 6 地点	平成 24 年 4、5、6、7、8、11、12 月 平成 25 年 1、2、3 月
平成 25 年度	定点観察法	木曽岬干拓地及びその周辺 6 地点	平成 25 年 4、5、6、7、8、11、12 月 平成 26 年 1、2、3 月
平成 26 年度	定点観察法	木曽岬干拓地及びその周辺 6 地点	平成 26 年 4、5、6、7、8、11、12 月 平成 27 年 1、2、3 月
平成 27 年度	定点観察法	木曽岬干拓地及びその周辺 6 地点	平成 27 年 4、5、6、7、8、11、12 月 平成 28 年 1、2、3 月
平成 28 年度	定点観察法	木曽岬干拓地及びその周辺 6 地点	平成 28 年 4、5、6、7、8、11、12 月 平成 29 年 1、2、3 月
平成 29 年度	定点観察法	木曽岬干拓地及びその周辺 2 地点	平成 29 年 4、5、12 月 平成 30 年 1、2、3 月
平成 30 年度	定点観察法	木曽岬干拓地及びその周辺 13 地点	平成 30 年 4、5、6、12 月 平成 31 年 1、2、3 月
令和元年度	定点観察法	木曽岬干拓地及びその周辺 2 地点	令和元(平成 31)年 4、5、6、7、8、9 月
令和 2 年度	定点観察法	木曽岬干拓地及びその周辺 4 地点	令和 2 年 4、5、6、7、8 月

注)平成14年度以降に行われた猛禽類を対象とした調査のうち、定点観察法による調査実施状況を示す。

出典:木曽岬干拓地整備事業環境影響評価書(平成18年、三重県)

平成28年度 木曽岬干拓地整備事業環境影響評価事後調査報告書(平成29年3月、三重県)他

令和2年度木曽岬干拓地 第1-1分2001号木曽岬干拓地整備事業環境モニタリング調査業務委託報告書(令和3年、三重県)他

表 3-1-38 木曽岬干拓地におけるチュウヒ及びオオタカの繁殖確認状況

調査年度	チュウヒ		オオタカ	
	巣の確認状況	繁殖確認状況	巣の確認状況	繁殖確認状況
平成 14 年度	○:1 箇所です巣を確認	△:不明	△:繁殖なし	△:繁殖に係る行動なし
平成 15 年度	○:3 箇所です巣を確認	○:3 箇所です巣内雛を確認後、それぞれ幼鳥を確認	△:繁殖なし	△:繁殖に係る行動なし
平成 16 年度	△:不明	○:7 月に 1 箇所です幼鳥 2 個体を確認	△:繁殖なし	△:繁殖に係る行動なし
平成 17 年度	△:不明	○:7 月に 1 箇所です幼鳥 2 個体を確認	△:繁殖なし	△:繁殖に係る行動なし
平成 18 年度	○:1 箇所です巣を確認	○:8 月に 1 箇所です幼鳥 2 個体を確認	△:繁殖なし	△:繁殖に係る行動なし
平成 19 年度	△:不明	△:不明	△:繁殖なし	△:繁殖に係る行動なし
平成 20 年度	○:2 箇所です巣を確認	○:7 月に 1 箇所です幼鳥 3 個体を確認	△:繁殖なし	△:繁殖に係る行動なし
平成 21 年度	○:2 箇所です巣を確認	○:8 月に 2 箇所です幼鳥 3 個体ずつ、計 6 個体を確認	△:繁殖なし	△:繁殖に係る行動なし
平成 22 年度	○:3 箇所です巣を確認	△:不明	△:繁殖なし	△:繁殖に係る行動なし
平成 23 年度	△:不明	△:不明	△:繁殖なし	△:繁殖に係る行動なし
平成 24 年度	△:不明	△:不明	△:繁殖なし	△:繁殖に係る行動なし
平成 25 年度	○:1 箇所です巣を確認	○:7 月及び 8 月に幼鳥 3 個体を確認	△:繁殖なし	△:繁殖に係る行動なし
平成 26 年度	○:1 箇所です巣を確認	○:7 月及び 8 月に幼鳥 2 個体を確認	△:繁殖なし	△:繁殖に係る行動なし
平成 27 年度	○:1 箇所です巣を確認	○:7 月及び 8 月に幼鳥 2～3 個体を確認	△:繁殖なし	△:繁殖に係る行動なし
平成 28 年度	○:1 箇所です巣を確認	○:7 月に幼鳥 2 個体、8 月に幼鳥 3 個体を確認	△:繁殖なし	△:繁殖に係る行動なし
平成 29 年度	△:繁殖なし	△:繁殖に係る行動なし	△:繁殖なし	△:繁殖に係る行動なし
平成 30 年度	△:繁殖なし	△:繁殖に係る行動なし	△:繁殖なし	△:繁殖に係る行動なし
令和元年度	○:1 箇所です巣を確認	○:7 月、8 月及び 9 月に幼鳥 1 個体を確認	○:1 箇所です巣を確認	○:7 月及び 9 月に幼鳥を確認
令和 2 年度	△:不明	△:不明	○:1 箇所です巣を確認	○:7 月に幼鳥を確認

注1) 巣の確認状況・繁殖確認状況

○は巣又は繁殖を確認したことを示し、△は巣又は繁殖を確認できなかったことを示す。

注2) 平成14～16年度は木曽岬干拓地整備事業環境影響評価書(平成18年1月、三重県)における調査

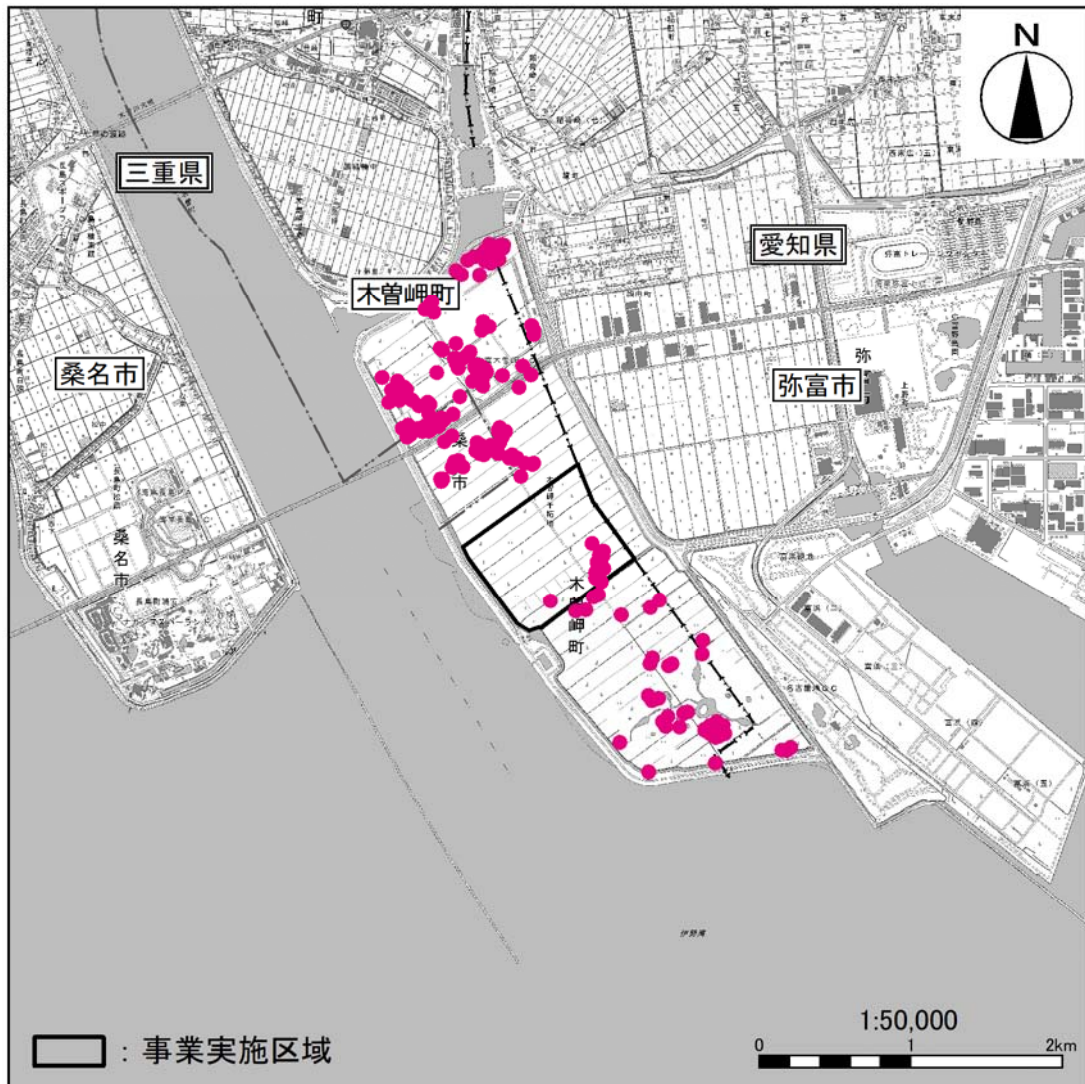
平成17年度は三重県及び愛知県による調査

平成18～28年度は木曽岬干拓地整備事業環境影響評価事後調査

平成29～令和2年度は三重県による調査

出典:平成28年度 木曽岬干拓地整備事業環境影響評価事後調査報告書(平成29年3月、三重県)

令和2年度木曽岬干拓地 第1-1分2001号木曽岬干拓地整備事業環境モニタリング調査業務委託報告書(令和3年、三重県)他



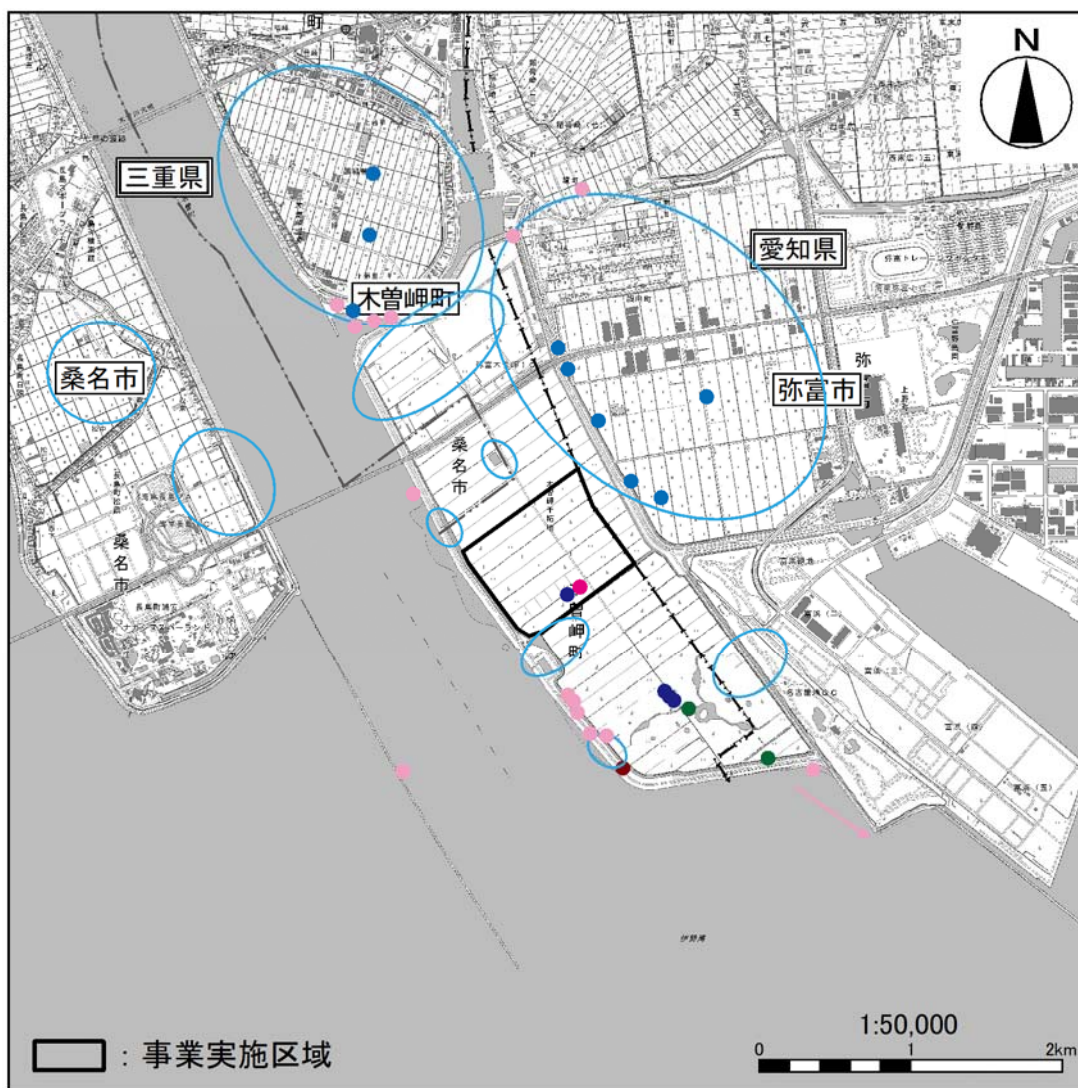
凡 例

● カヤネズミ (球巢)

出典：木曽岬干拓地整備事業環境影響評価書(平成18年、三重県)

平成18年度木曽岬干拓地整備事業環境影響評価事後調査報告書(平成19年、三重県)
 平成19年度木曽岬干拓地整備事業環境影響評価事後調査報告書(平成20年、三重県)
 平成20年度木曽岬干拓地整備事業環境影響評価事後調査報告書(平成21年、三重県)
 平成21年度木曽岬干拓地整備事業環境影響評価事後調査報告書(平成22年、三重県)
 平成22年度木曽岬干拓地整備事業環境影響評価事後調査報告書(平成23年、三重県)
 平成23年度木曽岬干拓地整備事業環境影響評価事後調査報告書(平成24年、三重県)
 平成24年度木曽岬干拓地整備事業環境影響評価事後調査報告書(平成25年、三重県)
 平成25年度木曽岬干拓地整備事業環境影響評価事後調査報告書(平成26年、三重県)
 平成26年度木曽岬干拓地整備事業環境影響評価事後調査報告書(平成27年、三重県)
 平成27年度木曽岬干拓地整備事業環境影響評価事後調査報告書(平成28年、三重県)
 平成28年度木曽岬干拓地整備事業環境影響評価事後調査報告書(平成29年、三重県)

図 3-1-18 重要な哺乳類の分布(陸生動物)

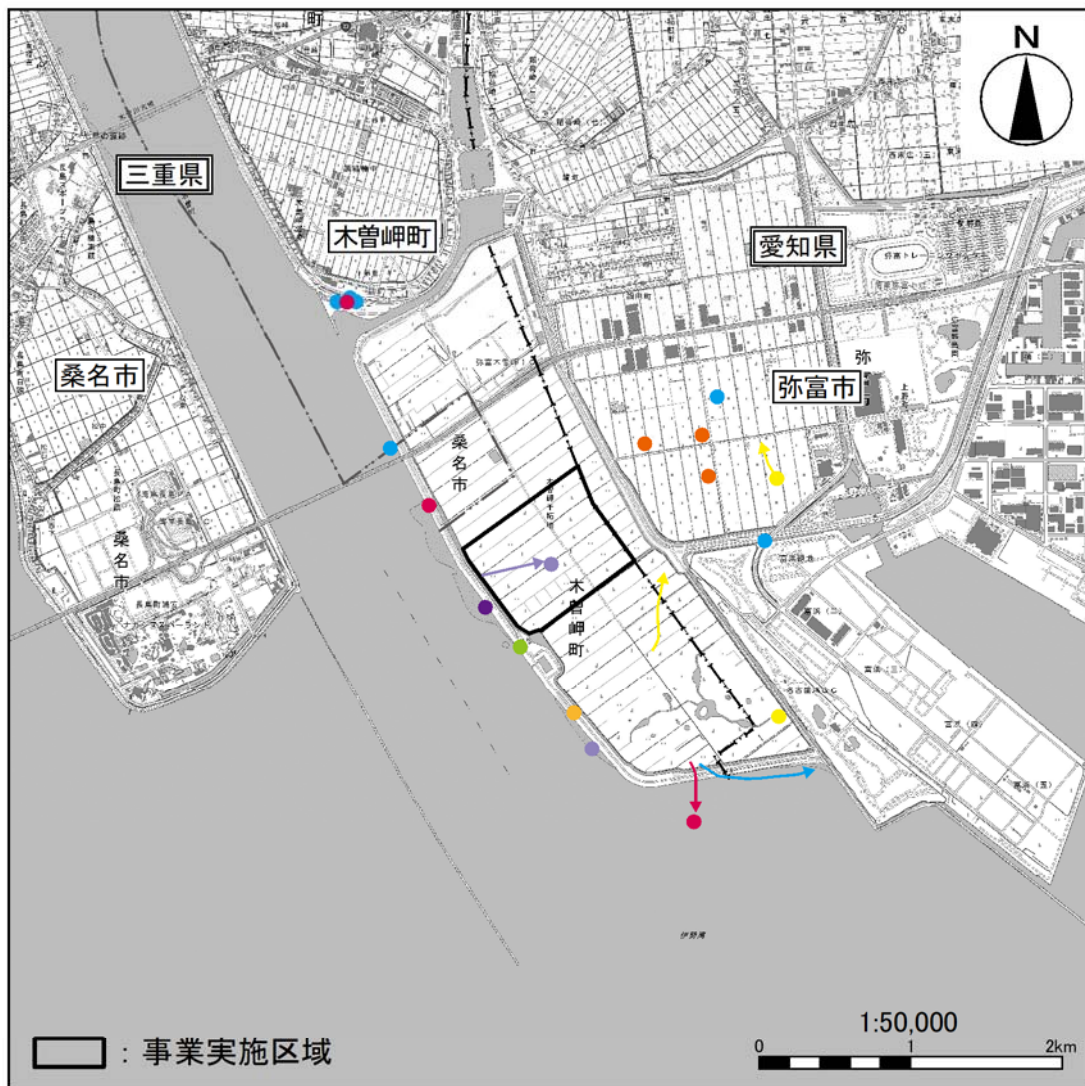


凡 例

- | | | | |
|---|-------|----|--------|
| ● | ウズラ | ● | ヒクイナ |
| ● | カワアイサ | ● | イカルチドリ |
| ○ | チュウサギ | ●→ | シロチドリ |
| ● | クイナ | | |

出典：木曽岬干拓地整備事業環境影響評価書(平成 18 年、三重県)

図 3-1-19(1) 重要な鳥類の分布(陸生動物)

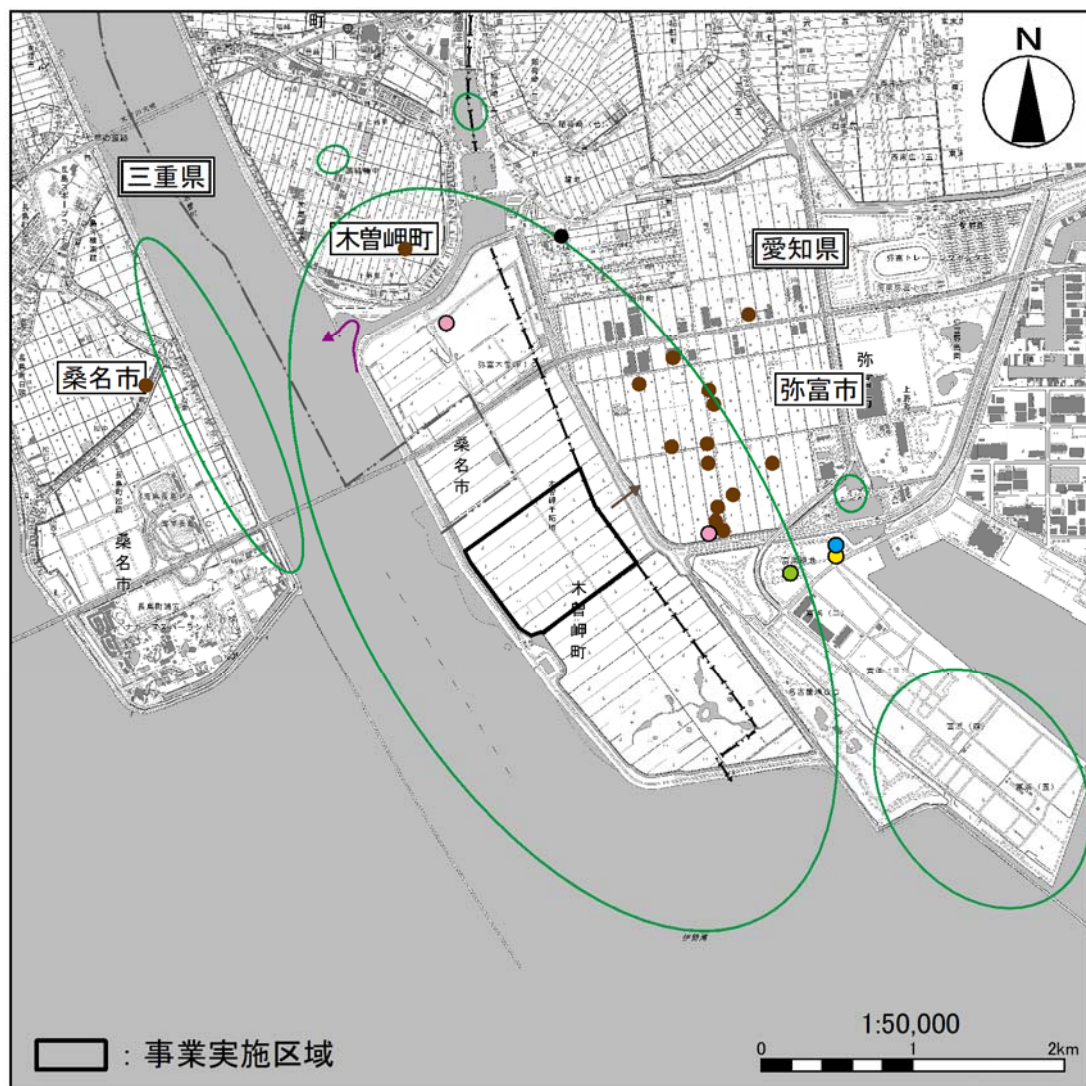


凡 例

- | | | | |
|----|---------|---|---------|
| ● | オオジシギ | ● | オジロトウネン |
| ● | オグロシギ | ● | ウズラシギ |
| ● | コシャクシギ | | |
| ● | ダイシャクシギ | | |
| ● | ホウロクシギ | | |
| ●→ | オバシギ | | |

出典：木曽岬干拓地整備事業環境影響評価書（平成 18 年、三重県）

図 3-1-19(2) 重要な鳥類の分布（陸生動物）

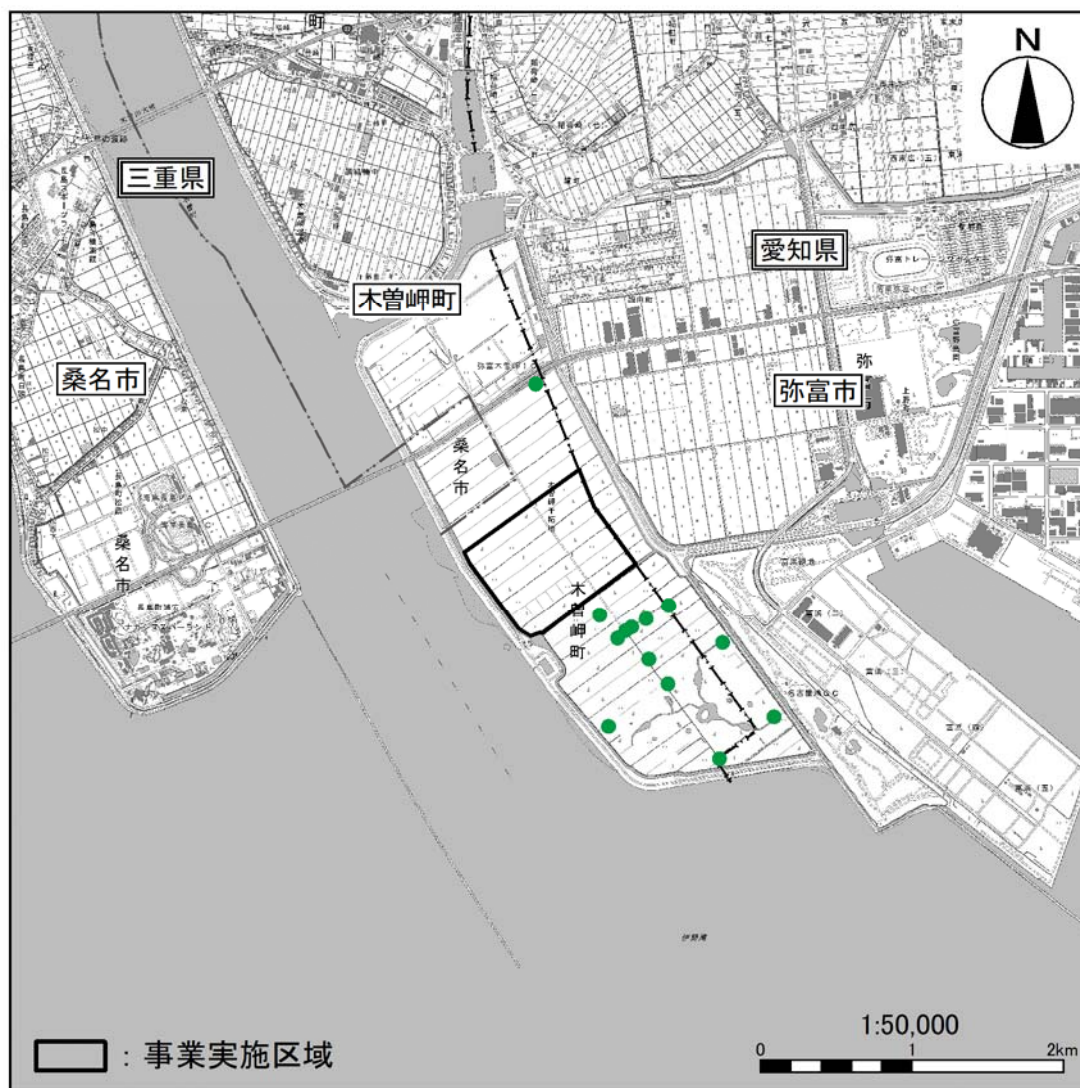


凡 例

- | | | | |
|---|---------|---|--------|
| ● | タマシギ | ● | クロツグミ |
| → | ズグロカモメ | ● | アカハラ |
| ○ | コアジサシ | ● | コサメビタキ |
| ● | アオバズク | ● | ホオアカ |
| → | サンショウクイ | | |

出典：木曽岬干拓地整備事業環境影響評価書（平成 18 年、三重県）

図 3-1-19(3) 重要な鳥類の分布（陸生動物）

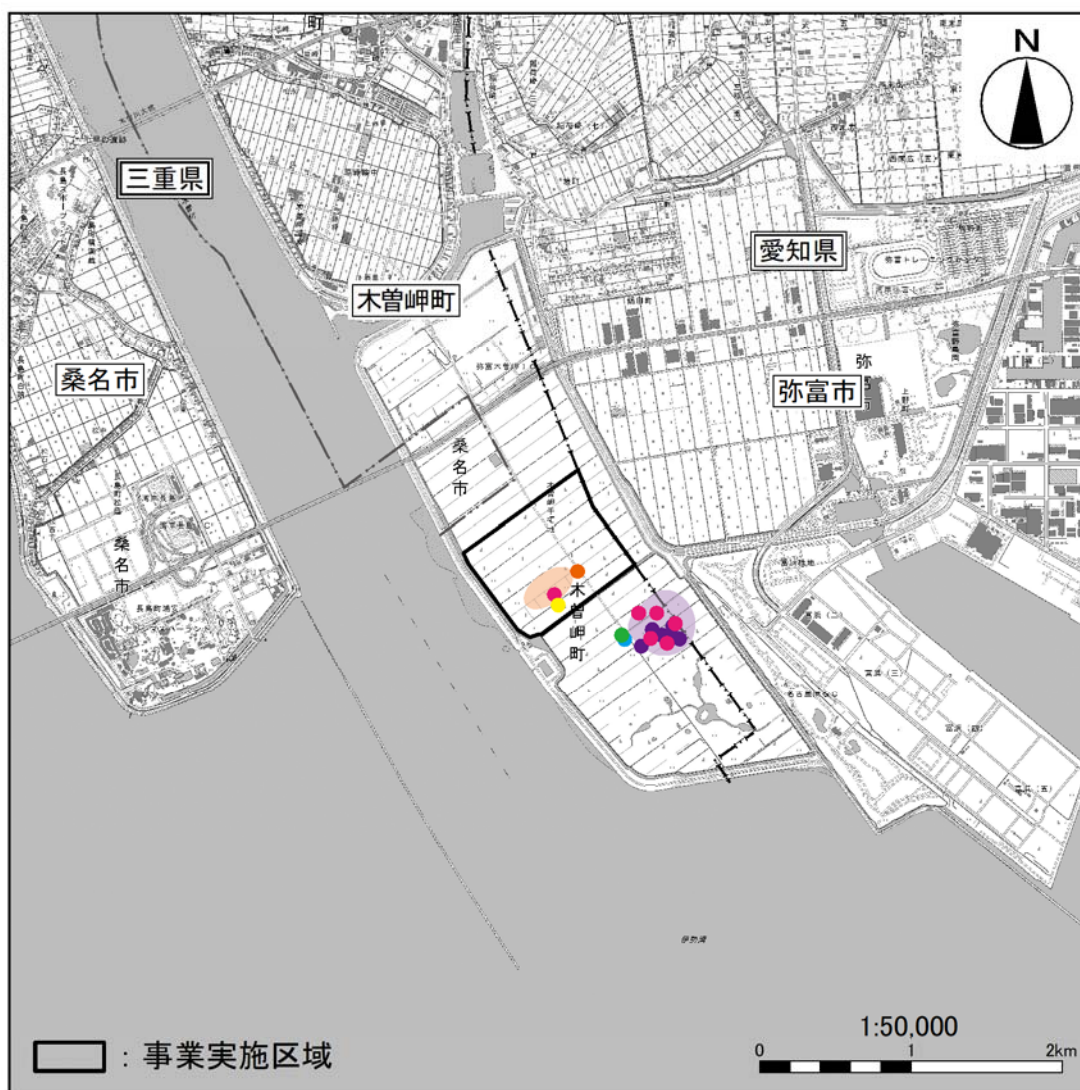


凡 例

● トノサマガエル

出典：木曽岬干拓地整備事業環境影響評価書（平成18年、三重県）

図 3-1-20 重要な両生類の分布（陸生動物）



凡 例

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ● ネアカヨシヤンマ (幼虫) | ● ネアカヨシヤンマ (成虫) |
| ● アオヤンマ (幼虫) | ● アオヤンマ (成虫) |
| ● コオイムシ | |
| ● ヤマトモンシデムシ | |
| ● オオツノハネカクシ | |
| ● コガネグモ | |

出典：木曽岬干拓地整備事業環境影響評価書（平成18年、三重県）

図 3-1-21 重要な昆虫類及び重要なクモ類の分布（陸生動物）

(2) 水生動物の重要な種の状況

選定基準に基づいて抽出された水生動物の重要な種を表 3-1-39 に示す。

文献その他の資料によると、魚類で 19 種、底生動物で 28 種が抽出された。

抽出された重要な種のうち、確認位置がわかるものを図 3-1-22～図 3-1-23 に示す。

表 3-1-39 重要な種の確認状況(水生動物)

調査項目	確認状況
魚類	6 目 6 科 19 種
底生動物	8 目 16 科 28 種

表 3-1-40 重要な魚類の確認状況(水生動物)

番号	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
1	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ	1,8				EN	EN	EN
2	コイ	コイ	ヤリタナゴ	1				NT	VU	CR
3			アブ`ラホ`テ	1				NT	EN	DD
4			カワヒガイ	1				NT	VU	CR
5	ナマス	アカサ	アカサ	1				VU	VU	NT
6	サケ	シラウオ	シラウオ	1					EN	VU
7	ダ`ツ	メダ`カ	ミナミメダ`カ	1				VU	NT	VU
8	スズ`キ	カジ`カ	カマキリ	1				VU	VU	EN
9			ウツセミカジ`カ (降海回遊型)	1				EN	VU	VU
10		カリアナゴ	カリアナゴ	1					VU	NT
11		ハゼ	ヒモハゼ	1				NT	NT	VU
12			チワラスホ	1				EN	CR	DD
13			トビ`ハゼ	1				NT	CR	VU
14			アシシロハゼ	9					VU	
15			マサゴ`ハゼ	1				VU	NT	VU
16			ショウキハゼ	1				NT	CR	
17			ヘビ`ハゼ	17				DD		
18			キセルハゼ	1				EN	CR	CR
19			エト`ハゼ	1				VU	NT	NT
6 目 6 科 19 種					0 種	0 種	0 種	18 種	23 種	19 種

注1)選定基準(選定基準番号)及びランクは表3-1-28に示す。

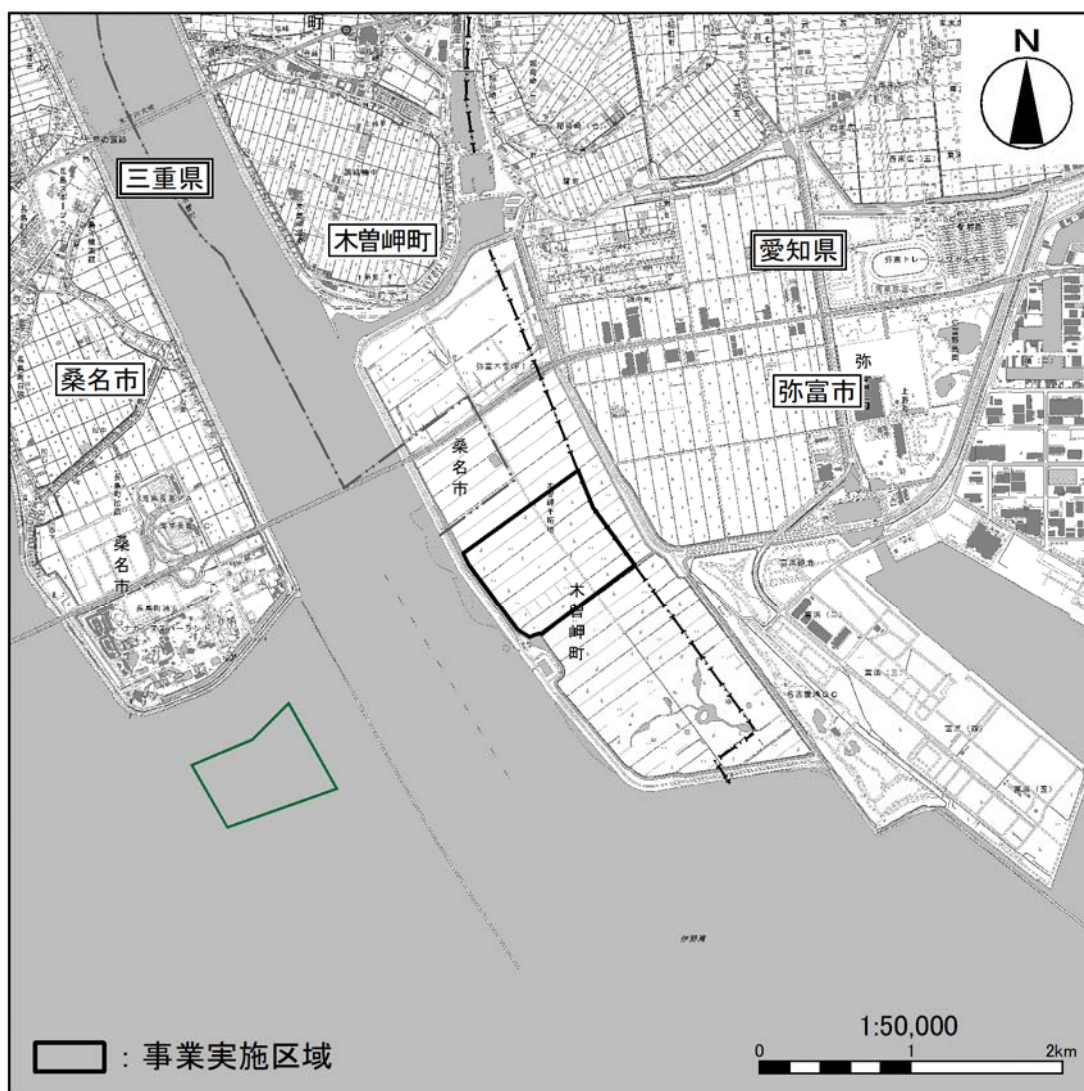
出典:文献資料は表3-1-25に示す。

表 3-1-41 重要な底生動物の確認状況(水生動物)

番号	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
1	アマオブネガイ	アマオブネガイ	ヒロクチカノコ	1				NT	NT	VU
2	新生腹足	タニシ	マルタニシ	1				VU	VU	NT
3		ワカウラツホ	カワグチツホ	1				NT	NT	NT
4			ササナミツホ	1				NT	VU	EN
5			ワカウラツホ	1				VU	VU	VU
6		カワサシショウガイ	ツブカワサシショウ	1				NT	NT	NT
7			ヒナタムシヤトリカワサシショウ	1				NT	NT	NT
8			ヨシダカワサシショウ	1				NT	NT	VU
9		ミスゴマツホ	ウミゴマツホ	1				NT	NT	
10			ミスゴマツホ	1,14				VU	VU	VU
11		イトカケガイ	クレハガイ	17				NT	NT	NT
12	汎有肺	モノアラガイ	モノアラガイ	1				NT	NT	DD
13		オナジマイマイ	ヒルゲントルフマイマイ	1				NT	NT	NT
14	ウグイスガイ	ハボウキガイ	ズベタイラギ	1				NT	NT	NT
15	マルスタレガイ	フナガタガイ	ウネナシトマヤガイ	14,17				NT		
16		シジミ	ヤマトシジミ	13,17				NT		
17		トブシジミ	トブシジミ	1					NT	
18		マルスタレガイ	ハマグリ	1,13,14				VU	NT	NT
19		シオササナミ	オチハガイ	13,14						VU
20		マテガイ	マテガイ	13,14,17						NT
21	異靱帯	オキナガイ	ソトオリガイ	13,14,17						NT
22	オオノガイ	オオノガイ	クシケマスオガイ	1					NT	VU
23	エビ	ベンケイガニ	クシテガニ	1					NT	
24		モクスガニ	ヒメケフサイソガニ	15					NT	
25			ウモレマメガニ	1,17					VU	
26			トリウミアカイソモトギ	1,13,17					NT	
27		オサガニ	オサガニ	1,14,17					NT	
28		スナガニ	ハクセンシオマネキ	1			指定	VU	VU	
8 目 16 科 28 種					0 種	0 種	1 種	16 種	18 種	15 種

注1)選定基準(選定基準番号)及びランクは表3-1-28に示す。

出典:文献資料は表3-1-25に示す。

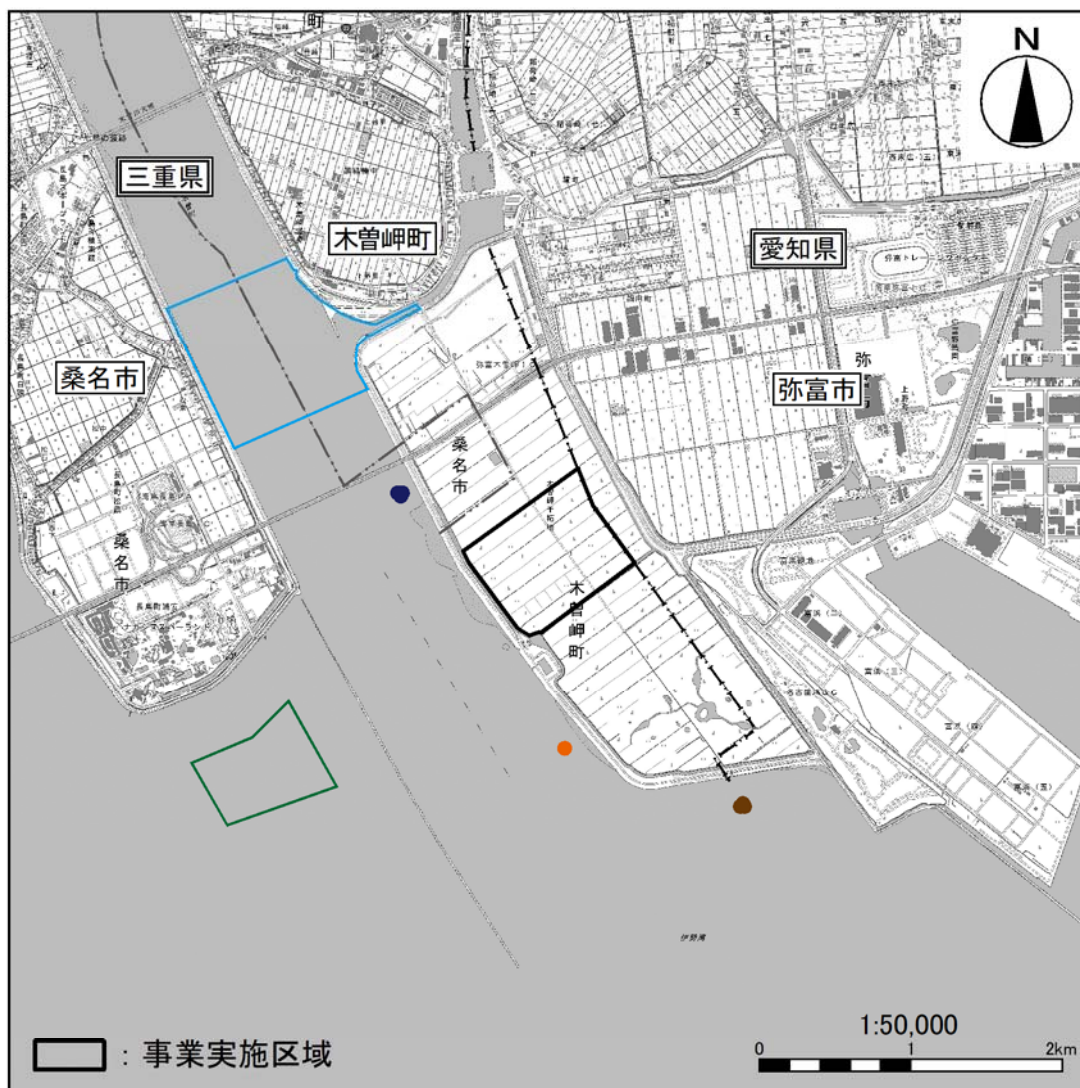


凡 例

ニホンウナギ、アシシロハゼ

出典：平成12年度河川水辺の国勢調査 木曽川水系 魚類調査結果(河川環境データベース 河川水辺の国勢調査ホームページ)
 平成16年度河川水辺の国勢調査 木曽川水系 魚類調査結果(河川環境データベース 河川水辺の国勢調査ホームページ)

図 3-1-22 重要な魚類の分布(水生動物)



凡 例

- クレハガイ
- マテガイ
- ソトオリガイ
- ミズゴマツボ、ウネナシトマヤガイ、ヤマトシジミ、ハマグリ、オチバガイ、マテガイ、ソトオリガイ、トリウミアカイソ、オサガニ
- ヒメケフサイソガニ

出典：平成12年度河川水辺の国勢調査 木曽川水系 底生動物調査結果(河川環境データベース 河川水辺の国勢調査ホームページ)
 平成16年度河川水辺の国勢調査 木曽川水系 底生動物調査結果(河川環境データベース 河川水辺の国勢調査ホームページ)
 平成21年度河川水辺の国勢調査 木曽川水系 底生動物調査結果(河川環境データベース 河川水辺の国勢調査ホームページ)
 平成27年度河川水辺の国勢調査 木曽川水系 底生動物調査結果(河川環境データベース 河川水辺の国勢調査ホームページ)
 木曽岬干拓地整備事業環境影響評価書(平成18年、三重県)

図 3-1-23 重要な底生動物の分布(水生動物)

(3) 注目すべき生息地の状況

事業実施区域が位置する木曾岬干拓地は、「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」(平成 27 年、三重県農林水産部みどり共生推進課)において、「希少野生動物植物主要生息生育地(ホットスポットみえ)」として記載されている。

表 3-1-42 注目すべき生息地の状況

番号	注目すべき生息地	所在地	注目すべき生息地の状況
1	木曾岬干拓地	木曾岬町	干拓地は木曾川河口にあり、幅 1km、長さ 3～4km、面積約 440ha に及ぶ低平地である。場所は庄内川(愛知県)と木曾三川による広大な三角州の先端部にあたり、歴史時代を通じて干拓や埋立が繰り返され陸化が進められてきた。輪中集落はこれによって成立した。干拓は周りに堤防を築き排水することによって陸化するため、地面は海水準以下になることが多い。干拓事業は農地利用を目的として 1967 年(昭和 42)年から 1973(昭和 48)年に実施され、その後情勢の変化で陸化されたまま放置されてきた。現在は野鳥の楽園を提供している。地盤は軟弱な完新-更新統の砂および粘土層からなる。チュウヒが繁殖地、ミサゴ、チュウヒ、ハイイロチュウヒ、チョウゲンボウ等が集団ねぐら、あるいは越冬地として利用している。

出典:文献資料は表3-1-25の1を用いた。

4) 植物の重要な種及び植物群落の状況

文献その他の資料調査により把握された調査区域に生育する植物の情報を踏まえ、調査区域における植物の環境の保全を目的とした法令等に基づき抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種及び群落(以下、「重要な種・群落」という。)の把握を行った。

重要な種・群落の選定基準を表 3-1-43 及び表 3-1-44 に示す。

表 3-1-43(1) 重要な種の選定基準

番号	文献及び法律名	選定基準となる区分
①	文化財保護法(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号) 三重県文化財保護条例(昭和 32 年三重県条例第 72 号) 愛知県文化財保護条例(昭和 30 年 4 月 1 日条例第 6 号) 木曽岬町文化財保護条例(平成 21 年 12 月 18 日条例第 32 号) 桑名市文化財保護条例(平成 16 年 12 月 6 日条例第 187 号) 弥富市文化財保護条例(昭和 47 年 6 月 30 日条例第 17 号)	国特:国指定特別天然記念物 国天:国指定天然記念物 三天:三重県指定天然記念物 愛天:愛知県指定天然記念物 木天:木曽岬町指定天然記念物 桑天:桑名市指定天然記念物 弥天:弥富市指定天然記念物
②	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)	国際:国際希少野生動植物種 国内:国内希少野生動植物種 緊急:緊急指定種
③	三重県自然環境保全条例(平成 15 年三重県条例第 2 号)	指定:三重県指定希少野生動植物種
④	環境省レッドリスト 2020 の公表について(令和 2 年 3 月 27 日、環境省)	CR+EN:絶滅危惧Ⅰ類(絶滅の危機に瀕している種) CR:絶滅危惧ⅠA 類(ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種) EN:絶滅危惧ⅠB 類(ⅠA 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種) VU:絶滅危惧Ⅱ類(絶滅の危険が増大している種) NT:準絶滅危惧(現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種) DD:情報不足(評価するだけの情報が不足している種) LP:絶滅のおそれのある地域個体群(地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの)
⑤	三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～(平成 27 年 3 月、三重県農林水産部みどり共生推進課)	CR:絶滅危惧ⅠA 類(ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種) EN:絶滅危惧ⅠB 類(ⅠA 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種) VU:絶滅危惧Ⅱ類(絶滅の危険が増大している種) NT:準絶滅危惧(生息条件の変化によっては、「絶滅危惧種」に移行する要素を持つ種) DD:情報不足(評価するだけの情報が不足している種)

表 3-1-43(2) 重要な種の選定基準

番号	文献及び法律名	選定基準となる区分
⑥	愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち 2020—植物編—(令和 2 年、愛知県環境局環境政策部自然環境課)	CR:絶滅危惧ⅠA類(絶滅の危機に瀕している種。ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの) EN:絶滅危惧ⅠB類(絶滅の危機に瀕している種。ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの) VU:絶滅危惧Ⅱ類(絶滅の危険が増大している種) NT:準絶滅危惧(存続基盤が脆弱な種) DD:情報不足(「絶滅」「絶滅危惧」「準絶滅危惧」のいずれかに該当する可能性が高いが、評価するだけの情報が不足している種。) LP:その種の国内における生息状況に鑑み、愛知県において特に保全のための配慮が必要と考えられる 特徴的な個体群

表 3-1-44 重要な植物群落の選定基準

番号	文献及び法律名	選定基準となる区分
①	文化財保護法(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号) 三重県文化財保護条例(昭和 32 年三重県条例第 72 号) 愛知県文化財保護条例(昭和 30 年 4 月 1 日条例第 6 号) 木曾岬町文化財保護条例(平成 21 年 12 月 18 日条例第 32 号) 桑名市文化財保護条例(平成 16 年 12 月 6 日条例第 187 号) 弥富市文化財保護条例(昭和 47 年 6 月 30 日条例第 17 号)	国指定特別天然記念物 国指定天然記念物 三重県指定天然記念物 愛知県指定天然記念物 木曾岬町指定天然記念物 桑名市指定天然記念物 弥富市指定天然記念物
②	「植物群落レッドデータ・ブック」(平成 8 年、(財)日本自然保護協会)	保護上重要な群落として選定された植物群落 ランク 4:緊急に対策必要 ランク 3:対策必要 ランク 2:破壊の危惧 ランク 1:要注意
③	「第 3 回自然環境保全基礎調査 三重県自然環境情報図」(平成元年、環境庁) 「第 3 回自然環境保全基礎調査 愛知県自然環境情報図」(平成元年、環境庁)	特定植物群落のうち以下の区分に該当するもの A:原生林もしくはそれに近い自然林 B:国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C:比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D:砂丘、断崖地、塩沢地、池沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの G:乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H:その他、学術上重要な植物群落または個体群

(1) 植物の重要な種の状況

植物の重要な種の確認状況を表 3-1-45 に示す。

文献その他の資料によると、35 種の重要な種が抽出された。

表 3-1-45 重要な植物の確認状況

番号	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
1	スイレン	スイレン	オニハス	1			指定	VU	CR	CR
2			コウホネ	2						EN
3	オモダカ	トチカガミ	トチカガミ	1,2				NT	EN	EN
4			ミス オオハコ	2				VU	VU	
5		ヒルムシロ	ササハモ	1					NT	EN
6			リュウノヒゲモ	1,2,18,19,20,21,22,23				NT	EN	
7		カワツルモ	カワツルモ	1				NT	VU	NT
8	クサスキカズラ	ラン	エビネ	1				NT	NT	NT
9			クロヤツシロラン	1					NT	
10	ツクサ	ミス アオイ	ミス アオイ	2				NT	CR	CR
11	イネ	カヤツリグサ	イセウキヤガラ	1					CR	
12			シロガヤツリ	1					VU	
13			ナガボテンツキ	2					EN	CR
14		イネ	ナルコヒエ	1					VU	
15			ウンメケ	1				VU	CR	NT
16			アイアシ	1,17					VU	
17	マツモ	マツモ	マツモ	1					NT	
18	ユキノシタ	アリノトウグサ	ホザキノフサモ	1					VU	
19	マメ	マメ	ツルフジハカマ	1					EN	
20	ウリ	ウリ	ゴキツル	1					EN	
21	キントラノオ	ヤナギ	キヌヤナギ	2,17					VU	NT
22	フトモモ	ミソハギ	ヒメミソハギ	1					NT	NT
23		アカハナ	ウスゲチョウジタテ	2				NT		
24	アブラナ	アブラナ	ミスダガラシ	1					NT	NT
25	ナデシコ	タテ	ホソハイヌタテ	2				NT		VU
26		モウセンゴケ	トウカイモウセンゴケ	1					NT	
27	リンドウ	マチン	アイナエ	1					VU	
28	シソ	オオハコ	オオアブノメ	1				VU	EN	VU
29			イヌノフグリ	1				VU	NT	
30			カラヂシャ	2				NT		
31		シソ	ミゾコウジ	2				NT	VU	
32			イガタツナミ	1					VU	
33	キク	ミツガシロ	アサザ	2				NT	CR	EN
34		キク	カララハハコ	1					VU	
35			ウラギク	1,2,17				NT	VU	
16 目 23 科 35 種					0 種	0 種	1 種	16 種	31 種	15 種

注1)選定基準(選定基準番号)及びランクは表3-1-28に示す。

出典:文献資料は表3-1-43に示す。

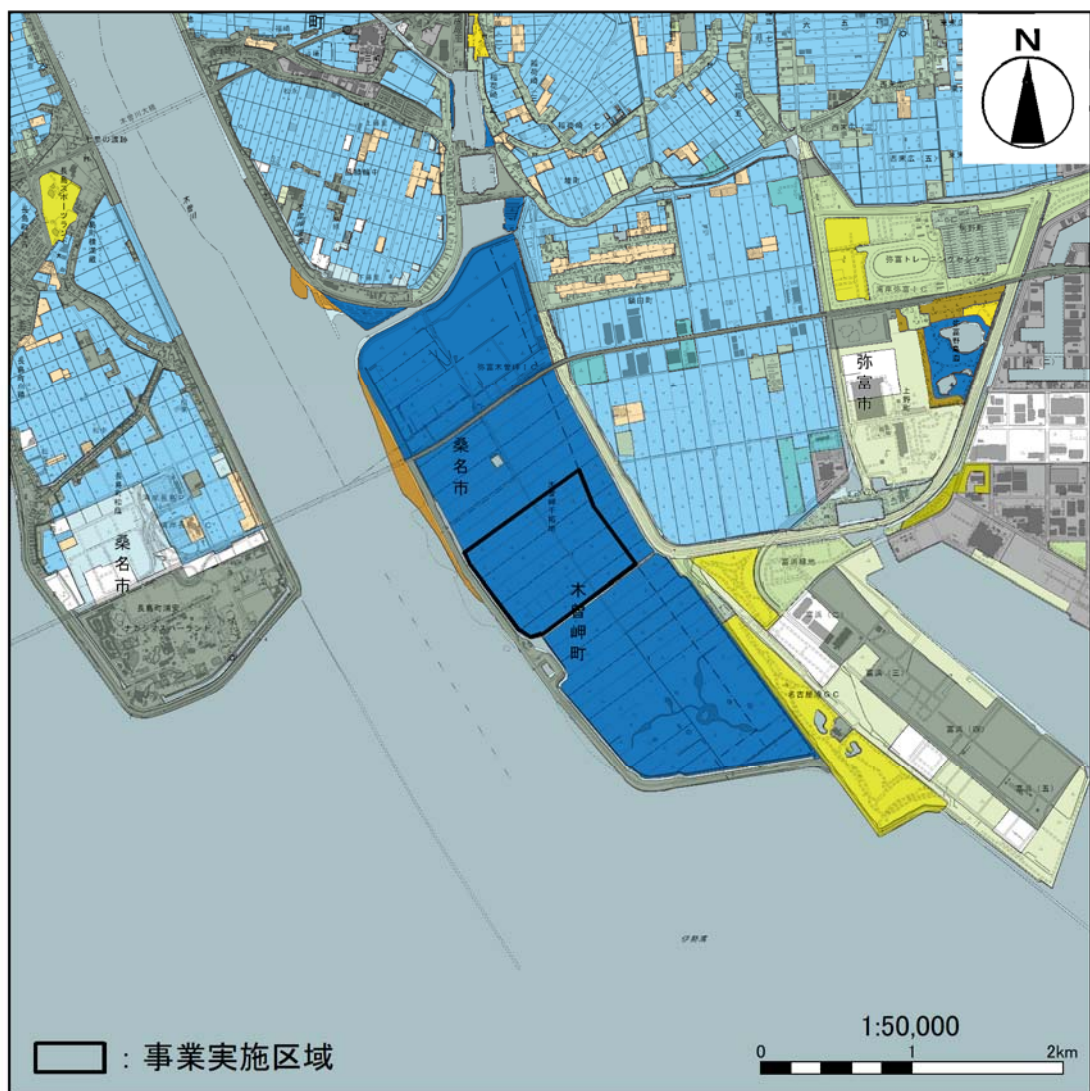
(2) 重要な植物群落の状況

調査区域において、法令及びレッドデータブック等により指定された重要な植物群落は存在しない。

(3) 植生の状況

調査区域の植生の状況を図 3-1-24 に示す。

調査区域の植生は、大部分が水田等の耕作地となっており、木曽三川河口域及び事業実施区域が位置する木曽岬干拓地内にはヨシ等の植生が広く分布する。



凡 例

VII ヤブツバキクラス域代償植生

ススキ群団 (VII)

VIII 河辺・湿原・沼沢地・砂丘植生

ヨシクラス

IX 植林地・耕作地植生

ニセアカシア群落

その他植林 (常緑広葉樹)

ゴルフ場・芝地

路傍・空地雑草群落

畑雑草群落

水田雑草群落

放棄水田雑草群落

X 市街地等

緑の多い住宅地

市街地

残存・植栽樹群をもった公園、墓地等

工場地帯

造成地

開放水域

自然裸地

注) 木曽岬干拓地は、事業実施区域より北側が工業団地等として利用されており、土地の改変が進んでいるが、本現存植生図は、出典に従った植生区分を表示している。なお、予測及び評価にあたっては、現地調査により現況を把握した上で、植生図を作成する。

出典: 1/25,000植生図「桑名」「飛島」GIS データ(環境省生物多様性センター)を使用し、株式会社長大が作成・加工したものである。

図 3-1-24 現存植生図

(4) 生態系の状況

① 自然環境の類型化

調査区域は、木曽三川の河口部に位置した三角州を中心とする低湿地帯であり、盛土地・干拓地等の人工改変地が河口一帯を占めている。

木曽三川河口部の水域とそれ以外の陸域に着目し、調査区域の地形や水象及び植生を踏まえ、表 3-1-46 及び図 3-1-25 に示すとおり自然環境の類型化を行った。

調査区域は、4 類型に区分され、陸域では、事業実施区域が位置する木曽岬干拓地の草地のほか、水田等の耕作地が分布しており、水域では、木曽川及び干潟が分布している。

表 3-1-46 自然環境の類型区分の概要

番号	自然環境類型区分		主な植生等
	地形等区分	主な植生等区分	
1	陸域	草地	ヨシクラス、ススキ群団(VII)
2		耕作地	畑雑草群落、水田雑草群落、放棄水田雑草群落等
3		市街地等	緑の多い住宅地、市街地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、工場地帯、造成地等
4	水域	河川・干潟	開放水域、自然裸地

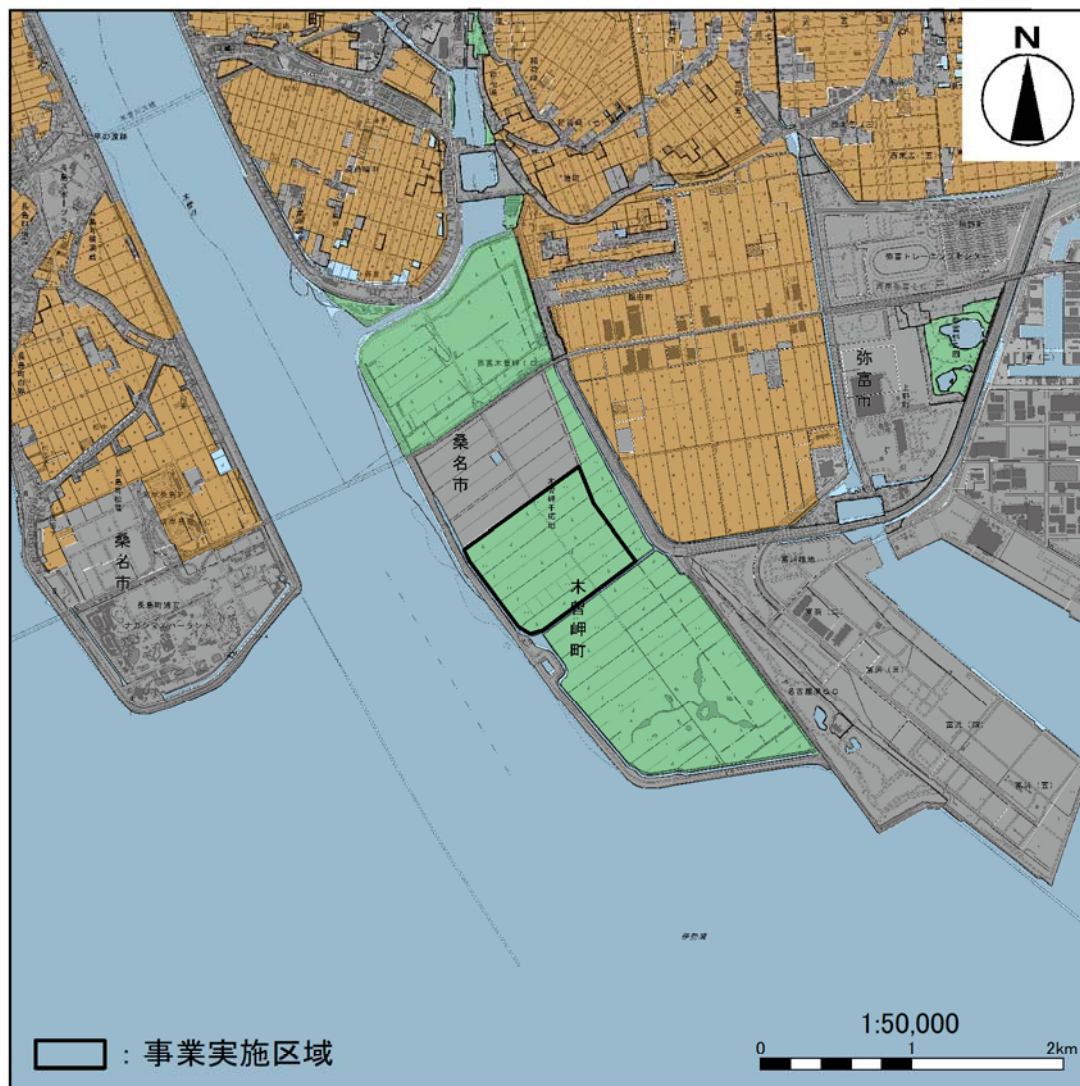
② 地域を特徴づける生態系

自然環境類型区分をもとに、調査区域を特徴づける生態系として、「陸域：草地」、「陸域：耕作地」、「水域：河川・干潟」の 3 類型をまとめて、「干拓地の生態系」を設定した。なお、「陸域：市街地等」については、人工改変が進んでいる地域であることから生態系区分からは除外した。

地域を特徴づける生態系の区分を表 3-1-47 に示す。

表 3-1-47 地域を特徴づける生態系の区分

自然環境類型区分		地域を特徴づける生態系
地形等区分	主な植生等区分	
陸域	草地	干拓地の生態系
	耕作地	
水域	河川・干潟	



凡 例

- 陸域：草地
- 陸域：耕作地
- 陸域：市街地等
- 水域：河川・干潟

注) 木曾岬干拓地は、事業実施区域より北側が工業用地等として利用されており、土地の改変が進んでいる。新エネルギーランドについては、土地の造成が完了しているため、「陸域：市街地等」として表示し、伊勢湾岸自動車道より北側については、造成中のため、現存植生図の植生区分を基に「陸域：草地」として表示している。なお、予測及び評価にあたっては、現地調査により現況を把握した上で、自然環境類型区分図を作成する。

出典：1/25,000植生図「桑名」「飛島」GIS データ(環境省生物多様性センター)を使用し、株式会社長大が作成・加工したものである。

図 3-1-25 自然環境類型区分図

③ 地域を特徴づける生態系における注目種の整理

地域を特徴づける生態系である「干拓地の生態系」において、生息・生育する動植物種及び群集の生態系特性等（「生態的知見が豊富である」「調査により十分な情報が得られる」「当該事業の影響を受けやすい」等）を考慮した表 3-1-48 に示す 3 つの視点及びその基本的な考え方から、注目される動植物の種（以下、「注目種」）の候補を抽出した。これらの抽出結果を表 3-1-49 に示す。なお、「干拓地の生態系」には、空中湿度が高い地域や小規模な湧水等の特殊な環境がないことから、「特殊性」の視点での抽出は行わなかった。

表 3-1-48 地域を特徴づける生態系における 3 つの視点の基本的な考え方

視点	基本的な考え方
上位性	地域を特徴づける生態系の上位に位置する性質をいう。 上位性の視点から抽出される注目種・群集の例として、ワシ・タカなどの猛禽類や、キツネ、クマ等の中・大型哺乳類の動物等が挙げられる。
典型性	地域を特徴づける生態系の特徴を典型的に表す性質をいう。 対象地域に優占する植物種または植物群落、それらを捕食する動物（一次消費者程度）、個体数が多い動物（哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、魚類等）などがあたる。 典型性の視点から抽出される注目種・群集の例として、以下のようなものがある。 ・多くの動植物の生息環境となるスタジイ林、コナラ林、ススキ草原等 ・里山の森林を特徴づけるタヌキ等 ・水田や森林を特徴づけるヤマアカガエルやサンショウウオ類等 ・池沼・湧水やため池などのトンボ類等
特殊性	地域を特徴づける生態系において特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。 相対的に分布範囲が狭い環境または質的に特殊な環境に生息・生育する動植物種などがあたる。 特殊性の視点から抽出される注目種・群集の例として以下のようなものがある。 ・湿地植生のサギソウ、モウセンゴケ等 ・溪流沿いの空中湿度の高い着生植物の多い斜面林等 ・小規模な湧水に見られるホトケドジョウ等

出典：道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）（平成25年3月、国総研資料第714号・土木研究所資料第4254号）

表 3-1-49 上位性・典型性から抽出した注目種の候補

地域を特徴づける生態系	視点	注目種の候補	抽出の理由
干拓地の生態系	上位性	チュウヒ、オオタカ等の猛禽類(鳥類)	草地環境等で生息・繁殖する種であり、調査区域における生息・繁殖記録がある。当該地域では、栄養段階の上位に位置すると考えられる。また、目視観察等により生息状況を把握することが可能。
	典型性	カヤネズミ(哺乳類)	イネ科の高茎草本を含む草地環境に生息・繁殖する種であり、調査区域における生息・繁殖記録がある。猛禽類、イタチ、ヘビ類等の餌となり、当該地域の草地環境を指標すると考えられる。また、本種はススキ、オギ、ヨシ等の葉を利用し、小さな球形の巣を作ることから、目視観察等により生息状況を把握することが可能。
		オオヨシキリ(鳥類)	草地環境で生息・繁殖する種であり、調査区域における生息記録がある。ヨシ原に依存することから、当該地域の草地環境を指標すると考えられる。また、目視観察等により生息状況を把握することが可能。
		ヨシ等の湿性草本群落(植物)	河川等の湿地環境に成立する植物群落。カヤネズミ、オオヨシキリ等の生息基盤となるとともに、高次消費者の餌場としても利用され、当該地域の草地環境を指標すると考えられる。また、目視確認等により分布状況を把握することが可能。

1.7 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

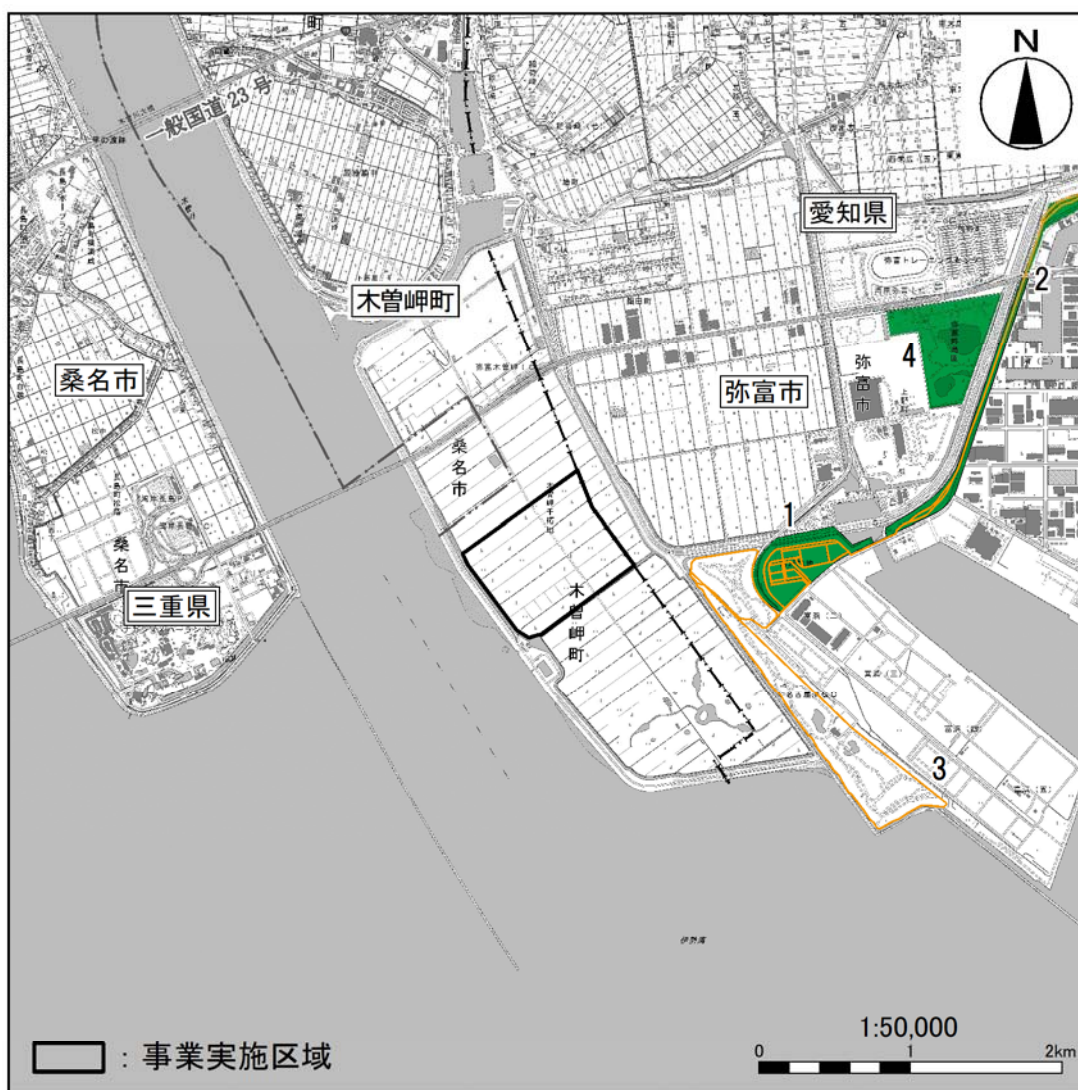
調査区域における人と自然との触れ合い活動の場としての施設等を表 3-1-50 及び図 3-1-26 に示す。

調査区域において、富浜緑地、楠緑地、名古屋港サイクリングロード及び愛知県弥富野鳥園が存在している。

表 3-1-50 人と自然との触れ合い活動の場

番号	名称	住所	概要
1	富浜緑地	弥富市富浜一丁目	サイクリングロード、散策
2	楠緑地	弥富市楠一丁目 3 番 弥富市楠二丁目 64 番 弥富市楠三丁目 1 番	サイクリングロード
3	名古屋港サイクリングロード	弥富市	サイクリングロード
4	愛知県弥富野鳥園	弥富市上野町 2-10	野鳥の保護、調査、観察等

出典：名古屋港緑地保全協会ホームページ
愛知県弥富野鳥園ホームページ



凡 例

記号	番号	人と自然との触れ合い活動の場
	1	富浜緑地
	2	楠緑地
	3	名古屋港サイクリングロード
	4	愛知県弥富野鳥園

出典：名古屋港緑地保全協会ホームページ
愛知県弥富野鳥園ホームページ

図 3-1-26 人と自然との触れ合いの活動の場の位置図

1.8 歴史的文化的な遺産の状況

調査区域には、歴史的文化的な遺産（史跡・名勝・天然記念物（動物及び植物に係るものを除く））及び埋蔵文化財包蔵地は存在していない。

1.9 景観の状況

調査区域における景観資源を表 3-1-51 及び図 3-1-27 に示す。なお、調査区域に眺望点は存在しない。

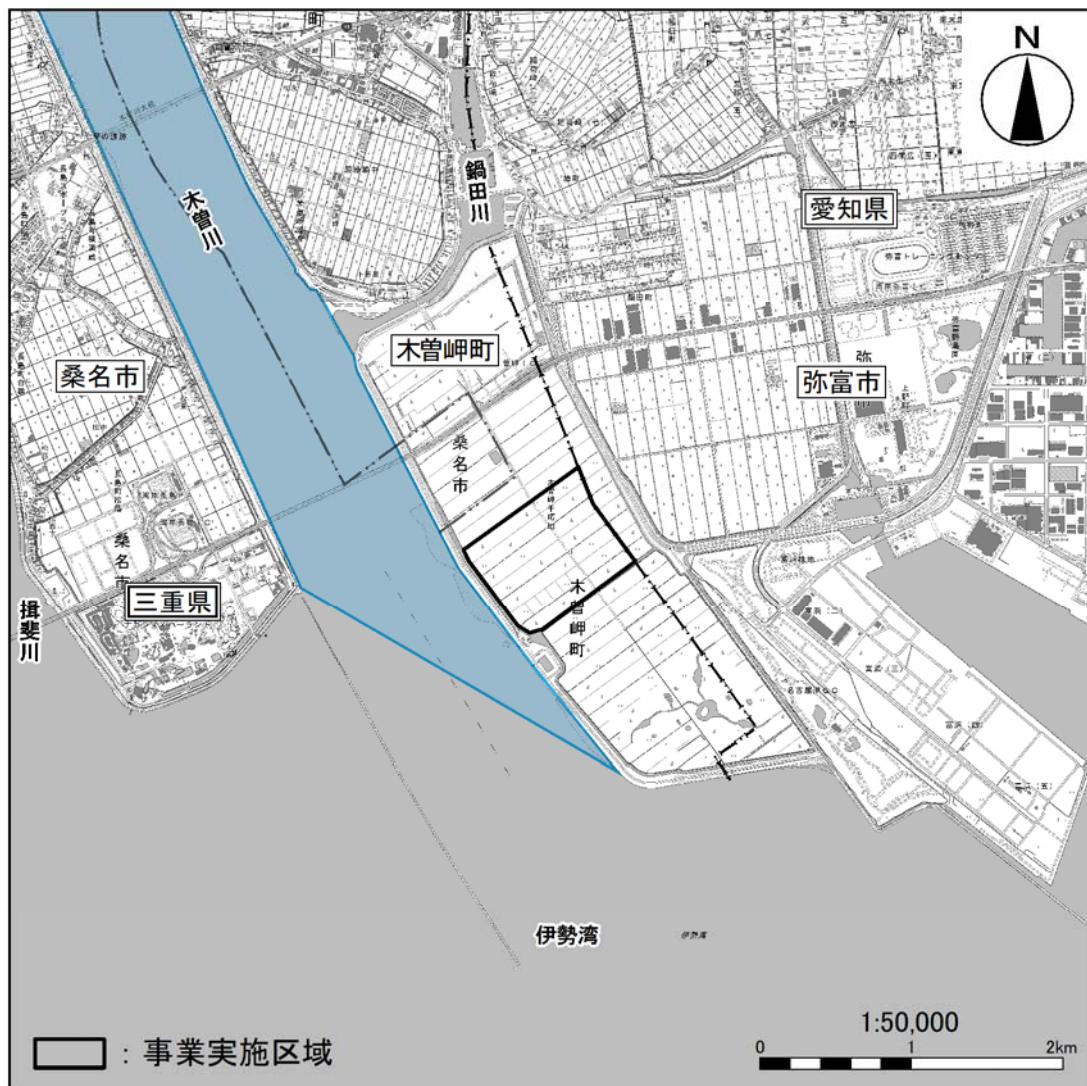
調査区域は木曽川河口部に位置し、木曽川の雄大な水辺の自然環境が形成され、水郷景観が広がっている。

表 3-1-51 調査区域における景観資源

番号	種別	名称	概要
1	景観資源	木曽川	長野県木曽谷を源流域として、伊勢湾に注ぐ幹線流路延長 229km、流域面積 5,275km ² の一級河川。 なお、三重県景観計画～「こころのふるさと三重」の実現に向けて～（平成 29 年 1 月変更、三重県）では、木曽三川河口部の歴史ある緑豊かな自然や水郷景観の保全を重要な視点の 1 つに設定し、木曽三川などの自然に配慮した景観づくりを進めることを目標としている。

出典：三重県ホームページ

三重県景観計画～「こころのふるさと三重」の実現に向けて～（平成29年1月変更、三重県）



凡 例

景観資源 木曽川

出典:木曽川水系河川整備計画変更(案)附図(平成20年3月(令和2年3月変更)、中部地方整備局)

図 3-1-27 景観資源の分布

1.10 その他の状況(一般環境中の放射性物質の状況)

調査区域において放射性物質の測定は行われていない。また、調査区域外に位置する最寄りの測定地点である名古屋市環境科学調査センター(名古屋市南区豊田 5 丁目 16-8)における令和 4 年度の一般環境中の放射性物質の空間放射線量率の測定結果を表 3-1-52 に示す。令和 4 年度の空間放射線量率(年間平均値)は $0.078\mu\text{Sv/h}$ である。

表 3-1-52 空間放射線量率測定結果(令和 4 年度)

県	測定地点名	調査結果($\mu\text{Sv/h}$)		
		最小値	最大値	平均値
愛知	名古屋市環境科学調査センター	0.075	0.082	0.078

出典:サーベイメータによる空間放射線量率の測定結果記録表(令和5年3月、名古屋市)

第2節 社会的状況

2.1 人口及び産業の状況

1) 人口の状況

木曽岬町及び桑名市並びに弥富市の人口及び世帯数等を表 3-2-1 に示す。

令和 2 年 10 月時点の人口は、木曽岬町は約 6 千人、桑名市は 138 千人、弥富市は 43 千人で、それぞれ三重県の約 0.3%、約 7.8%、愛知県の約 0.6%に相当する。

平成 27 年から令和 2 年の人口増加率は木曽岬町で-5.3%、桑名市で-1.2%、弥富市で-0.6%と減少傾向にある。

表 3-2-1 人口及び世帯数等

行政区分	面積 (km ²)	人口 (人)			人口増加率 (%)	人口密度 (1km ² 当たり)	世帯数 (世帯)
	R2.10	H22.10	H27.10	R2.10	R2/H27	R2.10	R2.10
木曽岬町	15.74	6,855	6,357	6,023	-5.3	383	2,208
桑名市	136.68	140,290	140,303	138,613	-1.2	1,014	56,362
三重県	5,774.49	1,854,724	1,815,865	1,770,254	-2.5	307	742,598
弥富市	49.11	43,274	43,269	43,025	-0.6	876	17,066
愛知県	5,170.02	7,410,719	7,483,128	7,542,415	0.8	1,459	3,238,301

出典: みえ DataBox(三重県戦略企画部統計課ホームページ)
Web 統計あいち(愛知県県民生活部統計課ホームページ)

2) 産業の状況

木曽岬町及び桑名市並びに弥富市の産業別 15 歳以上就業者数を表 3-2-2 に示す。

令和 2 年 10 月時点の就業者数は第 3 次産業が最も多く、次いで、第 2 次産業、第 1 次産業の順となっている。第 1 次産業については、木曽岬町が 9.0%となっており、三重県及び桑名市と比較して、割合が高い傾向にある。

表 3-2-2 産業別 15 歳以上就業者数

行政区分	就業者総数 (人)	第 1 次産業 (人)	第 2 次産業 (人)	第 3 次産業 (人)	産業別割合(%)		
					第 1 次	第 2 次	第 3 次
木曽岬町	3,170	284	907	1,798	9.0	28.6	56.7
桑名市	68,343	1,090	22,211	42,809	1.6	32.5	62.6
三重県	845,768	26,455	259,965	529,951	3.1	30.7	62.7
弥富市	21,315	827	6,096	13,980	3.9	28.6	65.6
愛知県	3,605,438	69,002	1,135,848	2,297,585	1.9	31.5	63.7

注1) 令和2年国勢調査結果である。

注2) 総数には、「分類不能の産業」を含む。

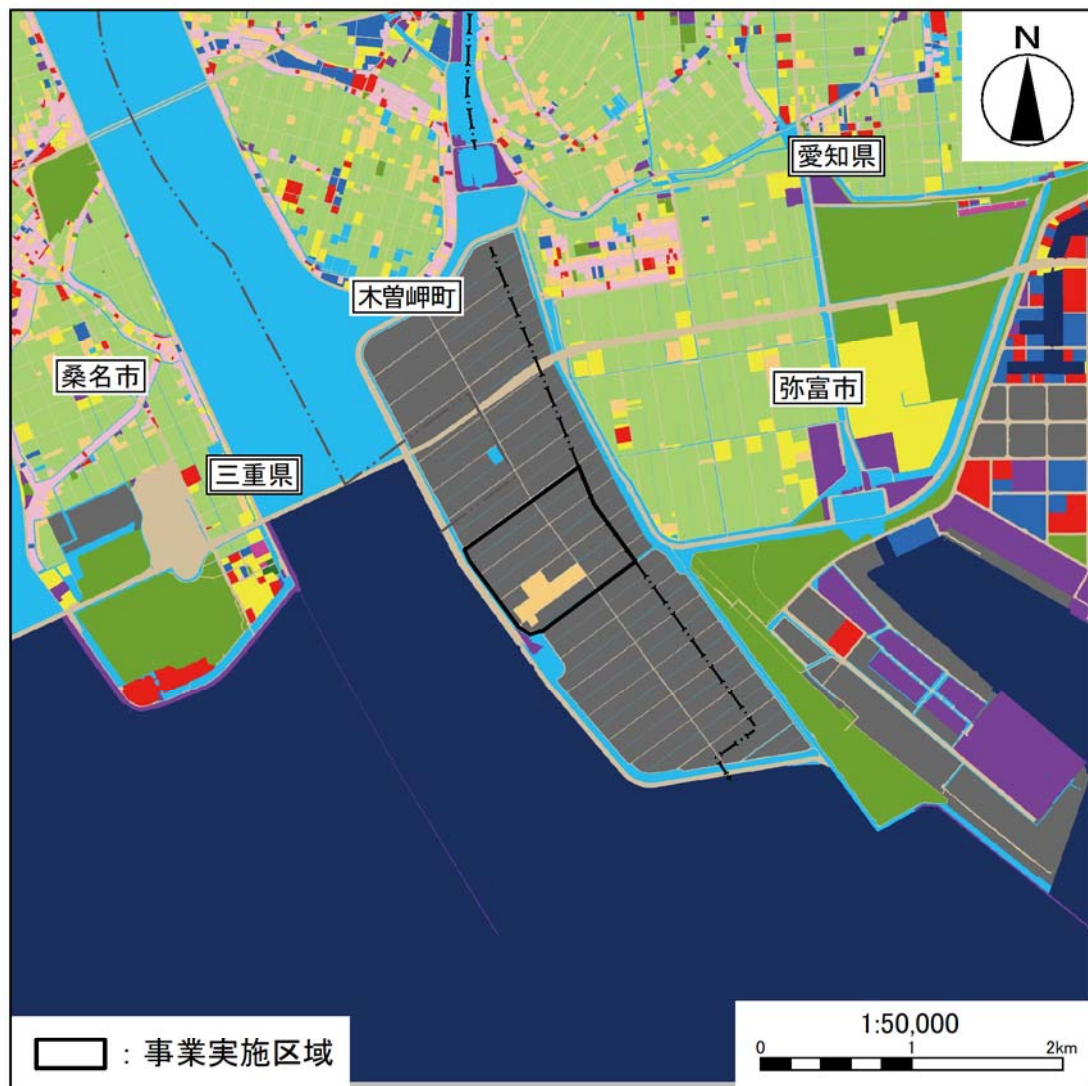
出典: 令和2年国勢調査 就業状態等基本集計(独立行政法人統計センターホームページ)

2.2 土地利用の状況

三重県木曽岬干拓地整備事業(三重県ホームページ)によると、「木曽岬干拓事業は、都市近郊農業地帯としての立地条件を生かし、背後地農家の経営規模を拡大し、農業の近代化及び経営の安定化を図ることを目的として、昭和 41 年度に事業着手されました。」と記載されており、将来に向けて高度な都市的土地利用が図れるよう公共の利用に供しつつ、着実な土地利用を進めていくこととしている。

調査区域の土地利用図を図 3-2-1 に、土地利用基本計画図を図 3-2-2 に示す。調査区域の土地利用は、大部分が田で占められており、基本計画としては、都市地域及び農業地域とされている。事業実施区域は造成中地としての利用であり、都市地域である。

調査区域の都市計画の指定状況を図 3-2-3 に示す。調査区域は桑名都市計画区域と名古屋都市計画区域であり、一部に用途地域が指定されている。事業実施区域は市街化調整区域で、用途地域は指定されていない。

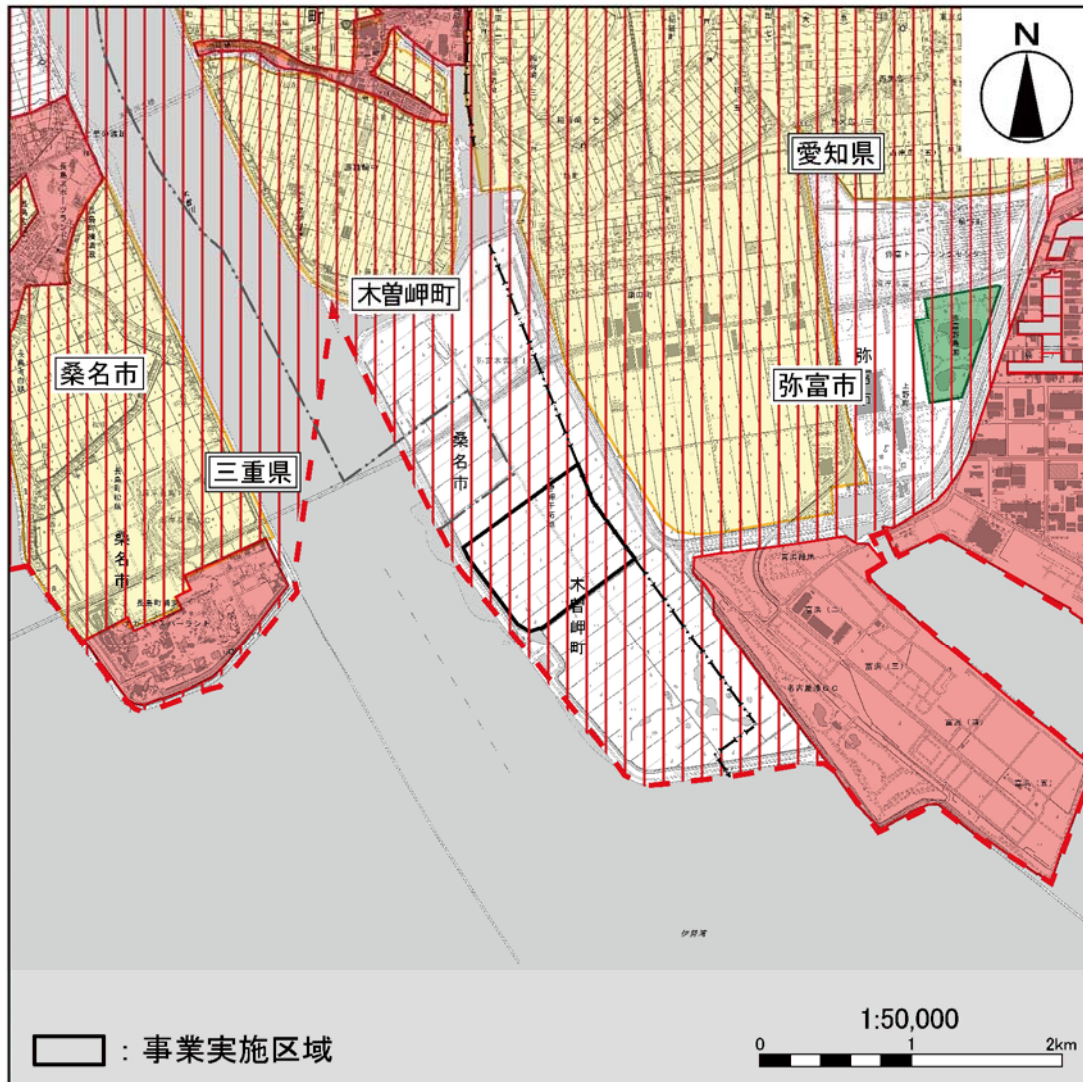


凡 例

山林・荒地等	工業用地	道路用地
田	一般低層住宅	公園・緑地等
畑・その他の農地	密集低層住宅	その他の公共公益施設
造成中地	中高層住宅地	河川・湖沼等
空地	商業・業務地区	海

出典:数値地図5000(土地利用)中部圏2003年(平成19年12月、国土地理院)

図 3-2-1 土地利用図

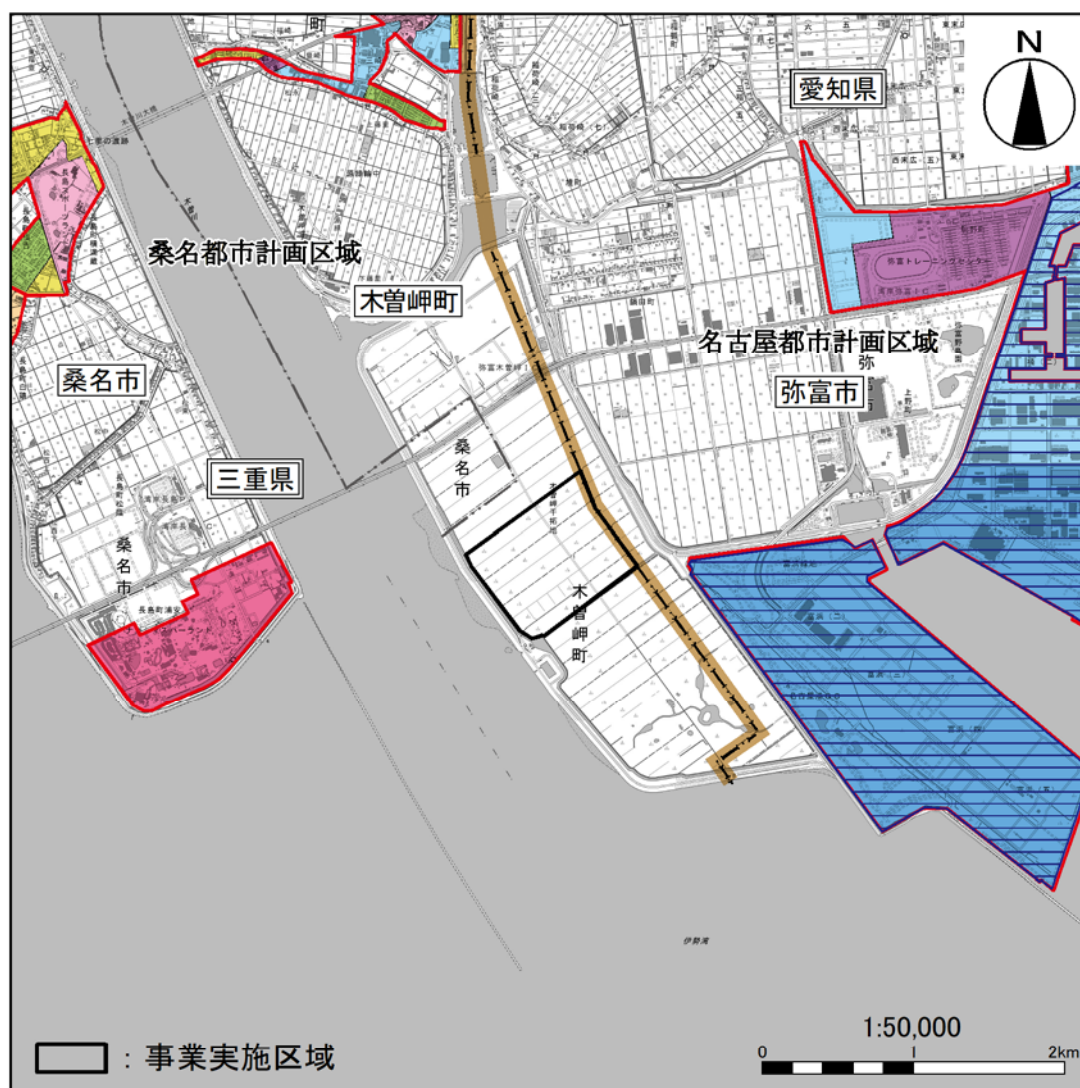


凡 例

- | | |
|--|--|
| 都市地域 | 農業地域 |
| 市街化区域 | 森林地域 |
| 市街化調整区域 | |

出典：土地利用基本計画図（国土交通省）

図 3-2-2 土地利用基本計画図



凡 例

- | | | |
|--|--|--|
| 都市計画区域 | 近隣商業地域 | 臨港地区 |
| 市街化区域 | 商業地域 | |
| 第一種中高層住居専用地域 | 準工業地域 | |
| 第一種住居地域 | 工業地域 | |
| 第二種住居地域 | 工業専用地域 | |

出典：桑名都市計画図（令和3年11月、桑名市）

マップあいち 都市計画総括図（令和3年度版）（愛知県ホームページ）

図 3-2-3 都市計画（用途地域）図

2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1) 漁業としての河川、湖沼及び海域の利用状況

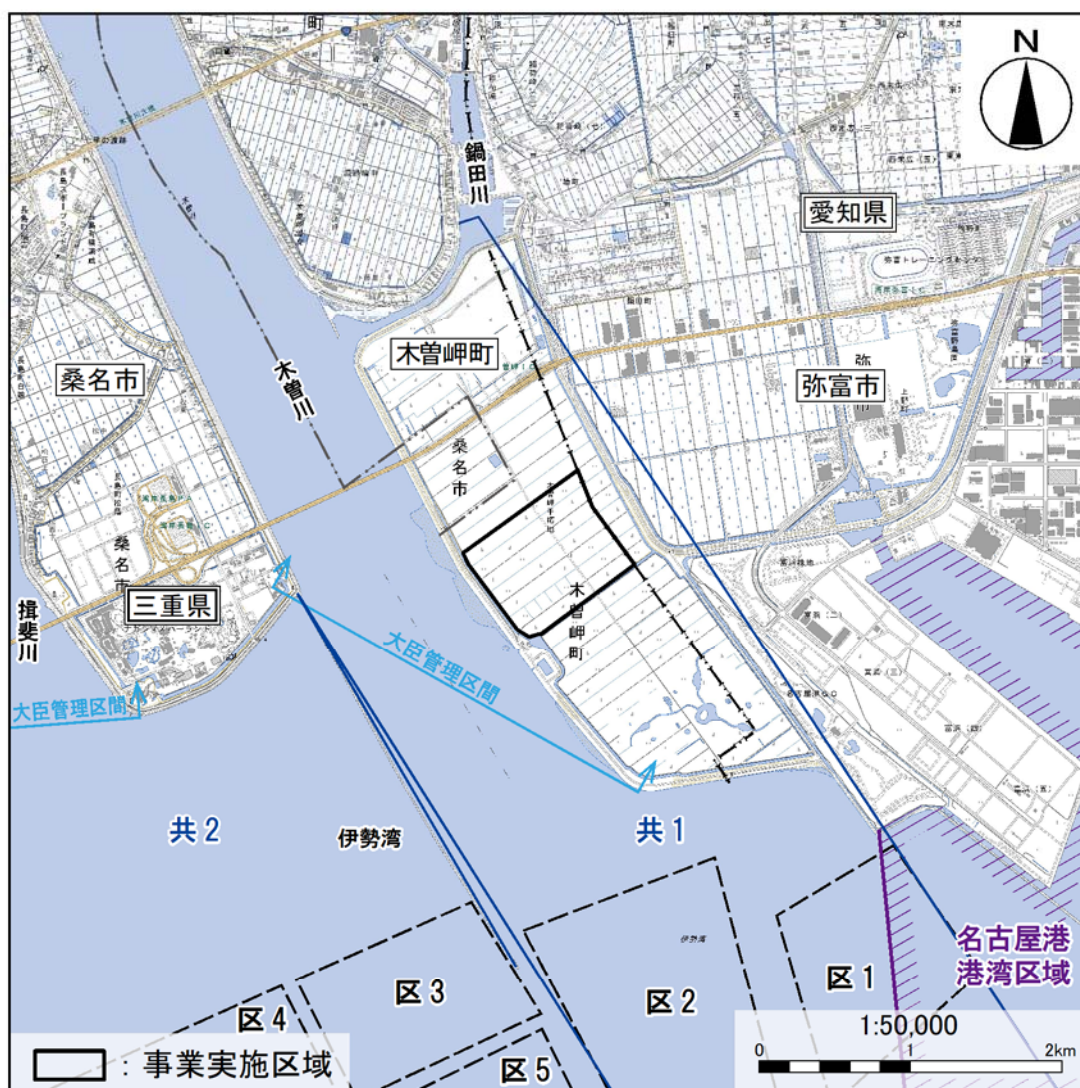
調査区域において、一級河川である木曽川水系の木曽川、揖斐川、鍋田川が、海域である伊勢湾に流下している。なお、調査区域には大きな湖沼は存在しない。

木曽川及び長良川の汽水域と地先海域には、共同漁業権及び区画漁業権が設定されている。設定状況を表 3-2-3 及び図 3-2-4 に示す。

表 3-2-3 漁業権の設定状況

行政区分	免許番号	漁業種類	漁業の名称
三重県	共第 1 号	第 1 種共同漁業権	あかがい漁業、あさり漁業、いそしじみ漁業、かき漁業、しじみ漁業、とりがし漁業、ばかがい漁業、はまぐり漁業、まてがし漁業、あおのり漁業、おごのり漁業、えむし漁業
		第 2 種共同漁業権	しらうお建網漁業、ぼら・すずき建網漁業、建干網漁業、釜漁業、石倉漁業
		第 3 種共同漁業権	地びき網漁業
	共第 2 号	第 1 種共同漁業権	あかがい漁業、あさり漁業、いそしじみ漁業、かき漁業、しじみ漁業、とりがし漁業、ばかがい漁業、はまぐり漁業、あおのり漁業、おごのり漁業、えむし漁業
		第 2 種共同漁業権	しらうお建網漁業、ぼら・すずき建網漁業、つば網漁業、建干網漁業、釜漁業、石倉漁業
		第 3 種共同漁業権	地びき網漁業
	区第 1 号	第 1 種区画漁業権	のり養殖業
	区第 2 号	第 1 種区画漁業権	のり養殖業
	区第 3 号	第 1 種区画漁業権	のり養殖業
	区第 4 号	第 1 種区画漁業権	のり養殖業
	区第 5 号	第 1 種区画漁業権	のり養殖業

出典：漁業権関係資料（三重県）



凡 例

港湾区域

共同漁業権

区画漁業権

出典：伊勢湾地区(木曾岬町～伊勢市)(三重県ホームページ)
 漁業権関係資料(三重県)
 名古屋港港湾計画図(平成27年12月、名古屋港管理組合)

図 3-2-4 漁業権設定状況

2) 地下水の利用状況

調査区域の地下水の利用状況は、令和4年度版三重県サステナビリティレポート(令和4年11月、三重県)によると、「昭和30(1955)年代後半からの高度経済成長期の地下水利用の増大に伴い、広い範囲で地盤が沈下するという現象が発生し、昭和36(1961)年から令和3(2021)年までの60年間に、桑名市長島町白鷄(水準点番号 C35-16)では、162.99cmの累積沈下量が記録されています。北勢地域の地盤沈下は、工業用地下水採取の大幅な削減や水道用水の地表水への転換などにより、沈静化傾向にあります。」と記載されている。

また、調査区域には、長島温泉及び木曽岬温泉が分布している。

2.4 交通の状況

調査区域の主要な道路交通網を図 3-2-5 に、平成 27 年度に行われた道路交通センサスによる主要な道路の交通量を表 3-2-4 にそれぞれ示す。

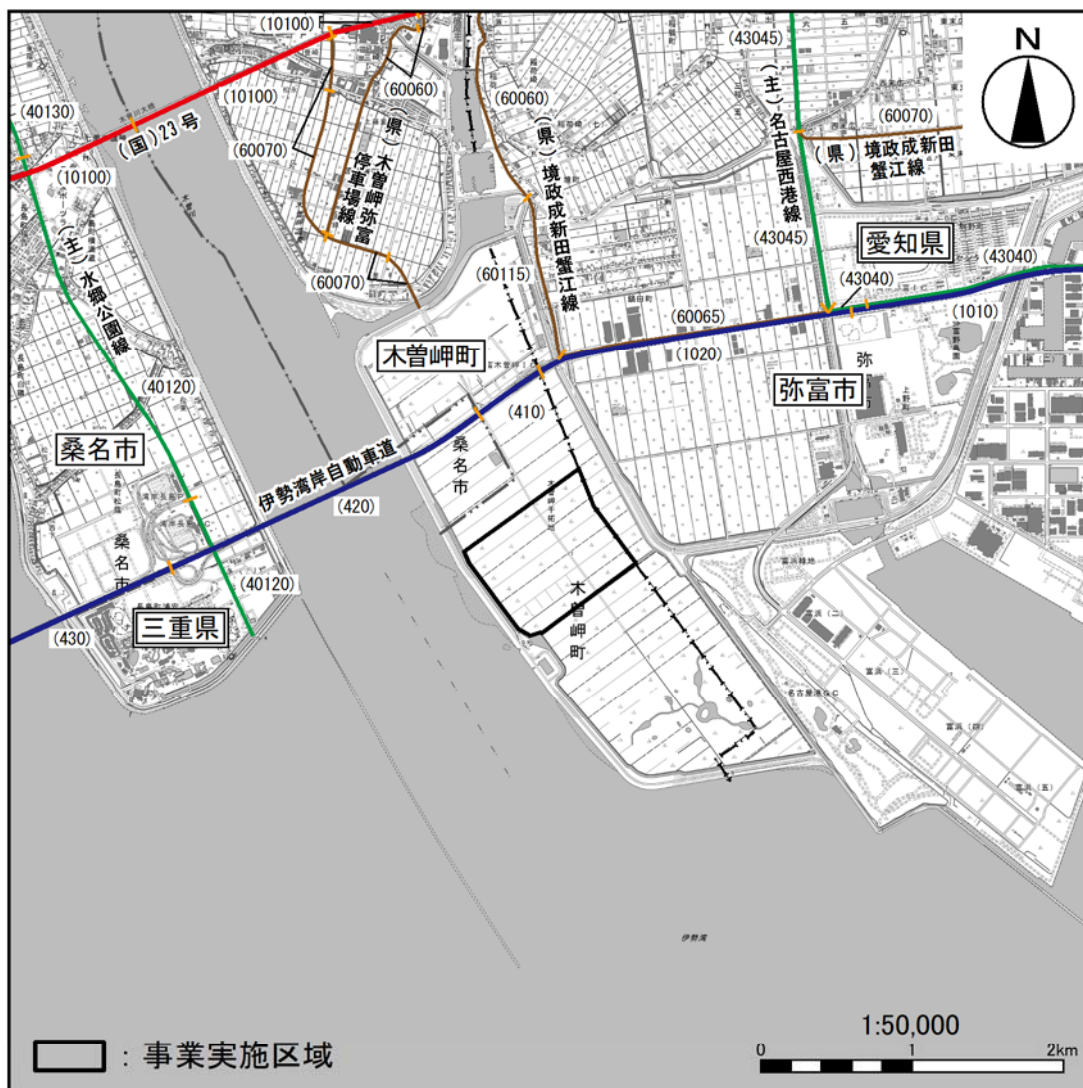
表 3-2-4 主要な道路の一般交通量調査結果

交通量 調査単位 区間番号	路線 番号	路線名	交通観測地点地名	区間 延長 (km)	昼間 12 時間 自動車類 交通量 上下合計 (台)	24 時間 自動車類 交通量 上下合計 (台)	昼間 12 時間 大型車 混入率 (%)	混雑 度 (%)
410	1840	伊勢湾岸 自動車道	～弥富木曽岬 IC	0.2	44,238	76,249	39.6	0.53
420			弥富木曽岬 IC～	0.3	46,228	78,550	40.7	0.57
420			水郷公園線湾岸長島 IC	2.2	46,228	78,550	40.7	0.57
430			水郷公園線湾岸長島 IC～ 湾岸桑名インター線湾岸 桑名 IC	2.5	44,280	76,169	41.7	0.55
10100	23	一般国道 23 号	桑名郡木曽岬町源緑輪中	0.5	32,428	51,204	42.2	1.14
10100				1.4	32,428	51,204	42.2	1.14
10100				0.8	32,428	51,204	42.2	1.24
40120	7	水郷公園線	桑名市長島町福吉	1.0	6,921	8,859	16.4	0.78
40120				2.4	6,921	8,859	16.4	0.78
40130			桑名市長島町殿名	4.9	7,416	9,492	25.4	0.84
60060	108	木曽岬弥富 停車場線	木曽岬町	1.6	1,343	1,612	9.1	0.25
60060				5.4	1,343	1,612	9.1	0.25
60070			木曽岬町	0.4	441	529	17.0	0.11
60070				0.5	441	529	17.0	0.11
60070				0.9	441	529	17.0	0.11
60070				0.3	441	529	17.0	0.11
1010	1840	伊勢湾岸 自動車道	名古屋西港線～ 名古屋西港線湾岸弥富 IC	2.8	47,499	80,488	39.1	0.59
1020			名古屋西港線湾岸弥富 IC ～	2.6	44,238	76,249	39.6	0.53
43040	71	名古屋 西港線	弥富市楠一丁目	2.4	12,912	17,431	66.3	0.68
43040				0.2	12,912	17,431	66.3	0.68
43045			弥富市操出十丁目	1.2	12,951	17,613	53.3	0.79
43045				1.2	12,951	17,613	53.3	0.79
60115	103	境政成新田 蟹江線	弥富市鍋田町稲山	1.1	2,928	3,689	17.0	0.62
60060			—	1.3	1,156	1,387	14.6	0.25
60070			弥富市東末広五丁目	2.5	3,631	4,575	65.9	0.65
60065			弥富市鍋田町八穂	1.8	6,962	8,981	48.9	1.41

注1) —:非観測区間 交通量は推定値であり、斜体表示とした。

注2)混雑度とは、交通調査基本区間の交通容量に対する交通量の比を示す。

出典:平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表(国土交通省)



凡 例

- 高速自動車国道
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道・指定市の一般市道
- 区間分割線 (00000)

注) 観測地点は詳細が不明のため記載していない。

出典: 平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果(可視化ツール)

図 3-2-5 主要な道路交通網

2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

調査区域における学校、病院等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況を表 3-2-5 及び図 3-2-6 に示す。

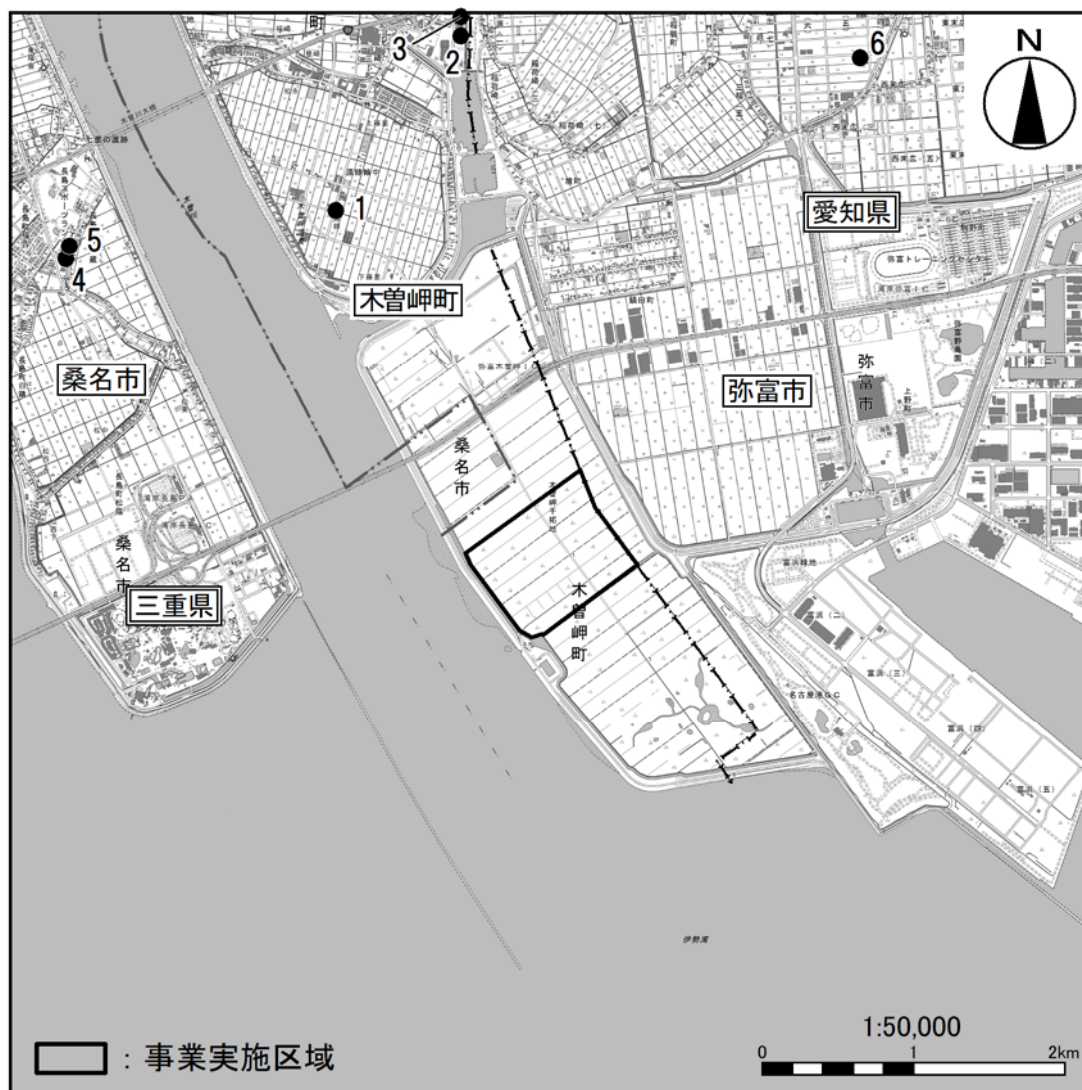
調査区域には社会福祉施設が 6 件存在する。

また、調査区域には、人口集中地区(DID 地区)は存在していない。なお、事業実施区域が位置する木曽岬干拓地より北側の木曽岬町源緑輪中及び東側の弥富市鍋田町稲山に住宅が立地している。

表 3-2-5 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

番号	種別	名称	住所
1	社会福祉施設	てしお夢ふぁーむ	木曽岬町源緑輪中 1133
2		老健きそさき	木曽岬町和富 10-17
		ビオトープさくら	
3		すいせんの里	木曽岬町和富 10-8
		在宅介護支援センターすいせん	
4		児童心理療育施設 悠	桑名市長島町横満蔵 568 番地 3
5		認知症対応型共同生活介護ひなた	桑名市長島町横満蔵 568 番地 2
6		栄南保育所	弥富市操出九丁目 15

出典：三重県社会福祉施設等名簿(令和4年4月1日現在)(三重県ホームページ)
 保育所のご案内(弥富市ホームページ)



凡 例

- 社会福祉施設
 1. てしお夢ふあーむ
 2. 老健きそさき／ビオトープさくら
 3. すいせんの里／在宅介護支援センターすいせん
 4. 児童心理療育施設 悠
 5. 認知症対応型共同生活介護ひなた
 6. 栄南保育所

出典：三重県社会福祉施設等名簿（令和4年4月1日現在）（三重県ホームページ）
 保育所（園）所在地 位置図（弥富市ホームページ）

図 3-2-6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置

2.6 上下水道の整備の状況

1) 水道の普及状況

調査区域における上水道の普及状況を表 3-2-6 に示す。

令和4年3月31日時点での木曽岬町、桑名市及び弥富市の上水道の普及率は、いずれも100%となっている。

表 3-2-6 上水道の普及状況

行政区分	上水道		簡易水道		専用水道		合計		上水道普及率(%)
	箇所数	給水人口(人)	箇所数	給水人口(人)	箇所数	給水人口(人)	箇所数	給水人口(人)	
木曽岬町	1	6,046	－	－	－	－	1	6,046	100.0
桑名市	1	139,692	－	－	9	－	10	139,692	100.0
三重県	30	1,762,230	25	8,312	154	10,032	209	1,772,452	99.7
弥富市	1	83,049	－	－	1	－	2	83,049	100.0
愛知県	43	7,463,543	4	8,953	261	11,504	308	7,484,000	99.9

注)専用水道は自己水源のみによるものとそれ以外の合計。

出典:令和3年度三重県の水道概況(令和5年3月、三重県環境生活部大気・水環境課)

令和3年度愛知県の水道<水道年報>(令和5年3月、愛知県保健医療局)

2) 下水道の普及状況

調査区域における生活排水処理人口普及状況を表 3-2-7 に示す。

令和3年度末の生活排水処理人口普及率は、木曽岬町は100%、桑名市は91.9%となっており、三重県全体より高い普及率となっている。

また、弥富市の污水处理人口普及率は80.331%となっており、愛知県全体より低い普及率となっている。

表 3-2-7 生活排水処理人口普及状況

行政区分	住民基本台帳人口(人)	集合処理施設(人)					個別処理施設(人) 【合併処理浄化槽等】			生活排水処理施設整備人口合計(人)	生活排水処理施設の整備率(%)
		下水道	農業集落排水施設等	漁業集落排水施設	コミュニティ・プラント	集合処理施設合計	市町村設置型浄化槽	個人設置型浄化槽等	個別処理施設合計		
木曽岬町	6,047	3,915	2,132	－	－	6,047	－	0	0	6047	100
桑名市	139,712	111,327	1,413	－	－	112,740	－	15,597	15,597	128,337	91.9
三重県	1,777,865	1,047,868	88,642	5,500	3,387	1,145,397	16,684	405,944	422,628	1,568,025	88.2
弥富市	43,820	20,838	6,874	－	524	28,236	6,965			35,201	80.331
愛知県	7,515,007	6,054,352	136,501	－	9,690	6,200,543	737,151			6,937,694	92.3

注)弥富市及び愛知県的生活排水処理施設整備人口及び生活排水処理施設の整備率は、それぞれ出典記載の污水处理人口及び污水处理人口普及率を示す。

出典:市町別生活排水処理施設の整備率(令和3年度末)(三重県ホームページ)

令和4年度愛知の下水道(資料編)(令和5年1月、愛知県建設局下水道課)

2.7 廃棄物の処理の状況

1) 一般廃棄物の状況

調査区域における一般廃棄物については、木曽岬町及び桑名市のごみは桑名広域清掃事業組合の桑名広域清掃事業組合可燃ごみ焼却施設で、弥富市のごみは海部津島環境事務組合で処理されている。

一般廃棄物処理施設の概要を表 3-2-8 に、調査区域に位置する八穂クリーンセンターの位置を図 3-2-7 に示す。

表 3-2-8 一般廃棄物処理施設の概要

記号	組合名	施設名称	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	年間処理量 (t)	年間資源化量 (t)
—	桑名広域清掃 事業組合	桑名広域清掃事業組合 可燃ごみ焼却施設	174	2019	45,689	5,225
A	海部地区環境 事務組合	八穂クリーンセンター	110×3 基	2001	77,918	—

出典：令和4(2022)年度版三重県サステナビリティレポート(令和4年11月、三重県)
焼却炉運転状況令和2年度(海部地区環境事務組合ホームページ)

2) 産業廃棄物の状況

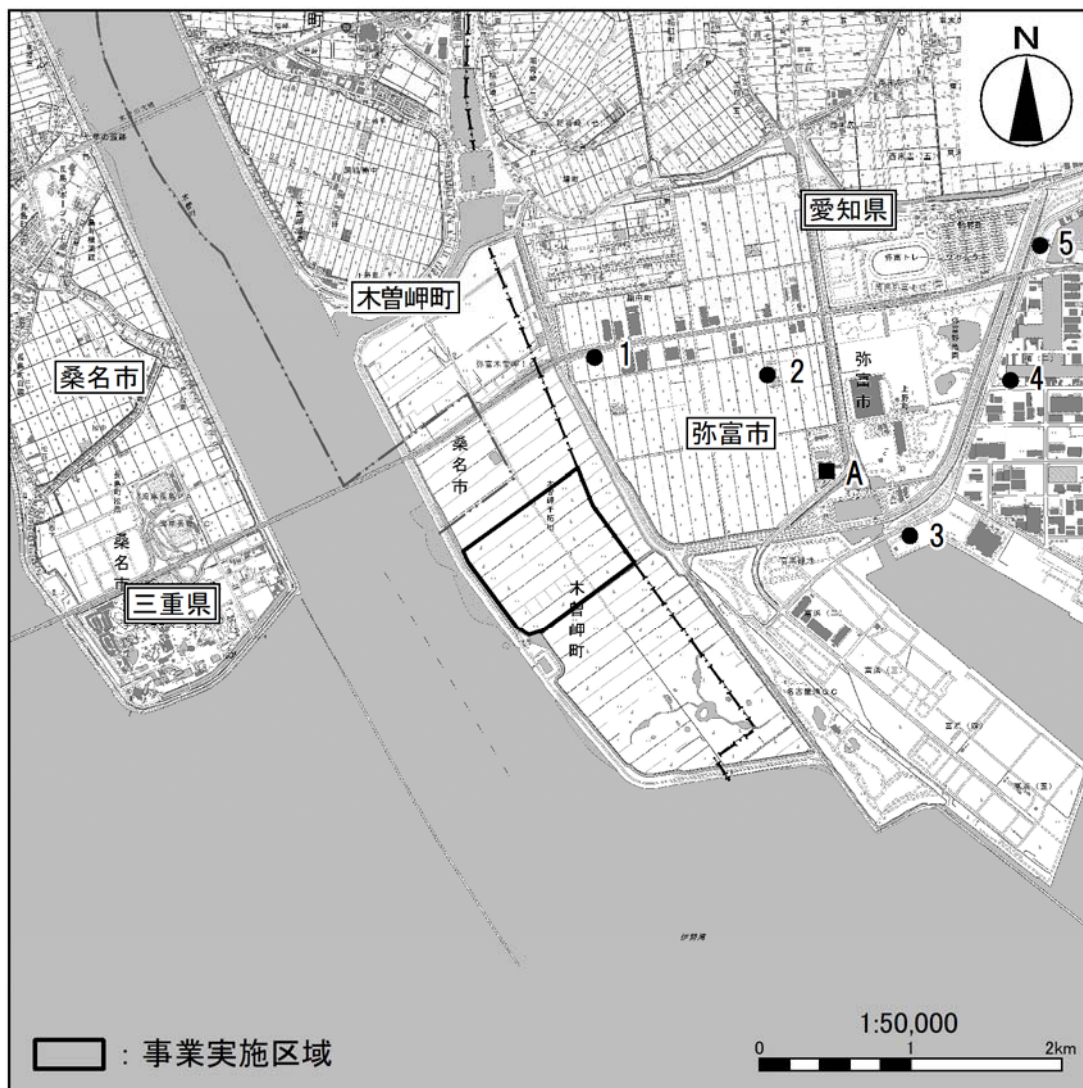
「三重県循環型社会形成推進計画」(令和3年3月、三重県)によると、三重県における平成30年度の産業廃棄物の発生量は、8,510 千 t で、有償物量 220 千 t を除いた排出量は、8,290 千 t となっている。

調査区域における産業廃棄物処理施設の概要を表 3-2-9 に、位置図を図 3-2-7 に示す。

表 3-2-9 産業廃棄物処理施設の概要

番号	名称	住所	処分業	処理 方法	品目
1	株式会社ヘイセイ	弥富市鍋田町 六野 36 番 1	中間	選別/ 破碎	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
2	有限会社 エス・ケー・ファーム	弥富市鍋田町 八穂 242 番 4	中間	混練	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ
3	名古屋西部ソイルリサイクル株式会社	弥富市楠三丁目 24 番 1	中間	粉碎	がれき類
4	株式会社今林	弥富市楠二丁目 31 番 1	中間	圧縮	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず
5	ヤマショー金属株式会社	弥富市楠一丁目 8 番	中間	破碎	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

出典：産業廃棄物処理業者一覧表(令和5年3月、愛知県)



凡 例

- 一般廃棄物処理施設
- 産業廃棄物処理施設（中間処理）

出典：各センター紹介（海部地区環境事務組合ホームページ）

マップあいち 産業廃棄物処理業者等情報「見える化」マップ（令和5年2月28日現在）（愛知県ホームページ）

図 3-2-7 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の位置図

3) 建設工事等に伴う副産物の状況

三重県では、三重県が発注する建設工事から発生する副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するための基準として「三重県建設副産物処理基準」(昭和 59 年 9 月制定)が定められている。

2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1) 環境基本法等に基づく環境基準

(1) 環境基本法の規定により定められた大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第16条第1項の規定により定められた大気汚染に係る環境基準を、表3-2-10に示す。

表3-2-10 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	
1)環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。	
2)浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。	
3)微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	
4)二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。	
5)光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。	

出典:大気汚染に係る環境基準について(昭和48年5月8日環境庁告示25号)

二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年7月11日環境庁告示38号)

ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について(平成9年2月4日環境庁告示4号)

微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について(平成21年9月9日環境庁告示33号)

(2) 環境基本法の規定により定められた騒音に係る環境基準の種類の指定状況

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第16条第1項の規定により定められた騒音に係る環境基準を表3-2-11に、環境基準の地域の類型指定の状況を表3-2-12に示す。

調査区域は、一部がA類型、B類型、C類型に指定されている。

事業実施区域は、類型指定されていない。

表3-2-11 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値(L_{Aeq})	
	昼 間	夜 間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1)時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 注2)AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 注3)A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 注4)B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 注5)C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域(道路に面する地域)に該当する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値(L_{Aeq})	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考)車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値(L_{Aeq})	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

注1)「幹線交通を担う道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条1号に定める自動車専用道路をいう。
 注2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路端から20m までの範囲をいう。

出典:騒音に係る環境基準について(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

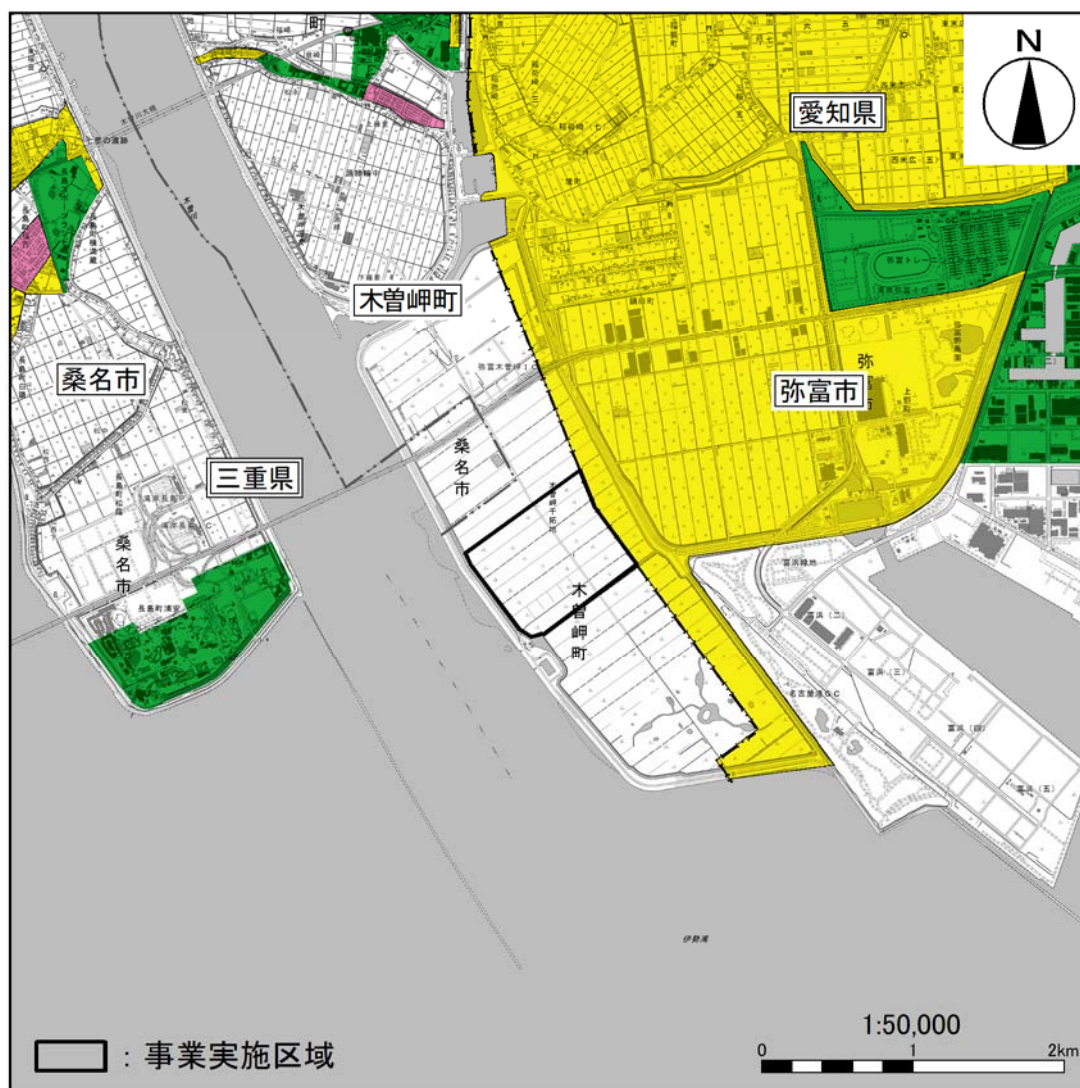
表 3-2-12 騒音に係る環境基準の類型指定

地域の 類型	該当地域		
	木曽岬町	桑名市	弥富市
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域		
B	第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域		第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		

出典：木曽岬町 騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の指定(平成11年3月26日三重県告示第160号)

桑名市 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定(平成24年4月1日桑名市告示第61号)

弥富市 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定(平成24年3月26日弥富市告示第20号)



凡 例

地域の類型	区域の区分
■ A 類型	a 区域
■ B 類型	b 区域
■ C 類型	c 区域

出典：桑名都市計画図（令和3年11月、桑名市）

マップあいち 都市計画総括図（令和3年度版）（愛知県ホームページ）

木曽岬町 騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の指定（平成11年3月26日三重県告示第160号）

桑名市 騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の指定（平成24年4月1日桑名市告示第61号）

弥富市 騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の指定（平成24年3月26日弥富市告示第20号）

図 3-2-8 騒音類型指定状況

(3) 環境基本法の規定により定められた水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)」第16条第1項の規定に基づく水質汚濁に係る「人の健康の保護に関する環境基準」を表3-2-13に、「生活環境の保全に関する環境基準(河川)」を表3-2-14に示す。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、全公共用水域に適用される。「生活環境の保全に関する環境基準」は、公共用水域ごとに定められており、調査区域には水質汚濁の環境基準の類型指定に指定されている水域が存在する。

調査区域における指定状況は、表3-2-16及び図3-2-9に示す。

表3-2-13 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		
備考1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2) 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102(以下「規格」という。)の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

出典:水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日、環境庁告示第59号)

表 3-2-14 生活環境の保全に関する環境基準(河川(湖沼を除く。))

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—

備考1) 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。
 2) 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
 3) 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
 4) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
 5) 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注1) 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級: 特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

出典: 水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日、環境庁告示第59号)

表 3-2-15 生活環境の保全に関する環境基準(海域)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級、水浴、自然 環境保全及び B 以下 の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	3,000CFU/ 100mL 以下	検出されな いこと。
B	水産 2 級、工業用水 及び C の欄に掲げる もの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—
備考1)自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100mL以下とする。 2)大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニーの数を数えることで算出する。						

注1)自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2)水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

注3)環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの(水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考1)基準値は、年間平均値とする。 2)水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注1)自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2)水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

注3)生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産 卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場 として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

エ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考1)基準値は、日間平均値とする。 2)底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典：水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日、環境庁告示第59号)

表 3-2-16 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定状況

河川

河川名	水域名		環境基準等 地点名	類型及び達成期間		指定年月日(見直し)	
	BOD 等	水生生物保全		BOD 等	水生生物保全	BOD 等	水生生物保全
木曽川	下流	(2)	横満蔵	A イ	生 B イ	S45.9.1 (H14.7.15)	H21.11.30

海域(COD 等)

水域名	該当類型	達成期間	指定年月日(見直し)
四日市・鈴鹿地先海域(甲)	B	ハ	S45.9.1
四日市・鈴鹿地先海域(乙)	A	イ	
伊勢湾	A	イ	S46.5.25(H14.3.29)
名古屋港(甲)	C	ハ	
名古屋港(乙)	B	ロ	S46.5.25

海域(全窒素及び全燐)

水域名	該当類型	達成期間	指定年月日(見直し)
伊勢湾(イ)	Ⅳ	イ	H8.2.27(H14.3.15)
伊勢湾(ハ)	Ⅲ	イ	

海域(水生生物の保全に係る水質環境基準)

水域名	該当類型	達成期間	指定年月日(見直し)
伊勢湾(イ)	生物 A	イ	H24.11.2
伊勢湾(ロ)	生物特 A	イ	

海域(底層溶存酸素量)

水域名	該当類型	達成期間	指定年月日(見直し)
伊勢湾(全域。ただし、名古屋港及び伊勢湾中部に係る部分を除く。)	生物 1	-	R4.12.20
名古屋港	生物 2	-	R4.12.20

注1)環境基準達成期間

「イ」は、直ちに達成する。

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成する。

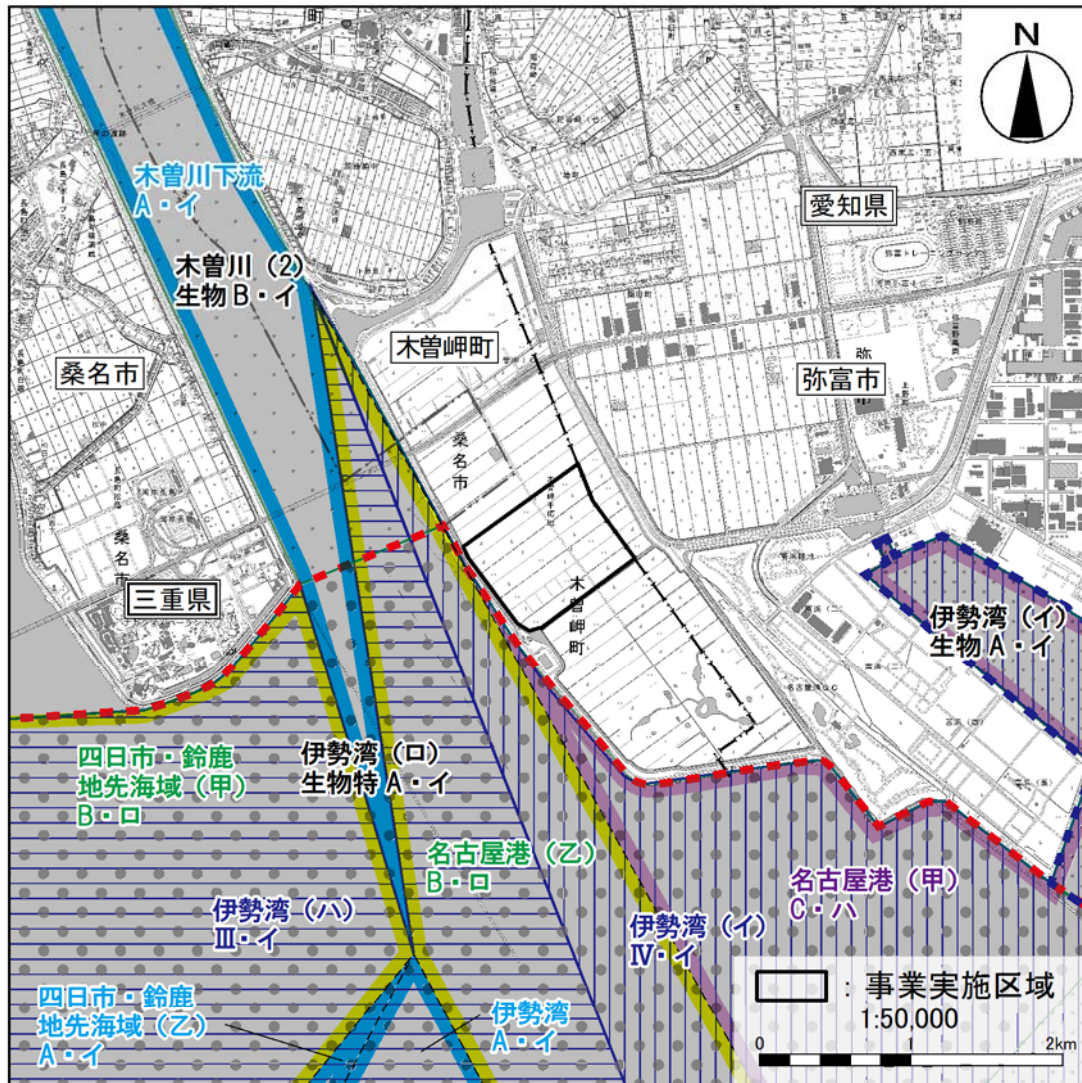
「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成する。

「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的すみやかに達成に努める。

注2)類型欄の()書きは、環境基準指定水域内の基準点以外の測定点であることを意味する。(補助地点)

出典：三重県水質汚濁に係る環境基準の水質類型の指定一覧表(三重県ホームページ)

水質環境基準と水域類型の指定状況(愛知県ホームページ)



凡 例

BOD/COD 等	全窒素・全磷	全亜鉛等	底層溶存酸素量
— 類型 A	— 類型 III	— 生物特 A	— 生物 1
— 類型 B	— 類型 IV	— 生物 A	— 生物 2
— 類型 C		— 生物 B	

出典：三重県水質汚濁に係る環境基準の水質類型の指定一覧表(三重県ホームページ)
水質環境基準と水域類型の指定状況(愛知県ホームページ)

図 3-2-9 水域の環境基準の類型指定状況

(4) 環境基本法の規定により定められた地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)」第16条第1項の規定に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準を表3-2-17に示す。

表 3-2-17 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2) 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4) 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典:地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日環境庁告示第10号)

(5) 環境基本法の規定により定められた土壤汚染に係る環境基準

「環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)」第16条第1項の規定に基づく土壤汚染に係る環境基準を表3-2-18に示す。

表 3-2-18 土壤汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき、0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考1)環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2)カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。 3)「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4)有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。 5)1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典:土壤の汚染に係る環境基準について 別表(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

(6) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号)第 7 条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準を表 3-2-19 に示す。

表 3-2-19 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁、水底の底質汚染及び土壌汚染に係る環境基準

媒 体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

備考1) 基準値は、2,3,7,8四塩化ジベンゾパラジオキシン(2,3,7,8-TCDF)の毒性に換算した値とする。
2) 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
3) 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4) 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について(平成11年12月27日環境庁告示第68号)

(7) ダイオキシン類対策特別措置法の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域

調査区域において、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号)第 29 条第 1 項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された地域は存在しない。

2) 公害関係法令等

(1) 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)第3条第1項及び第17条第1項に基づき自動車騒音の限度及び時間の区分を表3-2-20(1)～(2)に、自動車騒音の区域の区分を表3-2-21及び前掲の図3-2-8に示す。

調査区域の一部は、a区域、b区域、c区域に指定されている。

事業実施区域は、区域指定されていない。

表 3-2-20(1) 自動車騒音の限度

区域の区分	昼間(L_{Aeq})	夜間(L_{Aeq})
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注)時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。

表 3-2-20(2) 自動車騒音の限度の特例(幹線交通を担う道路に近接する区域)

昼間(L_{Aeq})	夜間(L_{Aeq})
75 デシベル	70 デシベル

備考1)「幹線交通を担う道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条1号に規定する自動車専用道路をいう。

備考2)「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。

出典:騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年3月2日総理府令第15号)

表 3-2-21 自動車騒音の限度に係る区域の区分

区域の区分	該当地域		
	木曽岬町	桑名市	弥富市
a	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域		
b	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域		第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		

出典:木曽岬町 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による知事が定める区域(平成12年3月28日三重県告示第179号)

桑名市 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による市長が定める区域(平成24年4月1日桑名市告示第65号)

弥富市 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に規定する区域の区分(平成24年3月30日弥富市告示第25号)

(2) 騒音規制法等に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)第14条第1項及び第15条第1項、三重県生活環境の保全に関する条例(平成13年3月27日三重県条例第7号)第47条及び県民の生活環境の保全等に関する条例(平成15年3月25日愛知県条例第7号)の規定に基づき特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表3-2-22に、区域の区分を表3-2-23及び図3-2-10に、特定建設作業の種類を表3-2-24に示す。

調査区域の一部は、第1号区域及び第2号区域に指定されている。

事業実施区域は、区域指定されていない。

表3-2-22 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制項目	区域区分	騒音規制法 三重県条例・愛知県条例	適用除外
基準値		85 デシベル	
作業禁止時間	1号区域	午後7時～翌日の午前7時	①②③④
	2号区域	午後10時～翌日の午前6時	
	3号区域	午後7時～翌日の午前7時	
最大作業時間	1号区域	10時間/日	①②
	2号区域	14時間/日	
	3号区域	10時間/日	
最大作業日数		連続6日	①②
作業禁止日		日曜日その他の休日	①②③④⑤

注1)基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

注2)適用除外

- ①災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要がある場合
- ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に行う必要がある場合
- ④道路法又は道路交通法の規定に基づき条件が付けられた場合
- ⑤変電所の変更工事で特に行う必要がある場合

注3)勧告・命令

当該基準値は、基準値を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業について、勧告又は命令を行うにあたり、1日における作業時間を最大作業時間未満4時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

注4)3号区域は愛知県条例のみの区域区分である

出典:特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示1号)
三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第50条別表第19(平成13年3月27日三重県規則第39号)
県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第21(平成15年8月22日)

表 3-2-23 特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動の規制に関する区域の区分

区域	区域の区分		
	木曽岬町	桑名市	弥富市
第 1 号区域	1.第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域である地域 2.第 4 種区域のうち、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域		1.第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 2.工業地域のうち、学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域
第 2 号区域	前号に掲げる区域以外の区域		工業地域(前号 2.の区域を除く)
第 3 号区域	—		前 2 号に掲げる区域以外の地域(工業専用地域を除く)

この表において、木曽岬町及び桑名市の第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域の区分は、次のとおりとする。

区域	区域の区分
第 1 種	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域
第 2 種	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
第 3 種	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第 4 種	工業地域

注)第 3 号区域は愛知県条例のみの区域区分である

出典：木曽岬町 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による知事が指定する区域(昭和 52 年 12 月 6 日三重県告示第 728 号)

桑名市 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による市長が指定する区域(平成 24 年 4 月 1 日桑名市告示第 64 号)

弥富市 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域(平成 24 年 3 月 30 日弥富市告示第 25 号)、特定建設作業に係る振動規制法施行規則により指定する区域(平成 24 年 3 月 30 日弥富市告示第 21 号)

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第 49 条別表第 19 付表(平成 13 年 3 月 27 日三重県規則第 39 号)県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成 15 年 8 月 22 日愛知県規則第 87 号)

表 3-2-24(1) 特定建設作業の種類(騒音規制法)

番号	建設作業の種類
1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。)を使用する作業
7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。)を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。)を使用する作業

出典:騒音規制法施行令第 2 条別表 2(昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号)

表 3-2-24(2) 特定建設作業の種類(三重県生活環境の保全に関する条例)

番号	建設作業の種類
1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ(平成 9 年環境庁告示第 54 号別表に掲げるものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。)を使用する作業
7	トラクターショベル(平成 9 年環境庁告示第 54 号別表に掲げるものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。)を使用する作業
8	ブルドーザー(平成 9 年環境庁告示第 54 号別表に掲げるものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。)を使用する作業

注1)騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域においては、この表に掲げる建設作業から同法第2条第3項に規定する特定建設作業を除く。

注2)建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に掲げる建築物の敷地の境界線から500m を超える地域で行われる作業を除く。

注3)都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域内で行われる作業を除く。

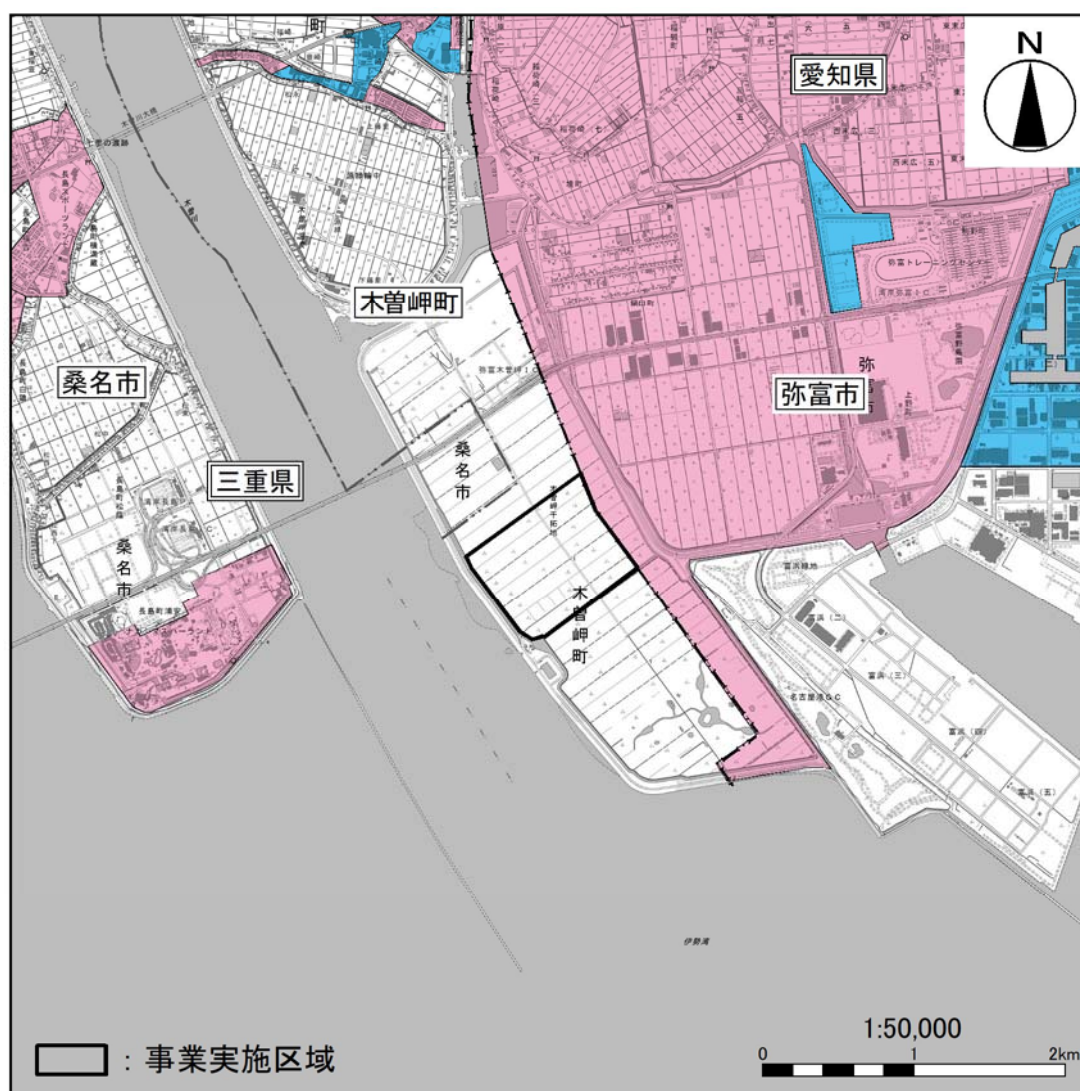
出典:三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第49条別表第18(平成13年3月27日三重県規則第39号)

表 3-2-24(3) 特定建設作業の種類(県民の生活環境の保全等に関する条例)

番号	建設作業の種類
1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるもので、その原動機の定格出力が十五キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業
7	コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業
8	コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
9	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベルその他これらに類する機械(これらに類する機械については原動機として最高出力 74.6kW 以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。)を用いる作業
10	ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業

注)騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域においては、この表に掲げる建設作業から同法第2条第3項に規定する特定建設作業を除く。

出典:県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成 15 年 8 月 22 日愛知県規則第 87 号)



凡 例

第1種区域 第2号区域

出典：桑名都市計画図(令和3年11月、桑名市)

マップあいち 都市計画総括図(令和3年度版)(愛知県ホームページ)

木曽岬町 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による知事が指定する区域(昭和52年12月6日三重県告示第728号)

桑名市 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による市長が指定する区域(平成24年4月1日桑名市告示第64号)

弥富市 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域(平成24年3月30日弥富市告示第25号)

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第49条別表第19付表(平成13年3月27日三重県規則第39号)

県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成15年8月22日愛知県規則第87号)

図 3-2-10 特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動の規制に関する区域の区分図

(3) 振動規制法に基づく道路交通振動の限度、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号)第3条第1項及び第16条第1項に基づく道路交通振動の限度及び時間の区分を表3-2-25に、区域の区分は表3-2-26及び図3-2-11に示す。

調査区域は概ね、商業・工業系地域と用途なし地域が該当する第2種区域が指定されており、住居系地域が該当する第1種区域も点在している。

事業実施区域は、第2種区域に指定されている。

表3-2-25 道路交通振動の限度

区域の区分	昼間	夜間
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

注)時間区分は以下の通りである。

昼間:午前7時～午後8時、夜間:午後8時～翌午前7時

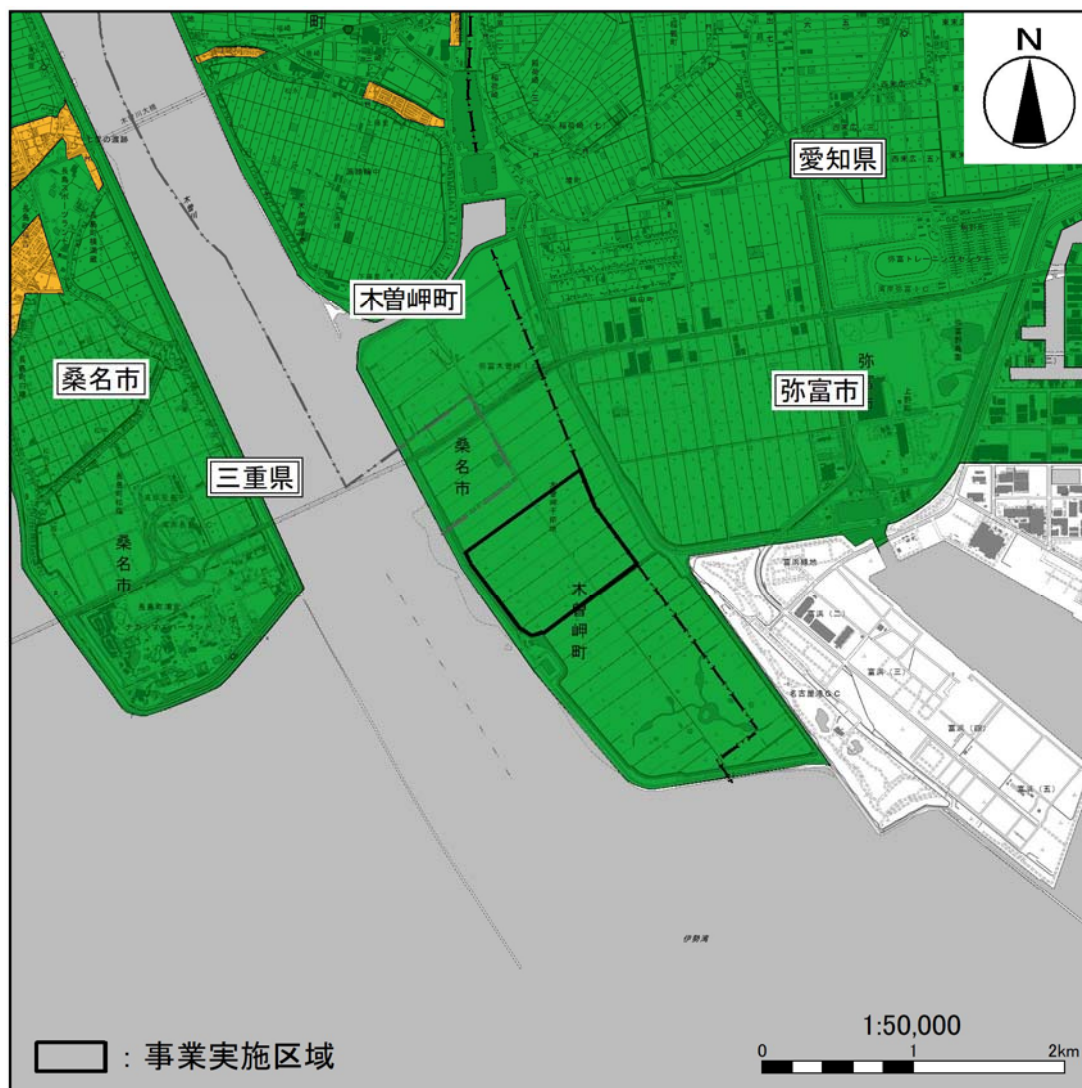
出典:振動規制法施行規則(昭和51年11月10日総理府令第58号)

表3-2-26 道路交通振動の限度における区域の区分

区域	区域の区分
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域、 都市計画区域で用途地域の定められていない地域

出典:振動規制法に基づく知事が定める区域及び時間の区分(昭和52年12月6日三重県告示第730号)

道路交通振動の要請限度に係る区域の区分(平成24年3月30日弥富市告示第21号)



凡 例

第 1 種区域 第 2 種区域

出典：桑名都市計画図（令和3年11月、桑名市）
 マップあいち 都市計画総括図（令和3年度版）（愛知県ホームページ）
 振動規制法に基づく知事が定める区域及び時間の区分（昭和52年12月6日三重県告示第730号）
 道路交通振動の要請限度に係る区域の区分（平成24年3月30日弥富市告示第21号）

図 3-2-11 道路交通振動における区域の区分

(4) 振動規制法等に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「振動規制法」(昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号)第 3 条第 1 項及び第 15 条第 1 項、三重県生活環境の保全に関する条例(平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号)第 47 条及び県民の生活環境の保全等に関する条例(平成 15 年 3 月 25 日愛知県条例第 7 号)に基づき特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準を表 3-2-27 に、区域の区分を前掲の表 3-2-23 及び図 3-2-10 に、特定建設作業の種類を表 3-2-28 に示す。

調査区域は、第 1 号区域、第 2 号区域に指定されている。

事業実施区域は、区域指定されていない。

表 3-2-27 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

規制項目	区域区分	振動規制法 三重県条例・愛知県条例	適用除外
基準値		75 デシベル	
作業禁止時間	1 号区域	午後 7 時～翌日の午前 7 時	①②③④
	2 号区域	午後 10 時～翌日の午前 6 時	
	3 号区域	午後 7 時～翌日の午前 7 時	
最大作業時間	1 号区域	10 時間／日	①②
	2 号区域	14 時間／日	
	3 号区域	10 時間／日	
最大作業日数		連続 6 日	①②
作業禁止日		日曜日その他の休日	①②③④⑤

注1)基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

注2)適用除外

- ①災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要がある場合
- ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に行う必要がある場合
- ④道路法又は道路交通法の規定に基づき条件が付けられた場合
- ⑤変電所の変更工事で特に行う必要がある場合

注3)勧告・命令

当該基準値は、基準値を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業について、勧告又は命令を行うにあたり、1 日における作業時間を最大作業時間未満4時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

注4)3号区域は愛知県条例のみの区域区分である

出典:振動規制法施行規則(昭和51年11月10日総理府令第58号)

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第50条別表第19(平成13年3月27日三重県規則第39号)

県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第21(平成15年8月22日)

表 3-2-28(1) 特定建設作業の種類(振動規制法)

番号	建設作業の種類
1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)

出典:振動規制法施行令(昭和51年政令第280号)

表 3-2-28(2) 特定建設作業の種類(三重県生活環境の保全に関する条例)

番号	建設作業の種類
1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五十メートルを超えない作業に限る。)
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五十メートルを超えない作業に限る。)

注1)振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域においては、この表に掲げる建設作業から同法第2条第3項に規定する特定建設作業を除く。

注2)建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に掲げる建築物の敷地の境界線から500m を超える地域で行われる作業を除く。

注3)都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域内で行われる作業を除く。

出典:三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第49条別表第18(平成13年3月27日三重県規則第39号)

表 3-2-28(3) 特定建設作業の種類(県民の生活環境の保全等に関する条例)

番号	建設作業の種類
1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五十メートルを超えない作業に限る。)
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五十メートルを超えない作業に限る。)

注)振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域においては、この表に掲げる建設作業から同法第2条第3項に規定する特定建設作業を除く。

出典:県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成15年8月22日愛知県規則第87号)

(5) 水質汚濁防止法により排水基準が定められた区域

調査区域における「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)第 3 条第 3 項の規定に基づき、同法同条第 1 項の排水基準に代えて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排水基準(上乘せ排水基準)を適用する区域について、三重県では、「大気汚染防止法第 4 条第 1 項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和 46 年 12 月 24 日三重県条例第 60 号)により木曽川が第 2 種水域に設定されている。愛知県では、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」(昭和 47 年 3 月 29 日条例第 4 号)により、木曽川水域に設定されており、既設の工場又は事業場、新設の工場又は事業場に適用される。

(6) 水質汚濁防止法の規定に基づく指定地域

調査区域内の市町はすべて、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、水質総量削減の対象項目の化学的酸素要求量(COD)及び窒素又はりん含有量について総量規制している地域に該当する。

(7) 土壌汚染対策法の規定により指定された要措置区域及び形質変更時要届出区域

調査区域において、「土壌汚染対策法」(平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号)第 6 条第 1 項に基づく要措置区域は存在しない。

また、調査区域における同法第 11 条第 1 項の規定に基づく形質変更時要届出区域を表 3-2-29 に示す。なお、事業実施区域に、形質変更時要届出区域は存在しない。

表 3-2-29 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域

指定番号	指定年月日	面積	指定に係る 特定有害物質	所在地
整 22-2	平成 22 年 9 月 17 日	95,431m ²	砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物(溶出)	三重県桑名郡木曽岬町新輪二丁目 11 番の一部、12 番、13 番、17 番の一部、18 番の一部、19 番の一部
形-2	平成 22 年 9 月 24 日	67,935m ²	砒素及びその化合物(溶出)	愛知県弥富市曙二丁目 12 番、13 番、14 番、15 番及び 16 番の各一部

(8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定された指定区域

調査区域における「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 437 号)第 15 条の 17 第 1 項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域は存在しない。

(9) 農用地の土壤汚染防止等に関する法律の規定により指定された農用地土壤汚染対策地域調査区域において、「農用地の土壤汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号)の規定により指定された農用地土壤汚染対策地域は存在しない。

(10) 「工業用水法」に基づく指定地域、「地盤沈下防止等対策の推進について」に基づき策定された地盤沈下防止等対策要綱の対象地域、地方公共団体の条例に基づく規制地域の状況等調査区域における「工業用水法」(昭和 31 年 6 月 11 日法律第 146 号)第 3 条第 1 項に基づく指定地域は、弥富市が指定されている。

調査区域における「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱の推進について」(昭和 60 年 8 月 15 日、環水企第 291 号)に基づく対象地域は、調査区域内の市町がすべて含まれる。

調査区域における「三重県生活環境の保全に関する条例」第 56 条第 1 項に規定する規則で定める地下水の採取の規制地域に第 1 号地域として木曽岬町及び桑名市が指定されている。また、「県民の生活環境の保全等に関する条例」第 53 条第 1 項に基づく揚水規制区域に弥富市が指定されている。

(11) 特定悪臭物質による規制及び臭気指数または臭気排出強度に係る規制地域および規制基準調査区域における悪臭防止法第 3 条の規定に基づく「特定悪臭物質」による規制は木曽岬町の市街化区域及び桑名市が規制地域となっており、「臭気指数」による規制は弥富市が規制地域となっている。臭気指数の基準を表 3-2-30 に、規制地域の区分図を図 3-2-12 に示す。

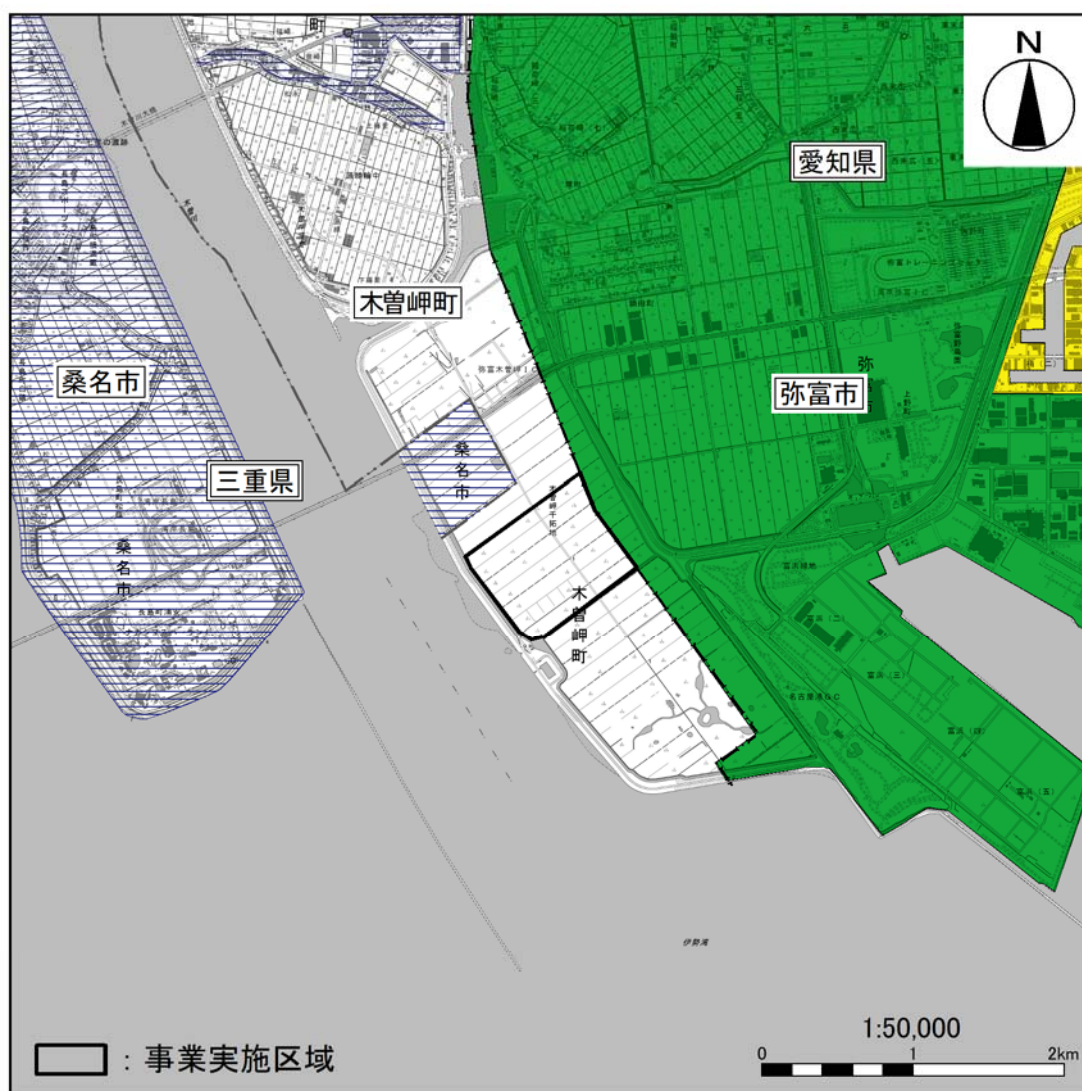
事業実施区域は、規制地域に指定されていない。

表 3-2-30 臭気指数の規制基準

規制地域の区分	第 1 種地域	第 2 種地域	第 3 種地域
臭気指数	12	15	18

注)敷地境界線における規制基準

出典)臭気指数の規制基準(平成24年3月26日弥富市告示第22号)



凡 例

特定悪臭物質	規制地域
規制区域	第2種
	第3種

出典：悪臭規制の手引（平成28年1月、三重県）
 悪臭防止法に係る規制区域地図（三富市ホームページ）

図 3-2-12 悪臭防止法に係る規制区域図

3) 自然保護関係法令等

- (1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定により指定された生息地等保護区の区域

調査区域において、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく生息地等保護区の区域は存在しない。

- (2) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の区域

調査区域において、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和 55 年 9 月 22 日条約第 28 号)第 2 条 1 の規定に基づく湿地の区域は存在しない。

- (3) 文化財保護法の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物又は重要文化的景観等

調査区域における「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)、「三重県文化財保護条例」(昭和 32 年 12 月 28 日条例第 72 号)、「木曽岬町文化財保護条例」(平成 21 年 12 月 18 日条例第 21 号)、「桑名市文化財保護条例」(平成 16 年 12 月 6 日条例第 187 号)、「愛知県文化財保護条例」(昭和 30 年 4 月 1 日条例第 6 号)、「弥富市文化財保護条例」(昭和 47 年 6 月 30 日条例第 17 号)に基づいて指定あるいは登録された史跡、名勝又は天然記念物又は重要文化的景観等は存在しない。

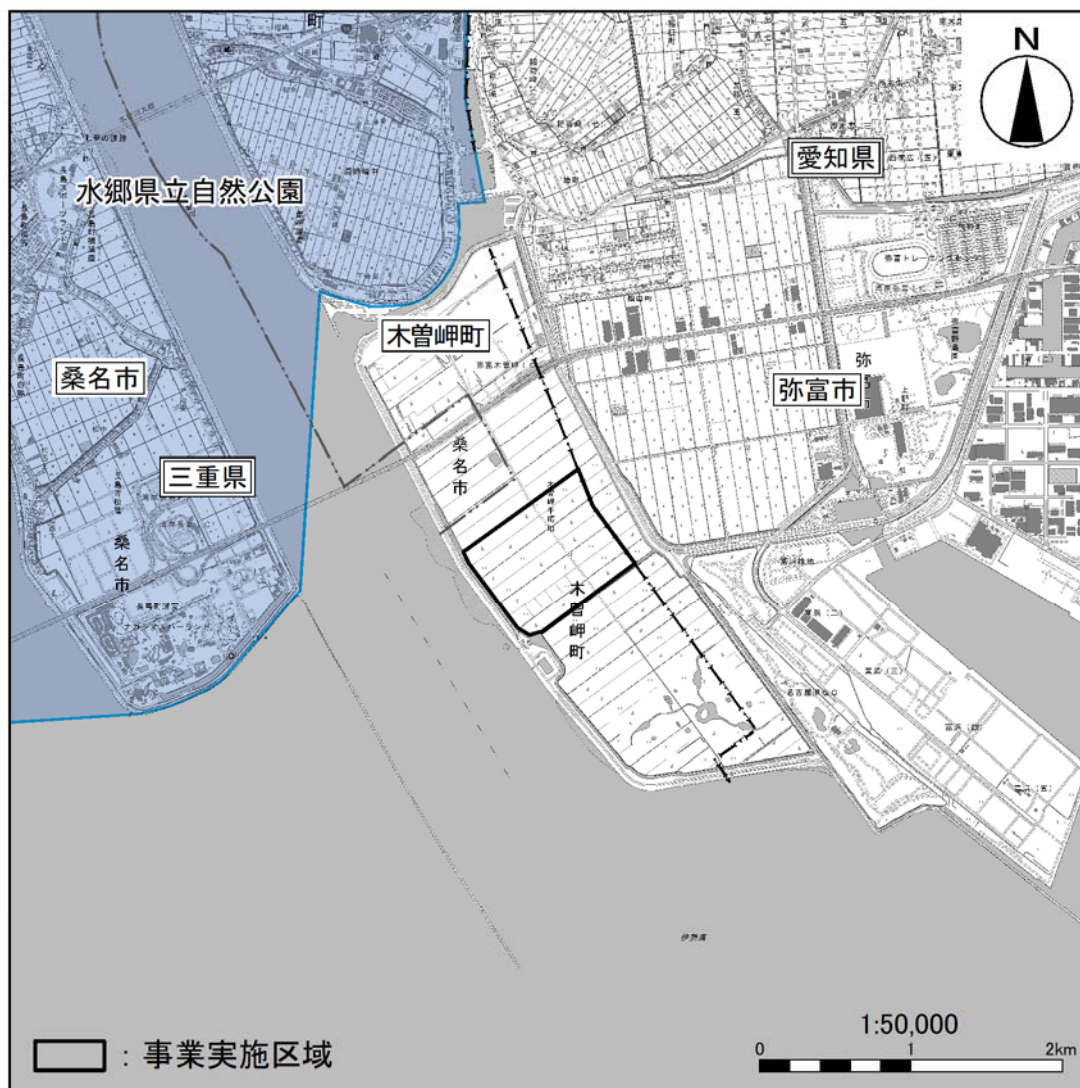
- (4) 自然公園法の規定により指定された国立公園、国定公園又は都道府県立自然公園の区域

調査区域における「自然公園法」(昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号)法第 72 条の規定により指定された県立自然公園の区域を表 3-2-31 及び図 3-2-13 に示す。

表 3-2-31 自然公園概要

公園名	指定年月日	公園面積 (ha)	特別地域 (ha)	普通地域 (ha)	公園の特色
水郷県立自然公園	S28.10.1	6,842	670	6,172	多度神社、民俗行事、 多度山の展望

出典：令和2年度版三重県サステナビリティレポート(令和3年3月、三重県)



凡 例

水郷県立自然公園

出典:水郷県立自然公園(平成2年6月、三重県)

図 3-2-13 自然公園位置図

- (5) 自然環境保全法の規定により指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県立自然環境保全地域

調査区域において、「自然環境保全法」(昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号)第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域、第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域及び第 45 条第 1 項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域は存在しない。

- (6) 都市緑地法の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区

調査区域において、「都市緑地法」(昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号)第 12 条第 1 項の規定に基づく特別緑地保全地区の区域は存在しない。

- (7) 都市緑地法の規定により定められた緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画(緑の基本計画)

調査区域において、「都市緑地法」(昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号)第 4 条第 1 項に基づき緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画(緑の基本計画)が桑名市で制定されている。

「桑名市緑の基本計画」(平成 20 年 5 月、桑名市)によると、2025 年の市街化区域内の緑地率の目標を約 20%に設定されている。

- (8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により設定された鳥獣保護区の区域

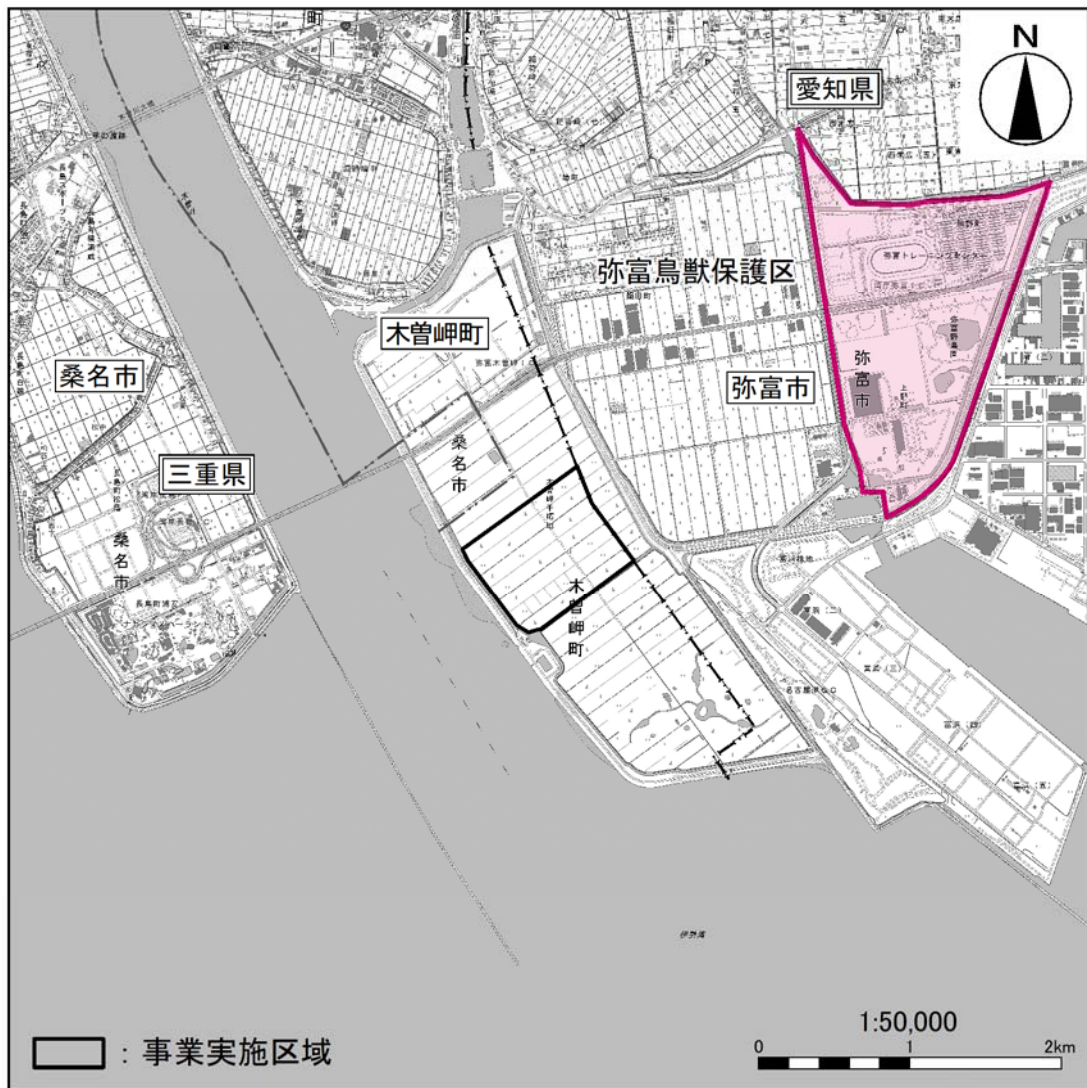
調査区域における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号)第 28 条第 1 項の規定に基づく鳥獣保護区を表 3-2-32 及び図 3-2-14 に示す。

調査区域には、弥富鳥獣保護区が存在している。

表 3-2-32 鳥獣保護区

名称	面積(ha)	存続期間
弥富鳥獣保護区	216	令和 4 年 11 月 1 日～令和 14 年 10 月 31 日

出典:あいちの環境 愛知県鳥獣保護区等位置図(令和4年11月、愛知県ホームページ)



凡 例

弥富鳥獣保護区

出典: あいちの環境 愛知県鳥獣保護区等位置図(令和4年11月、愛知県ホームページ)

図 3-2-14 鳥獣保護区位置図

(9) 都市計画法の規定により指定された風致地区の区域

調査区域において、「都市計画法」(昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 7 号の規定に基づく風致地区は存在しない。

(10) 森林法の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林

調査区域において、「森林法」(昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号)第 25 条の規定により指定された保安林のうち、名所又は旧跡の風致の保存(風致保安林)のために指定された保安林は存在しない。

2.9 その他の事項

1) 環境保全に関する計画等

(1) 公害防止計画

調査区域は、公害防止計画を策定する地域には含まれない。

(2) 環境基本計画

三重県では、三重県環境基本条例に基づき、三重県の環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランとして「三重県環境基本計画～持続可能な「スマートみえ」をめざして～」(令和2年3月)を策定している。目標年度を2030年度とし、脱炭素社会を見据えた「低炭素社会」、資源の有効利用、資源循環の促進が図られ、廃棄物の排出が極力抑制された「循環型社会」、生物多様性の保全等が進められた「自然共生社会」、大気・水環境等が保全され、安全・安心で、快適な生活が営めるような「生活環境保全が確保された社会」の構築を目標として掲げ、環境、経済、社会の統合的向上が図られた持続可能な社会の実現をめざすこととしている。

愛知県では、愛知県環境基本条例に基づき、「第5次環境基本計画」(令和3年2月)を策定している。第4次までの環境基本計画の流れを受けつつ、愛知県独自の経験や取組を十分に生かし、県民・事業者等の参加と協力のもと、社会経済情勢の変化や地球環境の危機的状況に的確に対応するとともに、持続可能な社会の形成を目指し、SDGsの考え方も活用してこれからの愛知県の環境施策の方向性を示すために策定している。

(3) 総量削減計画

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年6月3日法律第70号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、三重県では「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」(平成25年3月、三重県)、愛知県では「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」(平成25年3月、愛知県)を策定している。

調査区域が位置する三重県木曽岬町、桑名市及び愛知県弥富市は、上記計画の対策地域に含まれている。

(4) 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例

事業実施区域が位置する三重県では、土砂等の埋立て等に関し、県、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の責務を明らかにするとともに、必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図り、もって土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的として「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」(令和元年12月23日条例第26号)が制定されており、汚染された土砂等の埋立て等の禁止や一定規模以上の土砂等の埋立て等の許可について定められている。

2) 温室効果ガス等の状況

三重県及び愛知県の温室効果ガス排出量の状況を表 3-2-33 に示す。

三重県では「三重県地球温暖化対策総合計画」(2023 年 3 月改定、三重県)を策定しており、2030 年度の三重県の温室効果ガス排出量を、排出削減・吸収量の確保により、2013 年度比で 47%削減する目標を設定している。

愛知県では「あいち地球温暖化防止戦略 2030(改定版)」(2022 年 12 月、愛知県)を策定しており、2030 年度の温室効果ガス総排出量を 2013 年度比で 46%削減する目標を設定している。

表 3-2-33 温室効果ガス排出量の状況

単位:千 t-CO₂

温室効果ガス	三重県(令和元年度)	愛知県(令和 2 年度)
二酸化炭素	22,993	65,276
メタン	277	428
一酸化二窒素	593	819
代替フロン等 4 ガス	732	3,160

出典:三重県域における温室効果ガス排出状況について(三重県ホームページ)
2020年度温室効果ガス総排出量について(愛知県ホームページ)

3) 公害苦情の状況

三重県木曽岬町、桑名市及び愛知県弥富市における公害苦情件数を表 3-3-34 に示す。

三重県では、典型7公害のうち大気汚染に関する苦情が最も多く、次いで悪臭、騒音となっている。
愛知県では、大気汚染に関する苦情が最も多く、次いで騒音、悪臭の順となっている。

表 3-3-34 公害苦情件数(令和 2 年度)

県	市町	典型 7 公害							その他
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	
三重県	桑名市	5	7	1	21	1	0	27	5
	木曽岬町	4	0	0	0	0	0	0	1
		411	153	2	217	10	0	371	665
愛知県	弥富市	5	4	0	15	1	0	15	85
		1,753	385	10	1,708	163	4	920	1,584

出典:令和4(2022)年度版三重県サステナビリティレポート(令和4年11月、三重県)
令和4(2022)年度愛知県統計年鑑(愛知県ホームページ)あ